

韓国におけるPPP／PFI制度と
インフラファンドに関する調査

平成 23 年 1 月

株式会社野村総合研究所

<目次>

0. 本調査の背景.....	3
1. 韓国 PFI 制度の歴史と現状について	4
2. 管理運営権の具体的内容について	15
3. 韓国における事例について.....	24
1) 仁川国際空港高速道路 Incheon Int'l Airport Expressway	24
2) 仁川空港貨物ターミナル Incheon Airport Cargo Terminal	34
3) ソウル都市鉄道 9 号線 Seoul Subway Line #9 Section 1.....	37
4) 釜山新港湾 1 段階 Busan New Port	43
5) 釜山東部下水処理施設 Busan Dongbu Sewage Disposal Facilities	48
4. 民間発案型事業の具体的内容について.....	50
5. 韓国のインフラファンドについて	57
6. 本調査に基づく日本の PFI 制度への示唆	65
参考資料 1 ヒアリング議事録.....	66
参考資料 2 コンセッション標準契約（有料道路） 翻訳版	109
参考資料 3 港湾施設管理権登録令 翻訳版	151

0. 本調査の背景

我が国でPFI法が制定されてから約10年が経過し、実施方針を公表した事業は平成21年12月末現在で366件に上るなど、PFIは公共施設等に関する事業の一手法として着実に定着してきており、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新を確実にかつ効率的に進めるとともに、公共サービスの質的向上も図り、もって真に豊かな国民生活を実現するためには、PFIの積極的な活用は不可欠である。

政府の新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）においても、PFI制度にコンセッション方式を導入すること、民間資金導入の制度整備の実施等PFI制度の拡充が盛り込まれたところである。

既に韓国においては、1994年にPPP法（The Act on Promotion of Private Capital into Social Overhead Capital Investment）（1999年にPPI法（The Act on Private Participation in Infrastructure）と名称を変更。以下「PPI法」という。）が制定され、有料道路や港湾施設、鉄道施設などの分野において、施設使用者から使用料を徴収することができる権利を事業施行者に設定する事業方式によって事業を実施しており、また民間事業者が発案する事業も多く実施されている。さらに、社会基盤施設投融资会社（以下「インフラファンド」という。）が法的な位置付けを付与され、多くのインフラファンドが存在している。

本調査では、これら韓国のPPP/PFI制度及びインフラファンドに関する資料の収集・整理等により調査を実施し、民間発案型事業及びインフラファンドの実態や課題点を整理・検討することを目的とする。

1. 韓国 PFI 制度の歴史と現状について

(1) 制度の沿革

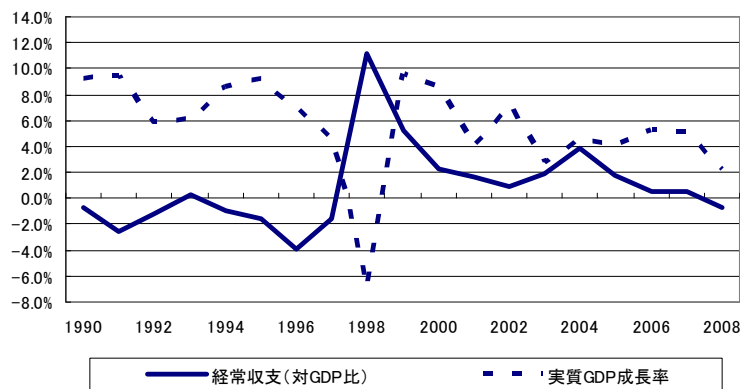
韓国での PFI 制度の創設は、1994 年の The Act on Promotion of Private Capital into Social Overhead Capital Investment (PPP 法) 制定をきっかけとしている。この法制度整備の背景として、1980 年代に韓国では公共投資の抑制が行われていたために 1990 年代に入ってインフラの不備が目立ちはじめ、特に高速道路や鉄道網の不備が経済に与えるマイナスの影響を早急に取り除くことが求められたこと、意思決定に時間がかかり規模的にも限界のある政府の予算措置を待たずに民間企業にインフラの事業権を与え、その資金で整備することで解決を目指したことが挙げられる。

結果として、当初の韓国における PFI 制度は対象分野としては有料道路や港湾施設、鉄道施設などの産業資本分野が中心であり、事業方式としては独立採算型の事業が主流であった。

その後、PPP 法は 1999 年と 2005 年の法律名称を含む大幅な制度改正を含め、環境変化に応じた度重なる修正を経て、今日に至っている。

1999 年の制度改正は、韓国の抱える深刻な経済問題を踏まえて行われた。1990 年代の韓国経済は図表 1-1 にあるとおり 10% 近い実質 GDP 成長率を達成していたが、一方で経常収支は赤字傾向で不足する資金を海外からの借入で賄うという構図が定着していた。そんな経済構造の脆弱性を突かれ、1997 年のアジア通貨危機の影響を受けて海外からの資金は引き上げられ、経済は破綻状態に追い込まれた。結果として 1998 年には実質 GDP 成長率が -6.9% となり、再生のために経済構造の健全化と共に、国内外から長期、安定的な資金を集めるための努力が必要とされた。社会資本という国家の基本をなす分野での資金調達においても、同様の必要性が生じたのである。

図表 1-1 過去 20 年の韓国経済の動向



出所) 世界銀行、OECD より作成

具体的な改正項目としては、PPP 法は The Act on Private Participation in Infrastructure (PPI 法、社会基盤施設に対する民間投資法) と名称が変更されると共に、MRG (Minimum Revenue Guarantee) と呼ばれる、事業に投資する民間企業に対して政府が一定程度の収入を保証する仕組みが導入された。

また、インフラ事業を専門に投資し、その収益を株主に配分させることを目的とする社会基盤施設投融资会社 (いわゆるインフラファンド) という法人が法律で設立され、一定の条件を満たすことで法人課税を受けずに投資家に配当を出すことが可能で、上場もできる仕組みを整えている。

いずれの制度についても詳細は後述するが、資金調達に関する配慮が目立つ改正となっているのが特徴と言える。その背景には、前述のような経済構造があり、社会資本整備に長期、安定的に投資家の資金が流れるように心を砕いた結果であると考えられるものである。

一方で、2005 年の制度改正では PPI 法の対象領域を学校や高齢者施設、公務員宿舍、軍人住宅などの社会的インフラの領域まで拡大し、事業方式としてサービス購入型の事業が導入された。この背景には、韓国でも進む高齢化や成熟経済下での多様な行政サービス需要などへの対応のために、経済成長を支える経済的インフラのみでなく、様々な社会的インフラ整備が必要となったことが指摘される。

図表 1-2 PPI 事業の実施ボリューム

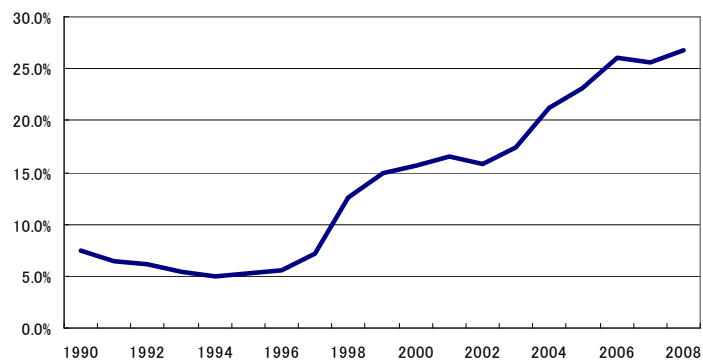
	'98	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10 *
PPP契約額 (A)	0.5	1.0	0.6	1.2	1.0	1.7	2.9	2.9	3.1	3.8	3.9	4.1
政府による公共投資 (B)	12.7	15.2	16.0	16.0	18.4	17.4	18.3	18.4	18.4	20.5	25.4	25.1
A/B (%)	3.9	6.6	3.4	7.5	5.6	9.8	16.1	15.9	17.0	18.4	15.4	16.3

注) 2010 年の数値は実施予定含む
出所) 韓国開発研究院資料より

図表 1-2 にあるとおり、1998 年以降の PPI 事業の実施ボリュームを見ると、2004 年以前は政府の公共投資に対する PPI 投資のウェイトは概ね 5%程度であるが、2005 年以降は 15%を超える水準にまで増加している。この背景には、政府債務の膨張が対外債務の膨張につながることを避けるために、図表 1-3 にあるとおり、対 GDP 比の政府債務の残高が 30%程度に留まっているという、健全財政を続けた韓国政府の財政運営姿勢があるとされる。財政支出が必要な公共事業を圧縮すると共に、真に必要な社会資本は

できるだけ財政負担を避けて PPI 制度を活用して整備するようにしたことも一つの要因
であると考えられる。

図表 1 - 3 韓国政府の対 GDP 比債務残高の推移



出所) OECD 資料より作成

(2) 制度の全体像

PPI 制度は大きく以下の 4 つのドキュメントによって構成されており、制度は企画財政部（日本の財務省に相当）が所管している。

- ①PPI 法
- ②社会基盤施設に対する民間投資法施行令（PPI 法施行令）
- ③民間投資事業基本計画
- ④ガイドライン

このうち PPI 法及び PPI 法施行令は PPI 制度の全体を規定する重要な法令であり、本報告書でもこの規定に基づいて主要な部分を解説していく。

民間投資事業基本計画とは、PPI 法第 7 条の規定に基づいて策定され、PPI 制度運用の中長期的な方針や、国家としての社会資本整備計画全体との整合性などが規定されることになっている。具体的な項目は以下の通りである。

- ・ PPI 政策の方向性
- ・ PPI プロジェクトの具体的実施方法
- ・ ファイナンス及びリファイナンスの方向性
- ・ リスク分担の仕組み
- ・ 政府補助金の支払い方法
- ・ 契約書作成の方向性

民間投資事業基本計画は、企画財政部長官が関係中央行政機関の長との協議及び民間投資事業審議委員会（企画財政部長を長とし、社会資本整備に関連する省庁の次官と 8 名以内の民間有識者で構成される）の審議を経て策定するとされている。

ガイドラインは、事業実施上の手続きや準備の仕方の仕方について書かれており、以下のようなものが存在する。

- ・ VFM テストに関するガイドライン
- ・ RFP の準備に関するガイドライン
- ・ 施設要求水準に関するガイドライン
- ・ 提案書評価に関するガイドライン
- ・ 標準コンセッション契約に関するガイドライン
- ・ リファイナンスに関するガイドライン

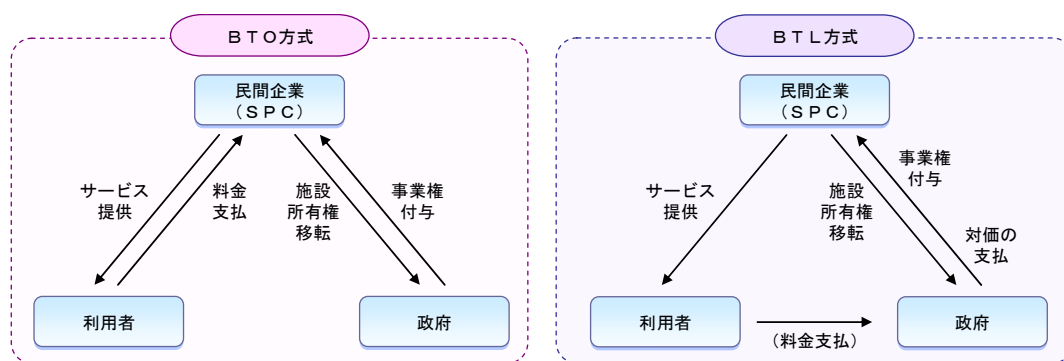
(3) 事業スキーム

韓国の PPI 法第 4 条には、6 種類の事業スキームが記載されているが、実際に活用されている主要なものは独立採算型とサービス購入型の二つの事業スキームであり、前者を BTO 方式、後者を BTL 方式と呼んでいる。

BTO 方式とは、施設を事業者が建設し、出来上がった施設を事業者が政府に寄付するのと引き換えに、政府から事業者に施設の管理運営権が付与され、利用者から料金を徴収し、運営や維持管理の業務を遂行することになるものである。

これに対してサービス購入型の BTL 方式は、日本やイギリスの PFI 事業を参考に作られたとされているが、内容は施設のハード面での性能維持を充足し続けられれば政府からの対価が保証され、充足できなければ減額される仕組み（いわゆるアベイラビリティペイメント）になっている。

図表 1-4 韓国 PFI における主な事業スキーム



出所) 韓国開発研究院資料より作成

(4) 対象施設

PPI法の対象となる施設は、日本のPFI法と同様に法律で列挙されている。1994年に法制度が整備された当初は、35種類の施設が法律の適用対象であったが、現在では44種類に拡大されている。この44種類を分野別に整理すると、大きく15カテゴリー（道路・鉄道・港湾・通信・水道・エネルギー・環境・物流・空港・文化観光・軍人住宅・教育・森林・公営住宅、福祉）に分けることができる。

2009年9月までの事業件数は、BTO方式で合計203件、総事業費66.1兆ウォンであり、分野別にみると、環境（廃棄物処理施設や下水処理施設、リサイクル施設などが含まれる）分野と道路分野に集中している。

事業主体としては、中央政府発注のものが88件59.2兆ウォンであるのに対して、地方自治体発注のものが115件6.9兆ウォンとなっており、案件数では地方自治体の案件が多くなっているが、金額では圧倒的に中央政府が多くなっているという特徴が存在する。また、鉄道や港湾は中央政府発注案件しかないのに対して、環境分野は地方自治体が発注の中心を占めており、有料道路では中央政府と地方自治体の双方が活発に事業は実施している。

図表1-5 BTO方式の分野別案件数

分野	有料道路	鉄道	港湾	環境	その他	合計
中央政府案件	38	11	17	10	12	88 (59.2)
地方自治体案件	23	-	-	54	38	115 (6.9)
合計	61	11	17	64	50	203 (66.1)

注：2009年9月現在
出所）韓国開発研究院資料より作成

なお、BTL方式では、2009年9月までに366件・総事業費19.7兆ウォンとなっており、分野別の内訳では、学校や下水処理場、軍人／公務員宿舎が多くなっている。

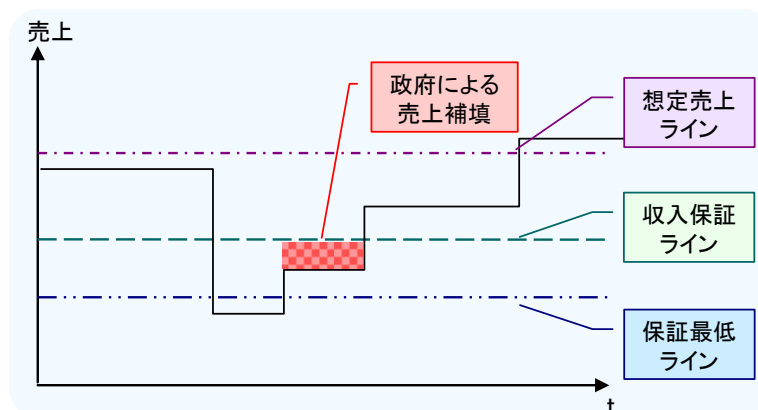
(5) 政府によるサポート

政府によるサポートとして、最も代表的なものに前述の MRG が挙げられる。

この仕組みは、民間企業によって整備されたインフラの利用者が、利用量に応じて民間企業に利用料金を負担する BTO 方式の事業においてのみ認められている。具体的な内容としては、個別のプロジェクトについて政府と民間企業が結んだ契約に基づいて、あらかじめ想定していた収入（図表における「想定売上ライン」）を、実際の収入が一定以下（図表における「収入保証ライン」）まで下回った場合に、差分を補てんするというものである。

MRG は 1999 年に導入されたが、その理由としては 1994 年に PPP 法を制定したものの、政府側が不十分な需要想定で事業を発注するケースが多く、民間企業も警戒して応募をためらい、案件数が増えなかったことが指摘されている。この制度を導入することで、韓国の建設会社や投資家は最低限の収入はプロジェクトから得られるという安心感を持って参加できるようになったという利点は指摘されている。

図表 1 - 6 MRG の考え方



ただ一方で、不採算のプロジェクトに対して政府が巨額の損失補てんを行うことに対する批判の声も根強かった。そもそも財政負担なくインフラを整備しようとした PPI 法の趣旨からも乖離するものであった。このような声に配慮し、2003 年と 2006 年に相次いで制度を改正し、その中で下限値（図表における「保証最低ライン」）が導入されている。この制度によると、あらかじめ設定された収入保証ラインと、法律上の下限値である保証最低ラインの間に収入が納まった場合にしか、補てんを受けられないということになる。

図表 1 - 7 MRG の制度改正の変遷

	1999年改正	2003年改正	2006年改正
期 間	全事業期間	15年間	10年間 政府認定 プロジェクトのみ
保証ライン	予想売上の 90%~80%	予想売上に対して 最初の5年：90% 次の5年：80% 最後の5年：70%	予想売上に対して 最初の5年：75% 最後の5年：65%
最低ライン	なし	予想売上の50%	予想売上の50%

出所) 韓国開発研究院資料より作成

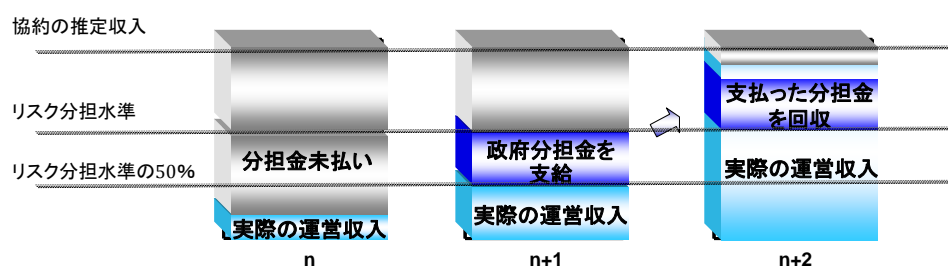
これにより、事業に関心を有する民間企業は、最低保証ラインには到達する程度の売上げは見込めるという目処を持って、事業に応募することとなる。政府にとっても、需要予測が大幅に外れるリスクを抱える不良な事業が応募者を得られずに淘汰される可能性が高まり、応募者が現れても低利用なインフラへの損失補てんが無制限に拡大する心配から開放されることとなった。

このような改正以外にも、適用するプロジェクトの範囲や期間を絞る、保証ラインを下げる、最低保証ラインを設けるなど、段階的に制度の見直しが進められ、政府の財政負担と参加する民間企業のリスク負担のバランスを取る努力が続けられてきた。ただ、それでも世論からの批判は厳しく、ついに 2009 年 10 月には MRG は廃止されるに至っている。

これに代わって、政府は新たな投資リスク分担の仕組みを導入している。この制度の下では、政府は事業者が当該事業に投資した総事業費を事業期間で分割した額に、一定の利率（5年満期の国債利率）を課した額の合計値をリスク負担水準とし、運営収入がこれ下回った場合に政府が補填をするというものである。また、政府が補填を行った年度の以降の年度でリスク負担水準を上回る運営収入が得られた場合には、政府から受けた支援を返済する必要があるという制度設計となった。また、MRG と同様に最低保証ラインの考え方は残されている。

これによって、金融機関から借り受けた借入金へのサポートはあるものの、その金利水準を上回る配当や、運営費用への補填を受けられなくなったという点で、MRG よりも事業者側に厳しいものとなったと言えるだろう。

図表 1 - 8 新たな投資リスク分担制度



出所) 韓国政府資料より作成

MRG 以外の政府によるサポート以外にも、土地収用権の付与や公有財産の無償／安価な貸付や払い下げ、補助金の交付、税制優遇、プロジェクトファイナンスによるローンへの政府保証、不可抗力発生時の政府による資産買い取りなどが組み込まれている。

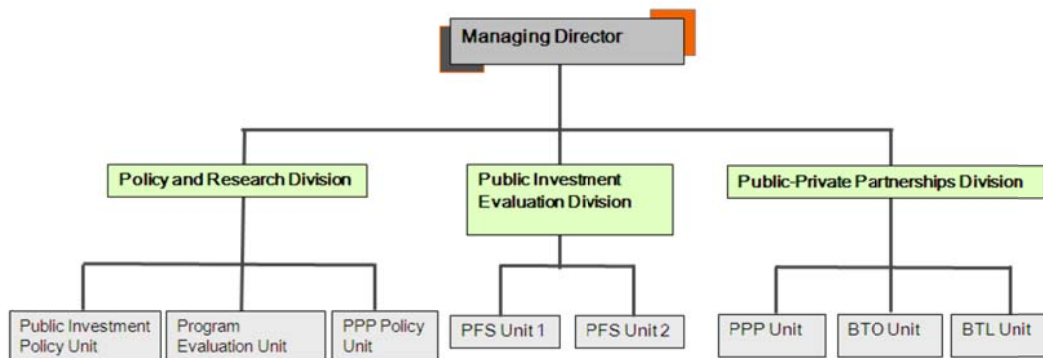
(6) 支援機関

また、民間企業向けのサポートに留まらず、民間と並ぶ PPI プロジェクトの担い手である政府機関へのサポートも整えている点が韓国の特長である。

一般的には、発注を行う政府機関の公務員は金融や技術に不慣れな場合もあるため、外部の専門家がアドバイザーとして起用されることが多い。

韓国では、この役回りは制度を所管する企画財政部の管轄の政府機関である開発研究院に置かれた **Public and Private Infrastructure Investment Management Center**（公共投資管理センター、PIMAC と呼ばれ日本の内閣府 PFI 推進室に相当する役割を負う）にいる約 40 名のスタッフが担当し、政府機関に対して事業の可能性調査からアドバイザーまでを一貫して無償で担当している。これにより、不慣れな政府機関や自治体の担当者にとっての PPI 法活用へのハードルを下げている。

図表 1-9 PIMAC の組織構成



出所) 韓国開発研究院資料

なお、PIMAC の設立は PPI 法第 23 条に記載された以下の規定に基づいている。

第23条（社会基盤施設に係る公共投資管理センターの設置）

対象事業の検討、事業妥当性の分析、事業計画の評価等大統領令で定める支援業務を総合的に遂行するため、政府出えん研究機関等の設立、運営及び育成に関する法律による韓国開発研究院の付設として、社会基盤施設に係る公共投資管理センター（以下「公共投資管理センター」という。）を置く。

第2項

公共投資管理センターの長は、前項の規定による業務を遂行するに当たり必要な場合、関係機関又は関連団体の協力を要請することができる。

第3項

公共投資管理センターの長は、第1項の規定による業務に要する費用に充当するため必要な場合には、その業務により利益を受ける関係機関又は関連団体から手数料を受けすることができる。

第4項

公共投資管理センターの組織及び運営に関し必要な事項は、大統領令で定める。

PIMAC が実施する具体的な業務は、PPI 法条文中の大統領令に当たる PPI 法施行令において、以下のように記載されている。

- 一 PPI 法第 7 条第 1 項の規定による民間投資事業基本計画の策定に関する業務の支援
- 二 PPI 法第 10 条第 1 項の規定による施設事業基本計画の策定に関する業務の支援
- 三 PPI 法第 13 条第 2 項及び同条第 3 項の規定による事業計画の検討及び評価、施設協定締結等、事業施行者の指定に関する業務の支援
- 四 PPI 法第 7 条第 2 項ないし第 7 項の規定による民間部門の事業提案に対する検討及び評価
- 五 民間投資事業に関する許認可等の申請業務の代行
- 六 外国人民間投資者のための投資相談及び民間投資事業に対する外資誘致活動の支援
- 七 民間投資対象事業の検討及び妥当性の分析
- 八 民間投資事業推進に関する教育プログラムの開発及び運営
- 九 民間投資制度の改善及び関連分野の検討
- 十 民間投資対象事業の発掘に関する業務の支援
- 十一 その他民間投資事業の推進に関し必要な業務

PIMAC の担当者へのインタビューによると、韓国の予算編成では概ね 1,500 億ウォン以上の公共事業を実施する場合には、PPI 法の活用が可能か否かを検討することになっており、その具体的な検討を PIMAC が担っている。

また、具体的な業務の 5 番目に、外国人民間投資者のための投資相談や外資誘致活動の支援と言う業務が記載されている点が、韓国において PPI 法が導入され、改善されてきた背景や目的を物語るものとして特徴的である。

2. 管理運営権の具体的内容について

(1) 管理運営権について

PPI 法第 4 条には、韓国における PPI 事業の具体的なスキームとして、以下の 6 つが記載されている。

- ① 社会基盤施設の竣工と同時に当該施設の所有権が国又は地方自治団体に帰属し、事業施行者に一定期間の施設管理運営権を認める方式（次号に該当する場合を除く。）
- ② 社会基盤施設の竣工と同時に当該施設の所有権が国又は地方自治団体に帰属し、事業施行者に一定期間の施設管理運営権を認めるものの、その施設を国又は地方自治団体が協定で定める期間中賃借して使用・収益する方式
- ③ 社会基盤施設の竣工後一定期間、事業施行者に当該施設の所有権が認められ、その期間の満了時に施設所有権が国又は地方自治団体に帰属する方式
- ④ 社会基盤施設の竣工と同時に事業施行者に当該施設の所有権が認められる方式
- ⑤ 民間部門が第 9 条の規定により事業を提案した場合又は第 12 条の規定により変更提案をする場合、当該事業の推進のため第一号ないし前号以外の方式を提示し、主務官庁が妥当であると認めて採択した方式
- ⑥ その他主務官庁が第 10 条の規定により樹立した民間投資施設事業基本計画に提示した方式

このうち、①に書かれているのが BTO 型の事業であり、1. で示したように韓国の PPI 事業の大きな部分を占めている。この BTO 型事業の根幹を占めているのが、「管理運営権」という考え方である。

管理運営権とは、施設の所有権を政府が有したまま、その管理運営の権利を民間に付与するというものである。PPI 法では、第 26 条から第 28 条の間に、以下のような条文が設けられている。

第 26 条（社会基盤施設の管理運営権）

主務官庁は、第 4 条第一号又は第二号に規定した方式により社会基盤施設事業を施行した事業施行者が第 22 条の規定により竣工確認を受けた場合には、前条第 1 項の規定により無償で使用・収益することができる期間中、同施設を維持管理し、施設使用者から使用料を徴収することができる社会基盤施設管理運営権（以下「管理運営権」という。）を、当該事業施行者に設定することができる。

第 2 項

前項の規定により事業施行者が管理運営権の設定を受けたときは、大統領令で定めるところにより、主務官庁に登録しなければならない。

第3項

第1項及び前項の規定により管理運営権に登録した事業施行者は、当該施設の適正な維持管理に関し、責任を負う。

第4項

前項の規定による維持管理に必要な事項は、大統領令で定める。

第27条（管理運営権の設置等）

管理運営権は、これを物権とみなし、この法に特別な規定がある場合を除き、民法の不動産に関する規定を準用する。

第2項

管理運営権を分割、合併又は処分しようとするときは、あらかじめ、主務官庁の承認を受けなければならない。

第28条（権利の変更等）

管理運営権又は管理運営権を目的とする抵当権の設定、変更、消滅及び処分の制限は、主務官庁に備え置く管理運営権登録原簿に登録することにより、その効力が発生する。

第2項

前項の規定による管理運営権の登録に関し必要な事項は、大統領令で定める。

(2) 管理運営権創設の経緯

管理運営権は、1994年にPPI法がPPP法として制定された当初より、組み込まれている概念である。

韓国のPPIを専門とする弁護士へのインタビューを通じて韓国においてこの手法が採用されている最大の理由を確認したところ、税制面で民間が施設を所有して事業経営を行うBOT方式よりも有利であることが大きいとのことである。民間が施設を所有すると不動産関連の課税が生じてしまうが、BTOで管理運営権であれば、不動産ではないので課税を避けられるという問題である。

民間企業が施設を所有しない手法としては、賃貸借の手法も考えられるが、これは金融機関のニーズから採用されなかったとされる。韓国の金融機関はプロジェクトファイナンスでローンを提供する際には、事業の中核的な権利としては抵当権を好む傾向があり、韓国法では賃貸借のような債権には抵当権の設定ができなかった。このため、物権としての性質を有する新たな権利を創設する必要があったのである。

この制度が導入されたのは、1994年にPPP法が制定された際である。PIMACの担当者へのインタビューによると、韓国法には伝統的に不動産利用関係と関連して賃借権以外にも伝賃権という制度が存在し、民間資本誘致促進法の制定の前にも民間開発者の公共施設利用権を物権と規定した法律(港湾法、航空法、道路法など)が存在したため、民間資本誘致促進法で管理運営権制度を取り入れる時、深刻な法律的論争が発生しなかったとされる。

(3) 管理運営権の設定方法

管理運営権の設定は、施設が完成し、政府に引き渡されるタイミングで行われる。施設が完成したタイミングで、事業者は主務官庁に管理運営権登録を申し込む。個別事業の管理運営権登録に関する事項は、当該事業の実施協約で決められている。ただ、基本的に主務官庁によって異なった制度で運営せず、前述の第 26 条第 2 項及び第 28 条第 2 項に基づいて PPI 法施行令第 24 条において以下のような条文を置き、PPI 法よりも前から管理運営権制度を導入して運用している港湾分野の、港湾施設管理権登録令を援用して標準化している。

第 24 条（社会基盤施設管理運営権の登録）

法第 26 条第 2 項及び法第 28 条第 1 項の規定による登録に関しては、「港湾施設管理権登録令」を準用する

港湾施設管理権登録令の主な記載内容としては、以下の通りである。

（詳しくは、参考資料の「港湾施設管理権登録令」日本語訳を参照）

①登録申請者と登録公務員

登録公務員は、登録令第 8 条に基づいて国土海洋部に勤める書記官または行政事務官の中で国土海洋部長官が指定した者とされており、登録申請者は登録権利者と登録義務者またはその代理人でなければならないとされている。

②登録の際の記載内容

登録の際に提出されるのは、登録令第 27 条に基づいて、社会基盤施設の種類、管理運営権が設定された施設、管理運営権の存続期間、管理運営権新設・改築に投資された費用の総額、管理運営権によって取り立てる使用料の総額、申請者の姓名・住所、登録の原因及びその発生年月日、登録の目的、申し込み年月日などとされている。

申請が受理された場合には、これに申請書の受付年月日、受付番号、登録権利者の姓名または名称と住所及び事務所所在地、登録原因とその年月日、登録の目的などが書き足される。

③登録の却下

登録公務員は以下の項目の一つに該当する場合には、理由を書いた書面で申請を却下することができる。ただ、申請の欠陥が補正可能な場合には、申請者が 1 勤務日以内にこれを補正した場合にはそうとしないこともできる。

1. 申請内容が登録する事項ではない場合

2. 申請書の内容が不明確な場合
3. 申請書に書いた港湾施設管理権または抵当権の表示が登録簿と一致しない場合
4. 申請書に書いた登録義務者の表示が登録簿と一致しない、もしくは申請者が登録名義者の場合その表示が登録簿と一致しない場合
5. 申請書に書いた事項が登録原因を証明する書類と一致しない場合
6. 申請書に必要な書類を添付してない場合

④登録証明書の交付

登録令第 42 条に基づいて、登録公務員は、申請による登録を終えた場合には申請書の副本に受付年月日、受付番号、表示番号または順位番号、登録年月日及び登録完了の意味を書いた後、国土海洋部長官の職印を押して登録権利者に渡すこととされている。

また、登録公務員は、第 32 条による申請により登録を終えた場合には、登録証明書を債権者に渡し、登録完了の意味を登録権利者に知らせることともされている。

⑤抵当権の設定

登録令の第 58 条から第 66 条には港湾施設管理運営権への抵当権の設定手続きが規定されている。

抵当権の設定登録を申請する場合には、申請書に債権額と債務者を書いて、登録原因、弁済期、利子の発生期または支給時期、原本または利子の支給場所を書き、債務不履行で発生する損害賠償に関する約定がある場合、「民法」第 358 条の端緒による約定がある場合または債券が条件付きの場合には、これを登録原因に書くこととされている。

これ以外に、抵当権の移転や債権の一部譲渡または代位返済による抵当権の移転、共同担保に関する条項が設定されている。

⑥謄本または抄本の交付・閲覧

なお、登録令第 13 条に基づいて、管理運営権登録簿の謄本または抄本は、交付や閲覧を請求することができる。ただし、交付を請求する場合には、手数料がかかることとされている。

⑦登録簿の保存

登録令第 12 条に基づいて、登録簿と図面は永久に保存することとされており、申請書やその他の附属書類は申請書受付日から 10 年間保存しなければならないとされている。ただ、申請書編綴簿（登録簿の全部または一部が滅失された場合に備えて作成される書類）に編綴した書類の保存期間は登録簿に書いた日から起算するとされている。

る。

なお、登録簿は登録令第 9 条に基づいて、電子的な処理が可能な方法で作成するとされている。

以上が登録簿の設定手続きの概要であるが、上記以外にも港湾施設管理運営権の分割や合併に関する規定や抹消に関する手続き規定、異議の申し立てに関する手続き規定なども設けられている。

なお、PPI 制度としては、上記の登録令の内容を準拠して、各主務官庁が登録簿を用意している。

(4) 管理運営権の会計上、税制上の位置づけ

韓国の監査法人へのインタビューによると、管理運営権の減価償却の方法は、韓国の企業会計基準と法人税法に基づいて決められており、事業期間で定額償却となっている。事業期間中に修繕や機能向上のために追加投資を行った場合には、その分も残事業期間で償却できるとされている。

また、管理運営権を取得する事業者への付加価値税の課税についても、租税特例制限法第 105 条 3 の 2 に基づいて、PPI 事業で整備する施設はゼロと設定されており、負担の必要がないように配慮されている。

貸借対照表への計上額については、簿価で計上されているものの、他の無形資産と同様に、期末に DCF 法を使った減損テストを行う必要があり、著しい下落が見られる場合には、回収可能価額を計上することとされている。

(5) 管理運営権と事業実施上必要な許認可の関係

韓国 PPI 制度では、事業者は政府との契約締結後 1 年以内に、実施計画と呼ばれる書類を主務官庁に提出する必要がある。この実施計画には PPI 法施行令第 16 条第 1 項、第 2 項において以下のような事項が記載されることとされている。

- 一 事業を施行しようとする位置及び面積
- 二 工事の施行方法及び技術的関連事項
- 三 工程別工事施行計画（工区別、段階別に分割施工しようとする場合には、分割実施計画をいう。）
- 四 所要土地の確保及び利用計画
- 五 附帯事業が伴う場合、その事業内容及び実施計画
- 六 その他主務官庁が必要と認める事項

また、この実施計画の承認申請書には、以下の書類を添付することとされている。

- 一 位置図
- 二 地籍図により作成した用地図
- 三 計画平面図及び実施設計図書（工区別、段階別に分割施工しようとする場合には、分割実施計画をいう。）
- 四 工事示方書、工事費の算出根拠及び資金調達計画に関する書類
- 五 事業施行地域内の土地、建物、権利等の買収及び補償並びに住民の移転対策に関する書類
- 六 公共施設物及び土地等の無償使用等に関する計画書
- 七 収用又は使用すべき土地、建物、権利等の所有者並びに「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 2 条第五号の規定による関係人の姓名及び住所に関する書類
- 八 収用又は使用すべき土地又は建物の所在地、地番、地目、面積及び所有権以外の権利の明細に関する書類
- 九 環境影響評価書（「環境影響評価法施行令」第 3 条第 2 項及び別表 1 の規定による環境影響評価対象事業の場合に限る。）
- 十 交通影響分析・改善対策及びその改善必要事項等（「都市交通整備促進法施行令」第 13 条の 2 第 3 項及び別表 1 の規定による交通影響分析・改善対策の策定対象事業の場合に限る。）
- 十一 エネルギー使用計画書（「エネルギー利用合理化法施行令」第 20 条及び別表 1 の規定による対象事業の場合に限る。）

十二 その他主務官庁が必要と認める書類

この実施計画は、PPI 法第 15 条に基づいて告示されるが、告示されると共に、PPI 法第 17 条に基づいて、PPI 事業に関する関係法律で定めている許認可等及び関係法律の規定により許認可等を受けたものとみなす他の法律の許認可等を受けたものとみなし、関係法律及び他の法律による告示又は公告があるものとみなすとされている。このため、主務官庁が実施計画の承認又は変更承認をしようとするときは、法律への適合の有無に関し、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないとされており、関係行政機関の長は、その協議の要請を受けた日から 30 日以内に、具体的な理由及び根拠を明示して、書面により意見を提出しなければならないとされている。仮に、その期間内に意見が提出されなければ、協議が成立したものとみなされる。

このように、実施計画に基づく許認可の擬制は管理運営権の設定と並んで事業者が PPI 事業を実施する上で重要な権利となっている。つまり、仮に事業者の地位が第三者に移転される場合に、この許認可の擬制もセットで移行させるか否かという点が重要な論点となるのである。

この点について、PIMAC の担当者へのインタビューによると、許認可の擬制は PPI 法‘事業施行者の地位’と関連があるので、‘事業施行者の地位’（コンソーシアムであり SPC のこと）が管理運営権とともに第 3 者に移転される場合には、許認可の法律効果も第 3 者に移転されるはずだが、‘事業施行者の地位’と‘管理運営権’が分離され‘管理運営権’だけ移転される場合には、許認可の法律効果が当然第 3 者に移転されることはできないとのことである。

事業施行者の地位が第 3 者に移転される場合については、PPI 法では第 46 条と第 47 条において法令違反があった場合と、不可抗力や公共の利益にかなう場合が想定されており、この場合には事業施行者の地位を取り消し、新たな事業施行者を指定することができるとされている。この場合には、許認可の法律効果も第 3 者に移転されることになると考えられる。

ただ、事業施行者と金融機関の間で管理運営権に設定された担保権を履行し、第 3 者に売却を行うような場合には、政府との協議で新たな事業施行者を認定されるように認められる必要があると考えられる。

3. 韓国における事例について

1) 仁川国際空港高速道路 Incheon Int'l Airport Expressway

(1) 事業概要

①事業目的及び特徴

既存の交通施設は、仁川（インチョン）港の月尾島（ウォルミド）と永宗島（ヨンジョンド）をつなぐ船便が唯一であり、仁川国際空港と首都圏を結ぶ交通施設の建設が不可欠であったため、建設を計画した。

この事業の特徴は、民資誘致促進法による民資誘致 1 号事業であり、初期には国庫で建設される予定であったが（'93 年 12 月、韓国道路公社と現代建設が請負契約を締結し、連陸橋 1 工区着工）、'94 年に民間の創意性を活用し、民間資金を誘致して道路のような国家基幹施設を建設するという「民資誘致促進法」を制定した。

この法令が制定された経緯は、'94 年 11 月交通部長官が新空港建設推進委員会に「財政能力不足の補完及び新空港開港に支障をきたさぬよう、国庫及び韓国道路公社の借入方式を通じ、民間資本を誘致し建設及び運営すること」という内容で案件が上程された事に起因する。

事業概要

総区間	40.2Km
総事業費	1 兆 7,600 億ウォン
事業期間	'95.11.25.~'00.11.28.
契約方式及び運営期間	BTO 方式, 30 年
運営主体	新空港ハイウェイ(株)
事業コンソーシアムの構成	サムスン物産, 韓進重工業, 東亜建設産業など 11 社

②建設地域及び面積

仁川市永宗島と龍游島の間に位置する。総延長 40.2km の 6-8 車線の高速道路である。

仁川国際空港高速道路 路線概況

区分	区間	延長 (Km)	車線数

本線 (36.5km)	- 江辺北路 JC-老梧地 JC - 老梧地 JC-背後支援団地 IC	- 8.2 - 28.3	- 6 - 8(永宗大橋 10 車線)
支線 (3.7Km)	- 金浦空港 JC-南部循環道路 - 北仁川 JC-仁川都市計画道路	- 1.7 - 2.0	- 2 - 4
計		40.2	

③事業期間及び期間別主要事項

- '94年 協議開始
- '95. 3. 6. → 1995年度民資誘致基本計画を告示し、民資誘致対象企業の選定に仁川国際空港高速道路を含める
- '95. 5. 24. → 建設交通部は仁川国際空港高速道路施設事業基本計画を各新聞に公告し、民間投資者を募集
- '95. 7. 24. → 建設会社を中心に単一コンソーシアム（新空港高速道路株式会社）を構成し、事業計画書を建設交通部に提出
- '95. 7. 25~28. → 交通開発研究院の主管により事業評価団を構成し、評価団全員の合宿による評価及び検討
- '95. 11. 25. → 事業推進実施計画を承認し、その内容を建設交通部1998-389号に告示
- '00. 11. 28. → 竣工

(2) 選定されたコンソーシアムの構成と出資比率

建設期間中は建設会社が出資したが、建設後には財務的投資者に売却した。財務的投資者は保険会社、国民年金、教職員年金基金、教保生命、サムスン生命、大韓生命、マッコーリー等であり、最大出資者は教職員共済会である。

①出資比率

仁川空港高速道路事業の持株率と工事率の現況

(単位:億ウォン, %)

出所:国土海洋部, 2008.11

会社名	持株率(A)	工事金額	工事比率(B)
サムスン物産(株)	29.50	2,319	21.55
韓進重工業(株)	23.43	2,170	20.17
東亜建設産業(株)	10.50	1,239	11.52

(株)ポスコ建設	6.93	1,075	10.00
コーロン建設(株)	6.00	556	5.17
GS 建設(旧 LG 建設)	5.00	704	6.55
錦湖産業(株)	4.86	799	7.43
極東建設(株)	3.45		
ロッテ建設(株)	3.45		
プリム産業(株)	3.45	1,894	17.61
斗山建設(株)	3.43		
合計	100.00	10,756	100.00

(3) 民間に委託した業務の内容

①事業施行者の要求事項

- 割引率

割引率は、自己資本の機会費用と経済的利潤が確保されるように算定し、竣工時に工事期間中の金利を反映し決定した。最終的に通行料および割引率を決定するための基準金利は、工事期間中の金利の加重平均値として、最初の1年の金利加重値は1/15であり、最後の5年の金利加重値は5/15とした。自己資本の機会費用は、3年満期の社債の収益率に危険補償率0.5%を加えて算定し、自己資本利益率は自己資本の機会費用に経済的利潤を加えて求めた。

→実施協約締結時の条件：自己資本収益率 14.3% (3年満期社債収益率(12.56%)+危険補償率(0.5%)+経済的利潤(1.24%))、割引率は8.89%。

- 民間投資誘致事業計画

民間投資誘致事業計画

主要項目	事業計画書	協議結果	備考
高速道路 純工事費 (億ウォン)	9,097	7,468	一旦政府設計価とし、連陸橋の工事工法の変更及び鋼橋の単価変更の再審後に確定
工事期間 (ヶ月)	67	60	工法の変更後でも総工期は63ヶ月以内
割引率(%)	12	8.89	自己資本に対する適正投資収益率

			を基準とする
運営費用 (億ウォン)	8,850	8,477	法人税を除いた運営費
	連陸橋 1 工区		連陸橋 1 工区の工事費に対する償 還免除/連陸橋 2 工区ウンヨム島側 の工事用埠頭は国庫事業として施 行
政府支援 事項	連陸橋 2 工区 工事用埠 頭	受容	

②事業施行会社の役割及び責任

政府は、事業リスクを分散するため、事業計画において提示したとおり建設工事保険、喪失所得補償保険、土木工事完成物保険、施設物復旧保険、第3者賠償責任保険等に加
入する。

建設過程でのリスクを減らすために政府は不可抗力事由、政府帰責事由、施行者に責
任のない事由が発生した際には延長を可能にした。ただし、総工事期間は60ヶ月とし、
工法の変更時でも63ヶ月を超過できないようにした。

民願処理については、第26条において道路敷地及び支障物補償と漁業権補償に関連
した民願のみ政府が責任を負い、その他の民願は事業者が負うと規定する。
実施協約第6条において、協約に特別に規定した合を除いては、事業施行者がその他の
リスクを全て負うことになっている。

事業費は事業施行前に契約により確定され、工程遅延及び建設費用超過金については
建設会社に帰責する。前提事項は用地補償、文化財、事前の環境評価等が先行して完了
されなければならない。後からこの部分において事業遅延等が発生した場合は政府に帰
責する。

物価変動費の場合、事業費調整を認定するが、これは指標を定めて施行し、契約後1
年後から年度別に適用し、6ヶ月以内には認定せず、1年間の変動性を見て物価上昇値
に対して適用する。

(4) 融資をしている金融機関

①出資会社の要求事項

施行会社かつ出資者である11の企業は、建設期間中にもかかわらず各自の持株と同
じ位責任を負おうとするが、国内の市中銀行は金融慣行上、貸付全期間中100%の連帯
保証を強く要求する。よって、ある時期、両者(施工会社と金融会社)の元利金回収問
題において決定しなければならない建設期間と運営機関のスプレッド、スプレッド水準

の決定指標イシューが浮上した。

資金管理方法及び預金アカウントの種類の問題も起こり、事業者（借り手）の円滑な資金運用および適正収益を維持しつつ事業者または第3者による貸主団の意思に反する資金の流出を防止するための資金管理方法及び預金アカウントの種類はどんなものが効果的なのかについての議論が存在した。

②財源調達関連の問題提起

1. 事業者の責任負担はプロジェクト金融資金の調達方法の本来の趣旨を生かして制限的訴求とし、建設期間および試験運営期間中の6～7年は連帯して補償することとし、その後9～10年は最悪の場合のキャッシュフローを基準とし一定の限度内で自救補充義務を負うことと決定した。

2. スプレッドは海外金融慣行によりスポンサーの信用度、貸付期間の長短、金額の大小、事業期間中のリスクと銀行コスト等を参考に策定。最後に、資金管理は通行料口座、畝以口座、留保口座、積立口座、担保口座等により円滑に運営されるよう構成した。基準金利は変動金利である1年満期金融債（産業金融債権）の流通収益率を採択した。事業者（借り手）の債務不履行(Default)および未履行貸し手が発生した場合について、次のような協定を結んだ。まず、債務不履行の事由発生時、貸付約定が解除され、すぐに償還しなければならないと規定した。次に貸し手側では、事業者の具体的な債務不履行事由のうち、重要事項のみを整理すると以下の通りである。

- 借り手が支給しなければならない金額を支給期日に支給しない場合
- 借り手またはある出資者が約定書、手数料約定書、担保契約書等の主要条項を履行しなかった時、違反した時
- 政府の許認可が終了または取り消された時、代理銀行が受諾できない程度に変更された時
- 借り手または主要保証人が100億ウォンを超過する金額の支給、罰金、過料等を命ずる判決または命令が宣告された時
- 貸し手またはある主要保証人が支給不能になった時（破産、会社整理、強制和議、解散、清算手続を申請した時をいう）
- 借り手、主要保証人（ビッグ3社）の財務状態に重大な変化が生じ、債務を履行できないと過半数の貸し手らが合理的に判断しうる状況が発生した時
- 事業施行者の指定当時と比較して、建設計画の変更、経済的事情の変更等により事業の持続が困難で、債務不履行に相当する影響を与えると過半数の貸し手が書面通知した後、3ヶ月以内に代案を提示できない場合など

上記のような債務不履行事由が発生した場合、貸付義務の消滅が宣言され、借り手の期限の利益（期限の利益とは期限が存在するもの、つまり期限が到来しないことでその間当事者が享受する利益を言う）が喪失し、即時に返済期が到達する。この場合、債務不履行事由の発生時に各種猶予期間の喪失によって即時に返済期が到達する場合と捉えればよい。

未履行の貸し手が発生すると、未履行の貸付義務を履行できる場合には代理銀行がまず入金した後、未履行の貸し手から調達金利の3%のプレミアムを付加し償還を受ける。しかし、未履行の貸し手が貸付義務を履行できない時には代理銀行が他の貸し手に通報した後、当初の約定比率に従い未履行の貸し手の貸付金を充当する。この時、未履行の貸し手は貸付未履行による借り手、他の貸し手及び主幹社が被った損害を賠償しなければならない。

③金融会社の役割及び責任

上記の事由を検討してみると、貸し手は民資事業の財源調達においていかなるリスクも分担しようとしないと判断され、全ての財源調達関連リスクを事業者に負担させようとしている。建設が完了し、運営中の現時点では、財務的投資者は単なる投資者であり、運営とは厳然として分離されている。運営はSPCが担当している。

（４）特殊な事業条件の有無（政府補助金、MRGなど）

①政府の財政支援

通行料は最初の通行料を4,010ウォンに暫定決定したが、竣工後、協約当事者間の協議の下に変更できるようにする。通行料は年1回消費者物価上昇率の範囲内で自律的に決定した後申告しなければならず、追加交通量の20%以上の差異が発生した場合、施行者に責任のない事由により損失が発生した場合、利率の著しい変動により運営資金不足が予想されるときには通行料または運営期間を調整できるようにした。また、土地の買収業務は、政府から政府費用によって韓国道路公社に委託処理する方式で支援することとした。

連陸橋1工区は政府の費用によって完工し、事業施行者に引継ぎ手続をへて事業施行者が管理運営することとする。鉄道施設の工事は事業施行者が実施するが、工事費は政府が全額負担することとした。また、連陸橋2工区のウンヨム島側の工事用埠頭を政府費用で施工し、総民間投資事業費から減額することとした。

②MRG支援

政府は原則的に通行料と運営期間の調整によって事業を支援するが、通行料と運営期

間の調整だけで事業施行者の損失と運営資金不足が解消されない場合、事業施行者の解散防止のため支援が必要な場合、適正な通行料の維持のためにやむをえない場合などには、補助金の交付や長期貸付の形で財政支援を行えるようにした。また、裁判所の法人破産宣告、株主総会の解散及び清算決議に伴う協約の解除、政府が協約を解除する場合、政府は事業施行者と協議の下に協約解除当時の適正価値の一定額を事業施行者に支給できると規定している。

③政府の役割及び責任

－ 許認可

仁川国際空港高速道路は、工事費が安価な路線を選定して推進した結果、大部分の路線が開発制限区域に該当したため、工事をするためには許認可を受ける必要があった。

民資誘致促進法を制定する際、事業推進を補助するため、複数の法令に規定した許認可事項に対して多くの擬制規定を設けたが、都市計画法上の開発制限区域内の土地形質変更だけは許可を受けることとなっていた。道路2・3工区は全路線が開発制限区域であるため、形質変更の許可なしには着工すらできないという事情があったため、土地形質変更許可申請を最初に行った。対象地域はソウル特別市江西(カンソ)区、京畿道高陽(コヤン)市および金浦(キンポ)市、そして仁川市桂陽(ケヤン)区及び西(ソ)区など5つの基礎自治団体で、最初の許可申請日から早ければ1ヶ月から、遅いものでは8ヶ月以上かかったものもある。許認可を受ける過程で申請書類の補完等に長期間かかったこともあった。そのほかにも、基礎自治団体が仁川国際空港高速道路との進入・進出施設の設置を要請し、これを協議調整するのに多くの時間がかかった。民資事業を推進するにあたり、許認可業務によって建設工事が際限なく遅延するリスクを抱えている。

－ 用地補償

用地買収において、補償対象となる用地の内、筆地の場合84%、面積基準の場合91%が、仁川広域市の行政区域に属しており、韓国道路公社は、この部分が民間資本誘致事業として指定される以前から仁川広域市に委託買収することとし、93年12月3日、仁川広域市と用地委託の買収協約を締結、必要な用地を買収した。

‘95年10月、仁川国際空港高速道路事業が民間資本事業となり、建設の主体が変更されたが、民間資本事業の円満な推進のため、用地は引き続き政府が政府の負担で取得することとなっている実施協約第15条の規定に従い、韓国道路公社が直接買収あるいは委託買収という形で進められた。

－ 設計変更及び工程計画の変更

道路設計の属性上、予期できなかった色々な条件の変化によって、計画の変更が必要となった。計画の修正もなく、計画通り工事が進められるという場合は多くない。さらに、仁川国際空港高速道路は、施行初期から台頭していた吊り橋工法の変更、用地確保及び各種許認可の遅延、新空港、京仁（キョンイン）運河、高速鉄道などの関連計画との調整と浚渫、土取場確保の問題、ゴミ移籍問題など当初の設計の状況とは状況が変わるなどで、事実上、施行初期年度となる 96 年から最初の工程を見直さなければならなかった。

（５）オープン後の運営状況（以前、想定していた利用者数の実際の現状など）

①現状

約 5 年に渡る仁川国際空港高速道路建設は、事業者、総事業費の 75%に当たる資金を提供した貸主団、工事に直・間接的に参加した建設交通部、韓国道路公社、監理団、施工者など関係機関の緊密な協力で完工した。

新空港ハイウェイ株式会社は竣工に先立って、運営準備努力、'99 年 6 月 26 日に交通管理システム、通行料徴収システム、橋梁計測システムと橋梁点検マニュアル作成、BMS 電算化などの構築サービスを契約/着手、同年 6 月 18 日には二ヶ所の営業所及び維持管理事務所を着工、'00 年 4 月からは、会社組織を維持管理体制に再編して、竣工準備を成功裏にし、さらには維持管理運営も準備してきた。2000 年 11 月 22 日、通行を開始した。

②運営はSPCが担当

建設の初期に設立された SPC の場合、PFI プロジェクトでは SPC がペーパーカンパニーとなり、運営は他の所に委託したが、本プロジェクトの場合、SPC で直接メンテナンスを担当しており、単純巡回査察、料金所などは、アウトソーシングする混合型である。単純な維持管理はアウトソーシングするが、仁川空港高速道路のような所の場合、永宗（ヨンジョン）大橋、傍花（パンファ）大橋のような韓国道路公社ですら巨大な橋のメンテナンスを担当した事例がないため、建設に直接参加した SPC が直接管理している。

当時の橋梁エンジニアが今も残っており、管理しているが、建設段階に SPC の所属として選ばれ、設計の確認や施工監督をしている。彼らは全部技術関連法に適する資格のある人たちで、建設以後にも SPC に残ることを決め、持続的にメンテナンスを担当している。

③組織及び人員

仁川空港高速道路は距離に比べ、保有施設が巨大である。そのため、職員が比較的多

い 63 人で、巡回査察を始め、料金の徴収を行うアウトソーシングの人数まで含めると計 240 人となる。(’ 10. 11. 現在)

④政府の管理監督

政府の監督官庁に報告する義務があり、主務官庁は施設及び安全に関する適用をしなければならない義務がある。そのため、時期別、施設別に各種法令に従い、道路工事管理基準に対してすべての検査が行われる。このような部分で SPC が巨額を投資している。

モニタリングの流れは、セルフモニタリングをして監督機関に報告することを基本とする。また、第 3 者専門機関から診断を受けなければならない。韓国の場合、トンネル橋梁の部分で 3 年周期、5 年周期で国家公認技術検定機関から診断を受けて報告しなければならない。指摘事項については、修正しなければならない。

⑤民間事業者としてのValue

基本的に道路工事が政府予算を投じて 3500～4000km を管理しているため、管理道路の安全性に対する部分も予算限度内で行われるので疎かになりやすい。一方、民間事業者である新空港ハイウェイ(株)は、自らの安全管理基準で施行することが Value になりうる。

又、道路工事は経営効率よりは一律的な配分中心になりがちだが、新空港ハイウェイ(株)の場合は、道路の迅速なメンテナンスなどが可能であり、単位別にアウトソーシングして任せているため、さらに専門的である。

⑥問題点及び示唆

－ 需要不足の問題点が台頭

仁川国際空港高速道路の料金算定基準は収益者負担原則を基本として民間投資額と運営費を回収することにある。通行料収入が建設費及び運営費として使うのに、足りなかった場合、国家の別途財政支援が必要となるため、高速道路利用者でない、国民全体の負担が増えてしまう。通行料は、一日 11 万台の車両通行を基準として策定した料金だったが、通行量が約 58%程度にとどまっている。

実質的に作られる前、想定していた料金のレベルや交通量などが、なぜ建設後と大きな差が発生してしまったのか。料金の場合、毎年 CPI 反映して引き上げることになっているが、料金が国家高速道路の管理道路より 2 倍ほど高い。政府が統制し、2-3 年に 1 回引き上げており、交通需要は初期、樹立していた 30 年予測値に比べ 58%レベルになっているので、MRG を通じて需要測定量の 80%まで保障を受けている。そのため、現在の需要量の約 22%に対する部分は政府から支援を受けている。

需要予測は仁川の開発が滞ることで発生した。需要予測の際、永宗島（ヨンジョンド）内の観光団地及び IBC などの施設が 2000 年度まで開発されると想定して需要を測定したが、引き続き、遅延している状況である。この部分が交通量需要の予測で、多くのギャップをもたらしてしまった。

- 高い通行料に対する反発

民間資本誘致事業で推進される高速道路事業は道路公社で建設運営する従来の高速道路に比べ通行料のレベルが 2.5~3 倍高いため、これは苦情発生要因となる。

通行料を徴収するための車種分類体系は軽自動車、小型、中型、大型に区分し、軽自動車 0.8, 小型 1.0, 中型 1.7, 大型 2.2 の通行料比率を適用している。車種別の通行料算出に適用された収益率は 15.19% である。

- 危険要素の偏重

金融機関立場では危険要素の偏重を相殺するため、他人の資本貸し出しの際、リスクプレミアムを付加したが、事業施行者の立場ではリスク補償率を考慮して自己資本収益率を計算し、最終的に割引率を決定する際、これを反映した。交渉の際、政府は割引率の決定において事業申請者が出資する自己資本に対する収益率を保障した。

2) 仁川空港貨物ターミナル Incheon Airport Cargo Terminal

(1) 事業概要 (事業の目的、事業期間など)

①事業概要

- 事業名: 仁川空港貨物ターミナル “C”
- 施設位置 : 仁川広域市中心区ウンソドング 2165-5
- 施設規模 :

仕分け	延べ面積	長さ (L)	幅 (W)	高さ (H)
貨物ターミナル棟	66,999 m ² (約 20,300 坪)	420M	130M	20M
運送代理店棟	8,619 m ² (約 2,600 坪)	64M	30M	22M
計	75,618 m ² (約 22,900 坪)	-	-	-

- 施工会社 : 錦湖現代コンソーシアム / 錦湖産業(増策)
- 建設期間 : 既存- '98.7.24-' 00.10.31(2年3ヶ月)/建て増し-'03.10.4-' 04.2.29(5ヶ月)
- 運営期間 : 既存-'01.3.29-' 13.8.28(12年5ヶ月)/建て増し-'13.8.29-' 13.10.22(55日)
- 工事金額 : 484億ウォン (VAT別途)
- 総事業費 : 515億ウォン (2000年末 経常価格) / 24億ウォン(VAT別途)
- 竣工承認 : 2001年 3月 23日 / 2004年 2月 24日 (建て増し竣工)
- 空港開港及び貨物ターミナル事業開始日 : 2001年 3月 29日
- 事業施行者 : アシアナ-現代民資事業団 (1997. 2. 21 指定)
仁川空港外港社ターミナル(株) 創立 (1997. 5. 9)
韓国軍事問題研究院運営権引受 (2002. 5. 30)

②事業規模及び施設運営概要

- 貨物庁舎規模 : 長さ 420M X 幅 120M X 高さ 19.65M
- 1階倉庫地域(Warehouse) 延べ面積 : 54,203.32m²
- 主要入居社 : 韓国空港(KAS), アスゴングハング(AAS), FEDEX, UPS
- 年間貨物処理量 : 約 60万Ton
- 倉庫地域を除いた延べ面積 : 12,708.88m²
- 庁舎事務室入居業社 : 39社(随時変動)

貨物庁舎 写真



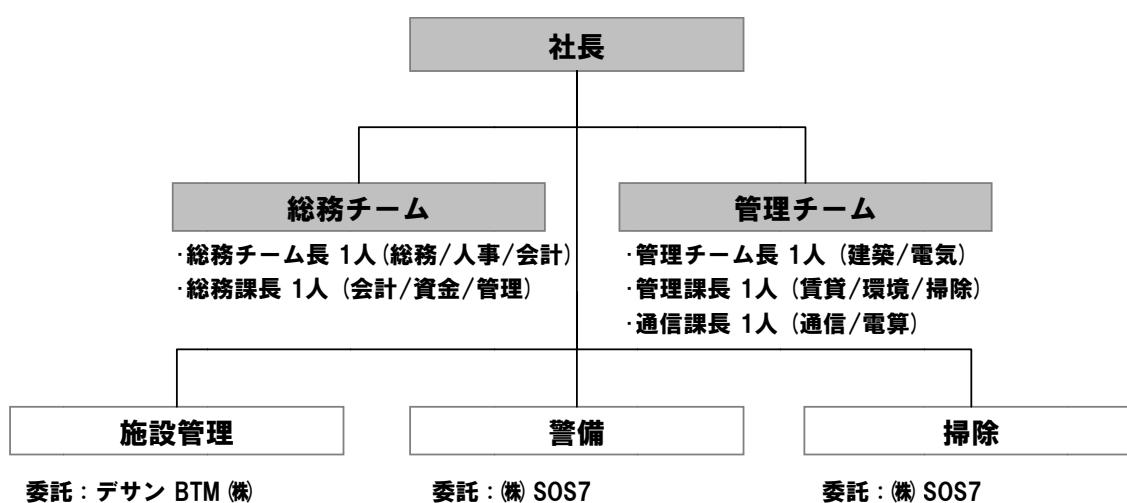
出所) Incheon Int'l Airport Foreign Carrier Cargo Terminal 仁川空港外港社ターミナル(株)の HP
(<http://www.ifct.co.kr>)

(3) 事業施行者運営体制

① 事業目的

- 仁川国際空港の外国航空社専用貨物ターミナルの運営管理、航空貨物物流業務の效率的/安定的支援
- 清潔・快適な環境の造成、維持、使用者の便宜提供
- 韓国軍事問題研究院(運営権所有社)の経営目標達成及び利益創出に寄与

② 組織



出所) Incheon Int'l Airport Foreign Carrier Cargo Terminal 仁川空港外港社ターミナル(株)の HP(<http://www.ifct.co.kr>)から NRI 作成

③ 主要業務

- 貨物ターミナル及び事務室賃貸借契約管理
 - KAS(韓国空港), AAS(アス空港), FDX, UPS など 164 業社
- 施設使用料(賃貸), 土地使用料, 管理費の請求及び入金管理
- 建築物及び附帯施設の運営及び維持補修
 - 建物 : ターミナル棟(倉庫, A/S, L/S), 運送代理店棟
 - 設備 : 冷暖房, 消防, 電気, 上下水道
 - 警備及び掃除 : 共同管理区域, トイレなど
- 入居者便宜施設提供及び運営管理
 - 構内食堂, 簡易食堂, 中国レストラン, 売店, スナックコーナー, コーヒー専門店, 銀行, ビンポン場, 会議室, 喫煙室
- 全入居者安全関連教育及び広報
 - 火事予防, 盗難防止, 環境改善
 - 災害災難防止及び緊急復旧対策など
 - 国土海洋部, 空港公社, 仁川中部消防署, 仁川税務署, 空港警察隊など

④ 使用料

- 年間使用料は前年度消費者物価上昇率基準に毎年引き上がる。
- 年間使用料 (ソウル地方航空庁申告単価, 2010年基準)
 - 貨物ターミナル棟事務室 : 199,925 ウォン/m²/年 (VAT 別途)
 - 代理店棟事務室 : 201,807 ウォン/m²/年 (VAT 別途)
- 実際適用使用料 (2010年基準使用料で賦課)
 - 貨物ターミナル洞事務室 : 年間 199,925 ウォン (VAT 別途)
 - 代理店洞事務室 : 年間 210,807 ウォン (VAT 別途)
- 土地使用料
 - 土地使用料 : 47,250 ウォン/m²/年 (建築面積基準, VAT 別途)
 - 土地使用料は、公示地価の 10.5%適用
 - 土地使用料制限的減免
 - 減免期間 : 2010. 12. 31
 - 減免料率 : 土地使用料の 10%

⑤ 管理費

- 管理費は、入住業社のユーティリティ使用量又は賃借面積の基準で、毎月 15日請求し 25日まで納めなければならない。
- 月平均管理費 : 約 15,000ウォン/坪/月
- 管理費項目 : 電気料, 水道料, 冷・暖房使用料, 公共地域掃除費, その他公共消耗品費, など

3) ソウル都市鉄道 9 号線 Seoul Subway Line #9 Section 1

(1) 事業概要 (事業の目的、事業期間など)

①事業目的及び特徴

都市鉄道 9 号線はソウル市が都市鉄道建設で始めて建設/運営に民間資本を誘致し、創意的な民間経営記法を導入して運営効率性の向上に繋げることを目指しており、国庫 40%、市の予算 40%、民間資本 20%で推進される。

<u>事業の概要</u>	
総区間(1 段階)	25.5 Km
総事業費	民間資本 9,145 億ウォン(2003.1.2 日、不変価格基準、上部の部分の事業費である)
事業期間	'02.4.3~'09.03.20
契約方式及び運営期間	BTO 方式 (BTO = Build Transfer Operate), : 共用開始日より 30 年間、運営権を付与
運営の主体	ソウル市メトロ 9 号線運営(株)
事業コンソーシアム構成	ロテムコンソーシアム(14 社)

②建設地域及び面積

区間

- 1段階: 1段階:金浦 (キンポ) 車両基地~教保 (キョボ) タワー交差点
- 2段階: 教保 (キョボ) タワー交差点~芳荑 (バンイ)

距離

- 1段階 : 全長 25.5Km
- 2段階 区間: 全長12.5Km

③事業期間及び期間別主要事項

- 1993. 12. 第3期地下鉄路線計画の樹立のヒアリング
- 1994. 06. 第3期地下鉄路線網の選定
- 1997. 10. 第3期地下鉄路線網の再検討
- 1999. 11. 都市鉄道9号線の1段階区間の建設基本計画の樹立
- 2000. 09. 都市鉄道9号線の1段階区間の建設基本計画の承認
- 2000. 12. 都市鉄道9号線の1段階区間の事業免許
- 2001. 03. 都市鉄道9号線の1段階区間の民間投資対象事業の指定

- 2001. 10. 31. 都市鉄道9号線の1段階区間の施設事業基本計画の告示
- 2001. 11. 都市鉄道9号線の1段階区間の事業説明会
- 2001. 12. 工区別に施工契約(一部の工区は2002年8月予定)
- 2002. 4. 3. 起工式
- 2002. 4. 事業計画書の受付(ウルトラ建設以外、5社の単独コンソーシアム)
 - 2002. 5. 13. 優先交渉対象者：(株) ソウル都市鉄道9号線、(ウルトラ建設(40%), Parsons(20%), マーキュリー(15%), ロテム(10%), 双龍(サンヨン)建設(10%), 江原(カンウォン) レールテック(5%))コンソーシアムが選定
- 2003. 4. 交渉終結
- 2003. 5. 26. 都市鉄道9号線の1段階区間の施設事業の基本計画再告示
- 2003. 06. 04 事業説明会の開催
- 2003. 06. 23 質問書の受付
- 2003. 07. 23 質疑応答資料のホームページ掲載
- 2003. 09. 30 事業計画書の受付
- 2つのコンソーシアム：ロテムコンソーシアム(14社) /極東建設-韓国電波基地局コンソーシアム(6社)
- 2003. 10. 22~24 評価(2泊3日)
- 2003. 11. 01 交渉対象者の選定
 - 優先交渉対象者：ロテムコンソーシアム
 - 次順位交渉対象者：極東建設-韓国電波基地局コンソーシアム
- 2003. 11. 27 ~ 2004. 07. 09: 100回余りの実務交渉
- 2004. 07. 23 実施協約(案)合意及び署名
- 2004. 08. 31 民間投資支援センター(PICKO)協議完了
- 2004. 11. 10 ソウル市、財政計画審議委員会の審議
- 2004. 12. 24 企画予算処の民間投資事業審議委員会の審議上程
- 2005. 01. 05 企画予算処の民間投資事業審議委員会の審議完了
- 2005. 05. 16 民間投資事業の実施協約
- 2005. 05. 16 民間投資事業の事業施行者の指定
 - 事業施行者：ソウル市メトロ9号線株式会社

(2) 選定されたコンソーシアムの構成と出資比率

出資会社及び出資構成比率

Construction Investor(CI)	Financial Investor(FI)
---------------------------	------------------------

社名	持ち株率 (A)	社名	持ち株率(A)
現代ロテム	25.0%	マッコーリーイン フラファンド	24.52%
ポスコ ICT	10.2%	新韓銀行	14.9%
現代 E&C	7.64%	新韓生命	2.99%
テウエンジニアリング	2.05%	LIG 火災(旧、LG 火災)	2.99%
三票 E&C	2.04%	企業銀行	2.39%
ウルトラ建設	2.04%	東部火災	1.20%
双龍	2.04%		
Total	51%(Equity)	Total	49%(Equity)

交渉対象者 選定の評価項目

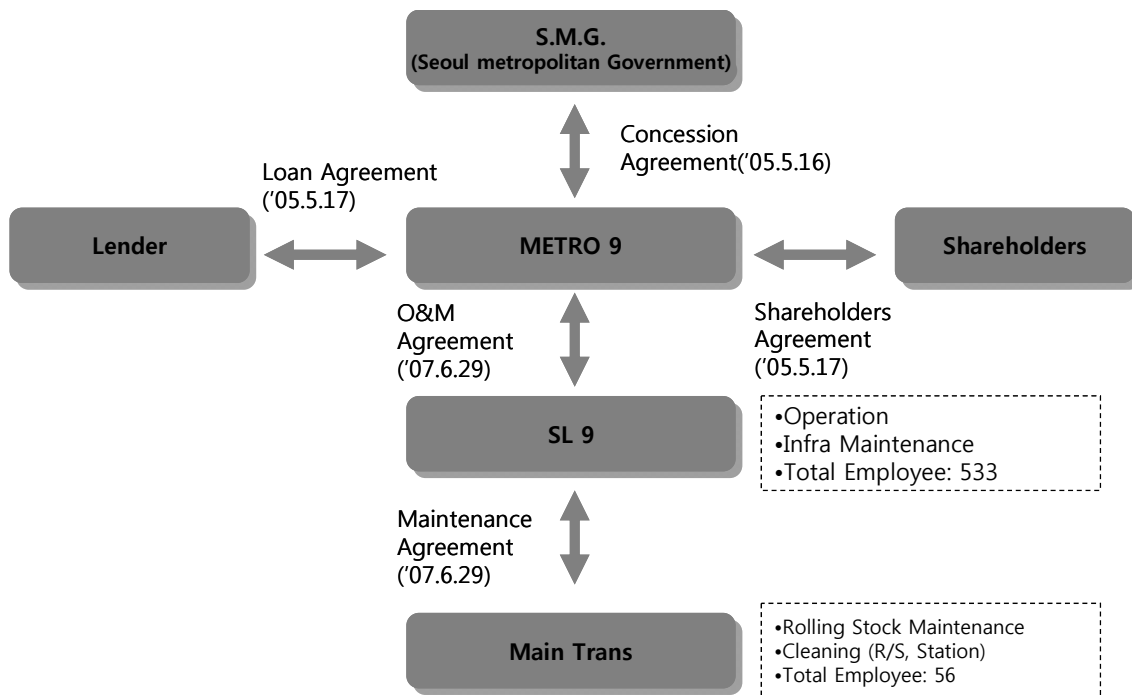
評価項目	評価要素	点数
事業施行者の構成	出資者の構成形態	100
	出資者の財務状態及び信用度	
事業計画の妥当性	事業管理計画	120
	建設計画	
	交通需要予測及び運営計画	
	技術管理計画	
資金調達計画	自己資本調達計画	200
	他人資本調達計画	
	予備財源調達計画	
事業の財務性	総事業費規模	220
	運営収入の増大方案	
	付帯及び付属事業計画	
	政府または、ソウル特別市に対する支援要求事項の適切性	
施設の管理能力	停留所施設計画	230
	車両及びシステム計画	
	軌道及び車両基地計画	
	メンテナンスの計画	
	運営管理計画	
	運転運営計画	

社会的便益に対する寄与度及び
創意性

利用者の利便性増進計画
環境管理計画
安全管理計画
創意性

130

■ 事業運営関係



通常の民投法の構造で、SMGは、Seoul metropolitan Governmentとして政府側の機関である。運営はSL lineという運営専門会社に委託している。メトロ9はペーパーカンパニーだが、この会社が完全にペーパーカンパニーになれば、実施協約上、法的相手がなくなるため、主にソウル市関連イシューなどを取り扱う最小限の人員である11人が勤めている。そうしなければならない理由は、SL lineがSMGと直接的に関係がないので、法的な関係により、このような関係が形成されたことにある。

- 現代ロテムと運営専門会社であるヴェオリア社はJoint Ventureを作った。運営はヴェオリア社が70%、現代ロテムが30%に対して、それぞれ責任を取っており、整備は現代ロテムが70%、ヴェオリアが30%分担している。
- 運営社との最も大きいコンフリクトは車両製造会社とのイシューが多いという点である。
- うまく運営するためには消耗性部分の調達がうまく行われる必要があるが、そのような部分で現代ロテムとヴェオリアはよく合ったと言える。
- ヴェオリアはメトロ9に、初めから出資をさせなかったが、それは運営者

に持分参加をさせなかったためだ。

- 最初は、ペーパーカンパニーであるメトロ9とSL lineを一つにしようとしたがFIが反対した。それは運営において、リスクをFIが作ったペーパーカンパニーが背負うことができなかったため、運営に関与する会社は出資者として参加できないようにした。

(3) 民間に委託した業務の内容

①事業施行者の要求事項

②事業施行社の役割及び責任

- 上部部分の建設:上部部分は軌道電力、電車線、車両製作信号、通信、駅務自動化、車両検修施設、その他、設備工事、停留所の仕上げ工事、スクリーンドア、車両基地、総合司令室建築工事など
- 建設以後、協約書上に筆頭株主は株式持分を売却できないようにし、建設出資社(CI)の持分売却ができないようにしている。

(4) 開業後の運営状況（事前に想定していた利用者数の実際の現況など）

①運営上の最大 이슈ー

運営の人員の縮小が最も重要な 이슈ーだった。 Km 当たり人員数を比較した時、ある地下鉄公社は、134 人もいたが、当社は 27 人だった。総人数面でも、ある地下鉄公社の場合、9,600 人、地方の軽電鉄会社は 1,143 人、当社は 603 人(メトロラインなど 3 社を合わせて)に過ぎない。 Km 当たり人数で分けたら、ある地下鉄公社は 71 人であり、当社は 22 人である。

また、鉄道事業で民間資本事業の 이슈ー中、重要な部分は付属事業である。韓国の場合、付属事業と付帯事業が分かれている。日本の JR など、私鉄は付属事業ではなく、付帯事業をしている。例えば、ステーションのそばに「東急」のようなデパートやホテルを建てるが、当社は広告、賃貸、自動販売機、コンビニエンスストアの付属事業を行っている。

ソウルにある都市鉄道公社も同じように付帯事業はない。付属事業の売上高の割合は 6~7%台で、当社は付属事業のための追加的な人員拡充は無いようにすることを原則として、最小限、全体売り上げ対応 10%以上占めるように企画した。ある運営社は付属事業だけ専門担当する人が 20 人以上になるが 9 号線では 2 人だけが担当。

これが可能な理由はレンタル広告自動販売機を全部ターンキー方式であったためである。賃貸商店は、GS リテールに、コンビニは、入札してファミリーマートに、自動販売機はコカコーラ、広告は東亜日報に担当させた。

②料金の引上げ

CPI に当然連動されて、以前の FPI(fare price index)を反映した。(ここ 5 年間、地下鉄の引き上げインテックスである), 毎年、公共料金を引き上げることはない。

③政府の管理監督

直接的な監督はしないが、代わりに 1 年間ソウル市に運営計画を提出するようにしている。それで、これを根拠に、報告書の内容の通り守られているかどうかを月刊報告書として提出している。外部機関で評価するサービス関連アンケート調査報告書をソウル市が受けとっている。1 周年アンケート調査でメトロ 9 がソウル市内の地下鉄及びバスを合わせて 1 位になった。

④年平均輸送される人数

‘09 年 7 月～’ 10 年 7 月まで、一ヶ月間、輸送される人数の平均

搭乗：155,505 人

乗り換え：85,004 人

合計：240,509 人

4) 釜山新港湾 1 段階 Busan New Port

(1) 事業概要

釜山（プサン）新港は、1989 年釜山港広域開発基本計画を反映して 1995 年から開始された。釜山港新港開発事業は 11 兆 7 千 996 億ウォンを投じて 2015 年までコンテナターミナル接岸施設 30 の船籍（29 のコンテナターミナル、11 の多目的埠頭）、防波堤、航路の浚渫、背後輸送施設などを造成する大工事である。

1 段階工事は(1-1 段階、1-2 段階)2009 年末まで計 7 兆 1067 億ウォン(国費 4 兆 3249 億ウォン、民間資本 2 兆 7818 億ウォン)を投じた。この時期、18 の埠頭と 142 万㎡の背後物流敷地、進入鉄道など港湾'物流'背後輸送体制を整えることができ、航路浚渫を通じて大型コンテナ船舶の円滑な入出港が可能になった。

1-2 段階はプサン新港湾(株)が 2004 年末から工事に着手した。

①事業背景

不十分な港湾施設の拡充による国家競争力の向上を目指すもの。また、北東アジアの中心になりうる HUB-PORT の開発の必要性が台頭したことによる。

<u>事業概要(1 段階)</u>	
総面積	18 の埠頭と 142 万㎡の背後物流敷地、進入鉄道など港湾'物流'背後輸送体制を構築、航路浚渫を通じて大型コンテナ船舶の円滑な入出港が可能になる。
総事業費	2 兆 7818 億ウォン
事業期間	'00.10~'10.6.22
契約方式及び運営期間	実質収益率 9.5%、運営収入 20 年間 90%保障
運営主体	釜山新港湾(株)
事業コンソーシアム構成	サムスン物産 現代建設 デウ建設など 24 のメーカー

■ 事業位置:釜山(プサン)市江西(カンソ)区松亭洞(ソンジョンドン)及び鎮海(チンヘ)市龍院洞(ヨンウォンドン)一帯

■ 主要施設(釜山新港開発事業の全体)

- 接岸施設(埠頭):9.95km(総 30 の船籍:コンテナ 29, 多目的埠頭 1 船籍)
 - 1 段階:3.2km(コンテナ専用埠頭:9 船籍) →プササン新港湾(株)
 - 2 段階:6.75km(コンテナ専用 20、多目的 1 船籍) →政府及び釜山港湾公社
- 港湾の敷地作り:517 万坪(1 段階:178 万坪、2 段階:339 万坪)

- 防波堤：1,490m
- 浚渫:72 百万平方メートル
- 護岸：14,051m
- 背後輸送網
 - 釜山新港湾～三浪津（サムランジン）間の背後鉄道:38.3km
 - 嘉徳(カドク IC～テドン JC)間の背後道路:29.0km
 - 釜山新港湾～密陽（ミリャン）間の背後道路:38.7km

②事業施行方法(釜山新港湾(株)施行事業)

- (1) 事業施行方式: BT0(Build-Transfer-Operate)方式
- (2) 事業施行方法: 1段階事業を施行するものの、1-1段階施設及び1-2段階施設に区分し、1-1段階施設を優先的に施行
- (3) 建設期間:着工後96ヶ月(一括施行の際)
 - (1-1段階:着工後78ヶ月、1-2段階:着工後54ヶ月)
- (4) 運営期間:1-1段階施設竣工から50年
- (5) 施設及び事業規模

区分	全体	1-1段階	1-2段階
コンテナ埠頭	3.2km×600m	2.0km×600m	1.2km×600m
小型船(作業)埠頭	600m	600m	-
背後敷地作り	93万坪	22.5万坪	70.5万坪
船籍数(5万DWT)	9船籍	6船籍	3船籍

(1) 選定されたコンソーシアムの構成と出資比率

最初のコンソーシアムは24の業者から構成されたが、現在は17社が株主として参加している。

出資者の持ち株率(2009年12月末ベース)

出資者		持ち株率	出資者		持ち株率
サ ム	サムスン物産(株)	12.913%	韓国コンテナ埠頭公団		9.580%
	サムスン生命保険(株)	6.689%	現代建設(株)		7.948%

ス ン	サムスン電子(株)	0.984%	サムファン企業(株)	5.953%
	サムスン火災海上保険(株)	3.349%	(株)デウ建設	4.908%
	計	23.935%	斗山(トウサン)重工業(株)	2.801%
DP World International B.V.		29.636%	極東建設(株)	2.518%
韓 進	(株)韓進重工業	9.336%	大林(テリム)産業(株)	1.053%
	(株)韓進海運	0.294%	ロッテ建設(株)	1.053%
	Meritz 火災海上保険(株)	0.856%	Samhyop 建設(株)	0.128%
	計	10.486%	合計	100%

(3) 民間に委託した業務の内容

①収益率の算出及び運営

実質収益率は当初 7.4%から 9.5%(経常価格基準 14.97%)へと引き上げ、運営収入も事業開始以後 20 年間 90%を保障('00 年の交渉内容)することで合意、使用料は運営の初年度は 1TEU(1TEU は 20 フィートのコンテナ 1 個)当たり 7 万 5 千 2 百 71 ウォンを適用、5 年間、段階的に 1TEU 当たり 9 万 2 千 6 百 37 ウォンまで上方修正することとした。('00 年の交渉内容)

しかし、政府側は滞船滞貨などにより年間 3000 億ウォンに達すると予想される損失を考慮し、「2008 年 9 月、完工は予定通りするが、優先的に 2km(5 万 t 級 6 船籍)区間の工事を 2007 年 3 月まで終了する。」ということで合意した。

(4) 融資している金融機関

現在、当社の貸主団は 8 社からなっている。

- 貸主団：国民銀行、サムスン生命、ウリ銀行、釜山銀行、農協中央会
大韓生命、教保(キョボ)生命、サムスン火災
- 借入金の合計額： 2400 億ウォン

(5) 特殊な事業条件の有無(政府補助金、MRG など)

総事業費(2000年、1月1日不変価格基準)1兆6,468億ウォン中4,992億ウォンが政府の建設分担金として支援され、民間事業費は1兆1,476億ウォンである。

政府の建設分担金は、政府の工程率確認をへて民間事業者に竣工前まで順次(分期別支給)支給された。

MRGの場合、最初の実施協約の締結時(2000.12.14)には、MRG条項があったが、2003.5.22日、変更実施協約の締結時MRG条項を削除した。

(6) 開業後の運営状況(事前に想定していた利用者数の実際の現況など)

①会社現況

- 現在の人数 : 530人
- 運営期間 : 施設の竣工日から50年('07. 1 ~ 2056. 12)

②工事竣工及び運営現況

- 釜山新港湾(株)の設立 : '97. 9月
- 1-1 段階 3船籍 : '05. 11月 竣工(2009年11月売却)
追加 3船籍 : '06. 12月 竣工
- 1-2 段階 3船籍 : '09. 5月 竣工
- ※ 2009年11月以降6の船籍運営

③運営会社

- 運営パートナー会社 : DP World (U. A. E)
- 世界全体32ヶ国で56個ターミナル運営中

④施設現況(6船籍基準)

- コンテナ埠頭: 2.0km x 600m (1,200千㎡/36万坪)
- 背後敷地作り: 3,074千㎡/93万坪(純粋物流団地37万坪)
- 停泊水深: 16 ~ 17m (12,000TEU級接岸に対応)
※ 現在の航路水深: 15m
- 装 備 : 岸壁クレーン16台、ヤードクレーン52台、
ヤードトラクター124台、ヤードシャシー142台

⑤船社の入港現況(2010年12月現在)

- Maersk (デンマーク)、MSC (スイス)、CMA-CGM (フランス)、ZIM Line (イスラエ)

ル)、UASC (U. A. E), CSAV (チリ)、HSD (ドイツ)、Feeder 船

※ コンテナ取扱量の処理実績

(単位:千 TEU)

年度	'06	'07	'08	'09	2010 (予想)
取扱量	240	600	1,600	1,800	2,600

5) 釜山東部下水処理施設 Busan Dongbu Sewage Disposal Facilities

(1) 事業概要

- 施工庁：釜山広域市
- 施工者：東部環境株式会社
- 設計士：第一エンジニアリング(株)、シニョンイエンシ(株)
- 監理会社：Dohwa 技術工事(株)、ジョンイン技術団(株)
- 施工者

施工者	工事持ち株	工事費 (億ウォン)	施工者	工事持ち株	工事費 (億ウォン)
ロッテ建設(株)	39.32%	456	サムファン企業(株)	12.64%	147
サムスンENG(株)	28.39%	329	現代建設(株)	7.00%	81
サムファン企業(株)	12.65%	147	合計	100%	1,160

- 施設規模：施設容量 135 千 m^3 /日, 遮集管渠 24 km, ポンプ場 2ヶ所
- 総投資費：1,270 億ウォン(民間投資:499 億ウォン、財政支援:771 億ウォン)
- 建設期間：2002.12.26 ~ 2006.10.26 (46 ヶ月)
- 運営期間：2006.10.27 ~ 2021.10.26 (15 年)
- 事業収益率：6.08%(税引き後実質)

(2) 選定されたコンソーシアムの構成と出資比率

資本金

出資会社	当初		変更(2007.12.27)		備考
	持ち株 (%)	金額(百万ウォ ン)	持ち株 (%)	金額(百万ウ ォン)	
韓国教職員共済会	40.0		80.2		
ロッテ建設(株)	19.9		-		
サムスンエンジニア リング(株)	19.8		19.8		
錦湖産業(株)	7.5		-		
サムファン企業(株)	7.5		-		

(株)東亜地質	5.3		-		
合計	100		100		

(3) 民間に委託した業務の内容

契約日：2006年10月20日

契約相手

- 委託者：東部環境（株）

- 受託者：韓国水資源公社(51%)，サムスンエンジニアリング（株）(49%)

契約の主要内容

- 業務の委託

▷ 委託者が運営管理業務に関して、取引書類により持つ一切の権利や権限の行事及び義務の履行

▷ 委託者の会社一般事務

▷ 関連法令、取引書類、定款など委託者の内部規定上、委託者が第三者に業務の代行を委託することが禁じられている事項、業務の性質上、委託者が直接行わなければならない事項、委託者が別に、明らかに委託を撤回するという事項は委託業務に含まれない。

- 費用の補填

▷ 釜山広域市より支給される変動使用料において、関係法律あるいは契約関係上、必ずSPCが契約主体として支給義務がある費用を天引きした後に支給(保険料、会計監査サービス費、アフター環境影響調査サービス費など)

▷ 委託者は受託者と協議を経て実施協約、共同推進協約書を除いた取引書類により持つ一切の権利や権限の行事、会社一般事務業務などの一部、あるいは、全部を解約することができ、この場合、SPC最小運営費用を受託者に支給しない。

(4) 融資をしている金融機関

国民銀行：優先順位貸出

金利 無保証社債3年(AA-) 流通収益率 +スプレッド 1.6%

韓国教職員共済会：後順位貸出，金利 13%

(5) 特殊な事業条件の有無(政府補助金、MRGなど)

毎年前年度の物価上昇率を累積適用して単価が変動

(6) 開業後の運営状況(事前に想定した利用者数の実際の現況など)

開業後3年間、予想下水量の40~60%が流入、2010年から近隣の下水処理場の高度処理工事により、一部区間の編入により予想下水量の100%流入。

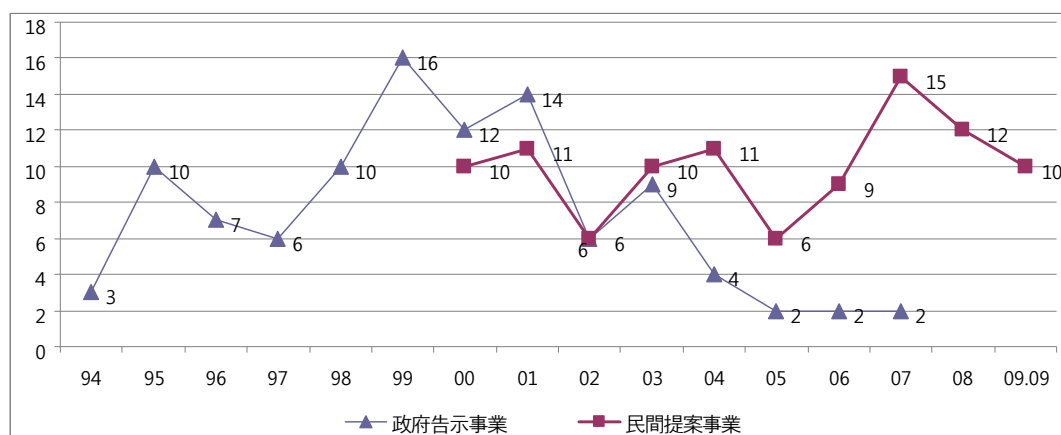
4. 民間発案型事業の具体的内容について

(1) 民間発意型事業について

韓国の PPI 法には、民間からの事業提案に関する条項が設けられている。この条項は 1997 年 8 月の法改正によって導入され、政府では発見できない事業ニーズや事業の可能性を民間の目線で探り出し、提案してもらうことで寺領量を増やすことを目的に導入されたものである。

実際の事業は 2000 年頃から現れ始め、現在では政府が主体的に事業を始める政府告示事業よりも圧倒的に数が多く、韓国 PPI 事業の中心を占めるに至っている。

図表 4-1 民間発意事業と政府告示事業の実施数推移



出所) 韓国開発研究院資料より作成

民間発意事業と政府告示事業の総数と事業規模を見ると、民間発意事業が 2009 年 9 月までの合計で 103 件、30.4 兆ウォンとなっており、政府告示事業が 100 件、35.7 兆ウォンとなっている。このように、総数ではほぼ半々であり、事業規模で見ると民間発意事業の方が大きくなるほど、制度として定着してきている。

なお、民間発意事業の対象分野は PPI 法第 9 条において BTL 方式を除くとかかれており、原則として政府の財政負担を前提としないものを中心に組み込まれている。

民間発意事業が活用されている主要スキームである BTO 方式における対象分野ごとに民間発意事業と政府告示事業の内訳であるが、有料道路事業においては民間発意事業が 41 件に対して、政府告示事業が 41 件。環境関連事業においては民間発意事業が 40 件に対して、政府告示事業が 24 件となっており、民間発意事業の方が倍近く多くなっている。これに対して、鉄道事業においては民間発意事業が 4 件に対して、政府告示事業は 7 件。港湾事業においては民間発意事業が 5 件に対して、民間発意事業が 12 件。空港事業など

を多く含むその他の事業においては民間発意事業が 10 件に対して、政府告示事業が 40 件となっており、政府告示事業の方が多くなっている。

この違いの背景には、比較的生活に身近な有料道路事業や環境事業では、事業ニーズについて民間企業の方が把握しやすく、提案も多い。これに対して国家的な対応が必要な鉄道や港湾、空港といった事業では政府主導での計画が多いという傾向があると考えられる。

図表 4-2 民間発意事業と政府告示事業の実施分野の内訳 (BTO 方式)

分野	有料道路	鉄道	港湾	環境	その他	合計
政府告示事業	20	7	12	24	40	103 (30.4)
民間発意事業	41	4	5	40	10	100 (35.7)
合計	61	11	17	64	50	203 (66.1)

注：カッコ内は事業規模、単位は兆ウォン
出所) 韓国開発研究院資料より作成

(2) 民間発意事業における民間企業への優遇

韓国において前述のような大々的な民間発意事業の活用が進んでいる背景として、提案者に対して、評価の上でインセンティブを付与する仕組みが導入されていることが指摘されている。

PPI 法第 9 条の第 4 項には、以下のような条文が書かれている。

「主務官庁は、第 2 項の規定による最初の提案者の提案書及び第三者による第三者の提案書について大統領令で定めるところにより検討及び評価した後、提案書を提出した者の中から交渉対象者を指定しなければならない。この場合、最初の提案者に対しては、大統領令で定めるところにより優遇することができる。」

この条文に基づいて、PPI 法施行令第 7 条第 11 項において、以下のような条文を設け、民間発意事業の制度において提案を行った民間企業へのインセンティブとしている。

法第 9 条第 4 項後段により主務官庁は、最初の提案者に対し次の各号の範囲内で優遇することができる。

- 一 最初の提案者が変更提案書を提出しなかった場合 総評価点数の 10%
- 二 主務官庁が第 8 項後段の規定により最初の提案者の提案内容と異なる内容を公告し、最初の提案者がこれに沿った変更提案書を提出した場合 5%

なお、PIMAC の担当者へのインタビューによると、民間発意事業においては、約 90% の事業で提案者が優先交渉権者に選定されているとのことである。こうした結果の背景には、上記のインセンティブ制度の効果があるとされている。

ただし、民間発意提案を行った民間企業に対して、提案にかかった費用を政府が負担するような制度は導入されていないとのことである。

(3) 民間発意事業の実施プロセス

民間発意事業の実施プロセスは、PPI 法第 9 条に基づき、施行令第 7 条に詳細が記載されており、以下のような順序で進むこととされている。

①事業計画の提出

民間企業から提出される提案書には、以下の項目が含まれていなければならないと PPI 法施行令第 7 条の第 1 項に明記されている。

- 一 提案事業に対する妥当性調査の内容
- 二 事業計画の内容
- 三 総事業費の内訳及び資金調達計画
- 四 無償使用期間又は所有・収益期間算定内訳（帰属施設に限る。）
- 五 施設の管理運営計画
- 六 使用料等の収入及び支出計画
- 七 附帯事業を施行する場合、その内容及び事由
- 八 その他提案者が当該事業の施行のため必要と認める事項

基本的な内容としては、一般的に PFI 事業が実施決定される前に行われる事業の可能性調査の内容を民間企業が実施し、政府に提案する内容であると言える。

なお、この提案を行う際に民間企業が事業の行われる地域の地方自治体との間で協議を行うことは法律上義務付けられていない。ただ、PIMAC の担当者へのインタビューによると、事業の円滑な実施のために、事実上の協議が行われていることはあるとのことである。

②事業計画の評価

民間企業からの事業計画提出と内容が不適合の場合の対応

民間企業から事業計画は、主務官庁に対して提案される。提出を受けた主務官庁では、PPI 法施行令第 7 条第 2 項に基づいて提案を受けてから 30 日以内に、以下の条件を満たす場合には返還することが出来る。

- 一 法令及び主務官庁の政策に符合しないと判断される場合
- 二 主務官庁において法第 8 条の 2 第 1 項の規定による民間投資対象事業として指定したが、財政事業として同一の内容で基本設計を既に施行中の場合

提案が適合の場合の主務官庁の対応

なお、上記の条件を満たさず、主務官庁として検討することになる場合には、PPI 法施行令第 7 条第 3 項に基づいて、提案を受けてから 30 日以内に主務官庁から PIMAC に内容の検討を依頼することとされている。仮に 30 日以内に検討の依頼が出来ない場合には、提案者に対して理由と以来予定日を通知しなければならないとされている。

提案が適格の場合の PIMAC による評価

依頼を受けた PIMAC では提案書の検討を行うことになるのが、その内容が総事業費 2,000 億ウォンを超えるものである場合には、PPI 法施行令第 7 条第 5 条に基づいて需要推定の適正性、一般の公共事業として推進する場合と比較した費用便益分析等を内容とする適格性調査を実施しなければならないとされている。

2,000 億ウォンを超えない事業については、PPI 法施行令第 7 条第 6 条に基づいて主務官庁から依頼を受けてから 60 日以内に、PIMAC としての意見を主務官庁に返すこととされており、仮に PPI 事業に相応しいと判断した場合には、適正事業費、使用料、収益率等、事業推進のための諸条件に関し、最初の提案書と異なる意見を提示することもできるとされている。

なお、PIMAC の担当者へのインタビューによると、実際には提案書の評価には 60 日以上の日にかかることが多く、韓国では慣行として許容されているとのことである。

また、民間提案が PIMAC による評価を通じて不採択とされる確率については、概ね 60%程度であるとのことである。

PIMAC の回答を踏まえた主務官庁の対応

PIMAC からの回答を受けた主務官庁では、PIMAC からの回答を受けて 60 日以内に、提案を受けるか否かについて提案者に回答をしなければならないとされている。仮に期限内に回答が出来ない場合には、理由と回答予定日を提案者に対して通知する必要がある。

民間投資事業審議委員会への諮問と決定

また、一定の条件を満たす事業（総事業費 2,000 億ウォン以上、複数の主務官庁や地方自治体にまたがる事業、その他必要とされるもの）については民間投資事業審議委員会に諮る必要があるが、その決定はこの時点までに行われている必要がある。

③他の民間企業からのオルタナティブ提案の公募

オルタナティブ提案の公募

主務官庁が民間提案を事業として採択した場合、PPI 法第 9 条第 3 項に基づいて提案者に通知すると共に、他の民間企業からも提案できるように公告しなければならない

いと規定している。

これに基づいて PPI 法第 7 条第 8 項では、第三者が提案することができる期間を 30 日以上定めて官報並びに 3 以上の日刊紙及び主務官庁のインターネットホームページに公告しなければならないと規定しており、この公告の際には、主務官庁は、適正事業費、使用料、収益率等、事業推進のための諸条件に関し、当該提案内容と異なる内容を含めて公告することができ、最初の提案者は、公告で定めた期限内に、最初の提案内容を変更し、再び提案書を提出することができることとされている。

なお、最初の提案者が提案内容を修正した場合には、前述のインセンティブに基づく加点は半分になる。

提案の評価

提案されたオルタナティブ提案と最初の提案者の提案の評価は、政府告示事業の場合と同様に行われる。主な提案評価の項目は以下の通りである。

- 一 事業施行者の構成形態、事業出資者と事業施行者の関係等、事業施行者の構成
- 二 事業費の規模、建設期間、建設立地、建設の内容等、事業計画の妥当性
- 三 資材及び資金の調達能力、借入金の調達能力等、資金調達計画
- 四 使用料、使用量、無償使用期間又は所有・収益期間、割引率、附帯事業の規模等、事業の経済性
- 五 所要土地の確保程度及び確保計画の妥当性等、所要土地の確保計画
- 六 最低要求技術水準の充足度及び最新工法の適用の有無等、工事への適用技術
- 七 施設の補修計画の適正性、管理運営計画の適正性等、施設の管理能力
- 八 施設利用者等に対する便益提供の程度等、社会的便益に対する寄与度
- 九 その他主務官庁が必要と認める事項

主務官庁は、事業の内容に応じて提案評価項目をアレンジすることや、加重平均点を設定することが可能であると共に、評価に携わるチームを構成する。このチームには PIMAC が指定するものを参加させることもできる。

評価を通じて、2 以上の交渉相手を選定した上で、その交渉順位に順番をつけることとされていると共に、仮にオルタナティブ提案を出すものがない場合には、最初の提案者を優先交渉権者に指定するものとされている。

④優先交渉権者との交渉

優先交渉権者との間で、主務官庁は総事業費及び使用期間等、事業施行の条件等が含まれた実施協定を締結することとされており、その内容についての交渉が行われる。

PIMAC の担当者へのインタビューによると、韓国では競争的対話を導入しない代わりに、この交渉に時間をかけており、長いものでは半年や 1 年かかるものも存在することである。

以上が、民間発意事業の選定プロセスである。

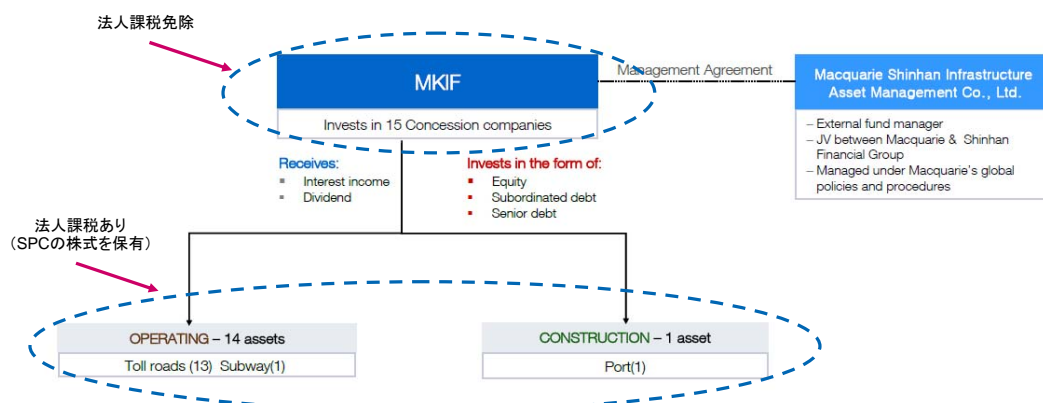
5. 韓国のインフラファンドについて

(1) インフラファンドの成長の背景

ここまで韓国の PPI 制度について解説してきたが、PPI 法の第 5 節（第 41 条から第 44 条まで）の中で法的な位置づけを与えられた社会資本施設投融資会社等のインフラファンドが、プロジェクトへの主要な資金提供者として活躍しているのが韓国の PPI 市場の大きな特徴であると言える。

韓国においてインフラファンドが活躍している一番大きな理由としては、政府側が様々な制度整備を進めたことが挙げられる。例えば、すでに説明したように、法律に基づいて税制的な優遇を与えてきたことや、MRG の仕組みを導入して投資家側がプロジェクトの収支見通しを立てやすくしたことは大きく効いている。また、PPI 法に基づいて設立された社会資本施設投融資会社は、その純収入の 90%以上を配当に回せば法人課税を免除され、投資額が 1 億ウォン未満の個人投資家に対しては、配当課税を分離課税にすると共に、権千課税の税率も通常の 15.4%から 5.5%~6.6%に減免するなど、様々な支援策を設けていることも利いている。

図表 5-1 社会資本施設投融資会社への税制優遇策



出所) マッコーリー資料より作成

このように政府がインフラファンドを積極的に優遇した背景として、民間企業側に強い活用ニーズがあったことも見逃すことはできない。具体的には、以下の二つで示すような理由から企業の活用ニーズが生じている。

一つは、個別プロジェクトの公募条件の中で、民間企業側の事業遂行能力を確保するために、初期投資に対して参加する民間企業が拠出すべきエクイティの下限值が定められていることが挙げられる。一般的に、BTO 方式では 20~25%、BTL 方式では 10%と

されているが、数十年にわたってこれだけの資金を寝かせておく必要があることに対して、負担を感じる企業が多かったようである。そこで、ファンドなどの金融投資家から出資を得る場合には、その分だけ出資義務を免除する扱いを行うようになり、インフラファンドに対するニーズが生じたというものである。

もう一つは、韓国国内で PPI プロジェクトに参加している民間企業の多くの意識として、バランスシートに巨大な資産を乗せ続けることに抵抗感が強かったことも挙げられる。特に、BTO 方式の事業では事業規模が大きく、需要変動リスクもあるため、建設などの関心のある業務に自らの役割を特化し、資金的なリスクは他者に取らせるという考え方が発達したものである。

(2) 市場構造

韓国には、数え切れないほどのインフラファンドがあると言われるが、運用しているインフラ資産額が1兆ウォンを超える大手として以下の3つの運用会社が挙げられる。

Macquarie Shinhan Infrastructure Asset Management (MSIAM)
Korea Infrastructure Investment Asset Management (KIAMCO)
KB Asset Management

以上のファンドについて、その概要を以下に整理する。

① Macquarie Shinhan Infrastructure Asset Management (MSIAM)

世界最大手のインフラファンド運用会社であるオーストラリアの Macquarie と韓国の大手銀行である新韓銀行が合弁で設立した運用会社であり、Macquarie Korea Infrastructure Fund (MKIF) を運用している。MKIF は韓国取引所とロンドン証券取引所に上場されている上場インフラファンドであるが、その概要は以下の通りである。

総資産額

1.5兆ウォン (2010年6月の市場価格ベース)

投資家構成

国内機関投資家持分 62.0%
国内個人投資家持分 14.0%
海外投資家持分 24.0%

投資家シェア上位

Military Mutual Aid Association	11.8%
Shinhan Financial Group	11.2%
Korea Life Insurance	7.2%
Kumho Life Insurance	7.5%
Capital Research & Mgmt Company	6.0%
Korea Government Employee Pension Service	5.4%
Lazard Asset Management	5.0%
Macquarie Group	4.4%

投資対象資産

韓国国内の14件のコンセッション事業を投資対象としている。内訳としては、有料道路 (有料橋や有料トンネル含む) が12件、地下鉄が1件、港湾 (建設中) が1件と

なっている。

投資先の金融的性質

シニアローン、メザニンローン、エクイティのいずれも投資対象としており、2010年6月30日時点では、シニアローンが全体の15.4%、メザニンローンが全体の48.5%、エクイティが全体の36.1%となっている。

利回り

2010年上半期のキャッシュイールド（時価に対する配当利回り）は7.0%となっている。

ファンドの根拠法

PPI法に基づくインフラファンド

②Korea Infrastructure Investment Asset Management (KIAMCO)

韓国の政府系金融機関である産業銀行が84.16%、韓国の大手銀行であるウリ銀行が9.90%、韓国の大手生命保険会社であるKyobo Life Insuranceが5.94%出資して設立された運用会社であり、現在までに9本のインフラファンドを設定し、運用している。運用しているインフラファンドの全体像を以下に示す。

総資産額

4.8兆ウォン

運用しているファンドの内訳

KIF : 1兆3,000億ウォン BTO ファンド 運用期間 20年
KIF2 : 1兆5,000億ウォン BTO ファンド 運用期間 20年
KBTL1 : 7,200億ウォン BTL ファンド 運用期間 25年
KRF1 : 5,000億ウォン BTO と BTL の両方に投資するファンド 運用期間 30年
KEF : 2,000億ウォン BTL ファンド 運用期間 25年
KPEF : 2,500億ウォン ユーティリティ事業投資ファンド 運用期間 25年
KBF1 : 5,000億ウォン BTL ファンド 運用期間 25年
KPEF2 : 5,100億ウォン ユーティリティ事業投資ファンド 運用期間 25年
KKSF : 8,000億ウォン 海運関連の事業が投資対象 運用期間 7年

投資家構成

産業銀行、ウリ銀行、韓国中小企業銀行、Noughyup Bank、プサン銀行、Korean Federation of Community Credit Cooperative、Korea Post、Kyobo Life Insurance、shinhan Life Insurance、KoFC、Dongbu Insurance など

投資対象資産

発電所・エネルギー関連資産：4社
有料道路：5カ所

鉄道：4カ所
港湾・空港：2社
下水処理施設：10カ所
学校：107カ所
大学寮：5カ所
社会文化施設：3カ所
軍人住宅：1カ所
海運資産：3個

投資先の金融的性質

シニアローン、メザニンローン、エクイティ、ボンド（内訳は不明）

ファンドの根拠法

KIF、KIF2、KBTL1、KRF、KEFはPPI法に基づくインフラファンドで、その他のファンドは資本市場及び金融投資業に関する法律に基づくインフラファンド。

③KB Asset Management

韓国の大手銀行である国民銀行が80%、オランダの大手金融機関であるINGが20%出資して合弁で作った運用会社であり、現在までに4本のインフラファンドを設定し、運用している。運用しているインフラファンドの全体像を以下に示す。

総資産額

4.8兆ウォン

運用しているファンドの内訳

Balhae Infrastructure Fund：1.2兆ウォン、BTOファンド、運用期間15年

Hanbando BTL Blind Fund：7,550億ウォン、BTLファンド、運用期間27年

Gukto Love BTL Blind Fund：4,000億ウォン、BTLファンド、運用期間27年

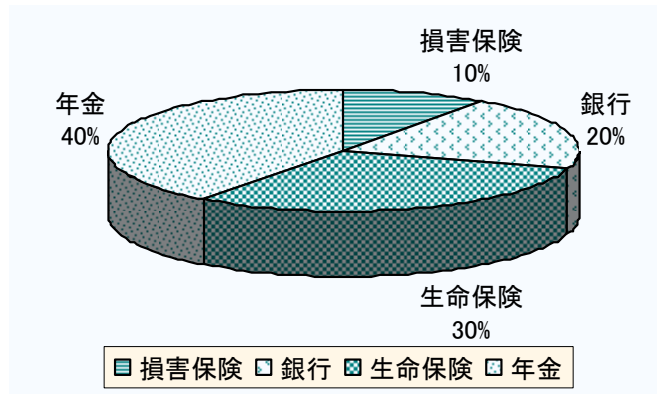
New Renewable Energy Blind Fund：3,300億ウォン、ユーティリティ事業投資ファンド、運用期間15年

投資家構成

Balhae Infrastructure Fundは17の機関投資家で設立され、その出資比率は図表5-2にあるとおりの投資家構成となっている。

Hanbando BTL Blind Fundでは6つの銀行と6つの生命保険会社、Hanbando BTL Blind Fundでは保険会社、New Renewable Energy Blind Fundでは11の金融会社が投資家となっている。

図表5-2 Balhae Infrastructure Fundの投資家構成



出所) KB Asset Management 資料より作成

投資対象資産

有料道路：2 カ所

LRT：1 カ所

下水処理施設：4 カ所

軍事施設：2 カ所

学校：2 カ所

投資先の金融的性質

シニアローン、メザニンローン、エクイティ、ボンド（内訳は不明）

ファンドの根拠法

Balhae Infrastructure Fund は PPI 法に基づくインフラファンドで、その他のファンドは資本市場及び金融投資業に関する法律に基づくインフラファンド。

(3) ビジネスモデル

ファンドの運用としては、BTO方式とBTL方式を異なったファンドで運用しているケースが多い。その理由として、ハイリスク・ハイリターンのBTOと、ローリスク・ローリターンのBTLで分けて投資家を募る方が、資金が集まりやすいことが挙げられる。

図表5-3 事業方式の違いによる資産特性の違い

BTO投資	事業期間 : 15年程度 目標IRR : 10%程度 リスク特性 : ハイリスク・ハイリターン
BTL投資	事業期間 : 20年~30年程度 目標IRR : 債券投資と同程度 リスク特性 : ローリスク・ローリターン

投資の難易度はBTO方式の方が高いため、中小ファンドの中には参入しやすいBTL方式に特化したファンドも存在する。ただし、韓国国内ではBTL方式においてエクイティが必要かという点については、議論が分かれているようである。

投資を行うタイミングとしては、建設が始まる前のプライマリー段階から投資するケースと、建設が終了して運営が始まるセカンダリー段階で投資するケースに分かれている。ただ、イギリスなどでみられるような、セカンダリーとプライマリーでファンドを分けるケースや、プロジェクトを他のファンドに転売してキャピタルゲインを狙うケースは少なく、現状ではプロジェクトスタート時、あるいは期間途中で企業から買い取ったファンドが事業終了時まで持ち続けるのが一般的である。

(4) 人材

ファンドの運用会社の大半は銀行の子会社であり、銀行でプロジェクトファイナンスなどの形でインフラ事業に関わっていた人材が責任者となっているケースが多い。ただ、投資を行っている中では、個別のインフラに関する技術的な知見が必要とされるため、10人～20人の運用担当者の中に建築や土木などの専門性を持つものを入れているファンドや、外部の専門会社と提携し、円滑に業務を委託できるようにしているファンドも存在する。

6. 本調査に基づく日本の PFI 制度への示唆

参考資料1 ヒアリング議事録

HIWAY21（新空港高速道路） Meeting Memo

対象	新空港高速道路(株)
日時	2010年11月22日 10:00~11:30
場所	仁川市新空港高速道路本社
HIWAY21 参加者	Han Yeon-soo ハンヨンスチーム長
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

仁川空港高速道路の PFI 法側面での歴史

韓国の場合、95年度に民間資本事業法が制度化されたが、弊社事業はその1号事業だ。その後、偶然にも概ね5年単位で制度が改正された。98年度金融危機以後には2000年度制度改正、2005年度制度改正が行われた。

細かな制度改正を含めると毎年制度は変化している。95年度の制度化後に弊社の事業を筆頭に5個の事業が民間資本事業として選定された。この時の目的は、財政的な負荷を抑えながら必要なインフラを速やかに構築することだった。この目的のために、政府が事業を‘告示’した。これが95~2000年度のことである。

そのあと、2000年の改正では政府が一方向的に告示する形式を改め、民間からの‘提案’を受けることになった。またBT0, BOTしかなかった事業手法も、BTLにまで拡大して、ゴルフ練習場、駐車場、学校など対象施設も40余種類に増えた。

2005年度にはもう一度大きい歴史的な変化を迎えた。それがMRG制度廃止だ。結局FIやCIらが投資を行うには収益性に対する担保が必要となり、95~2005年度の制度では収入が最初の目標値に到達できなければ政府が保証をした。政府がFIやCIに保証することにより企画財政部はインフラ整備という当初目的を完了できたが、時間がたつにつれて国民から批判の声が上がってきた。税金で保証するのは問題だということだ。それで現在は政府の保証が基本的に許容されないように改定された。それで事業の規模が小さくなった。当初の巨大インフラの早期拡充という目標とは違う形に変形されてきていると言えるだろう。

運営関連質問

質問1) スポンサーはだれか?

本事業は告示事業だが、初期段階ではスポンサーは三星、韓進などの建設会社だった。現在では保険会社、年金基金、教職員年金、大韓教育保険、生命三星生命、大韓生命、マッコリーなどに持ち分を売却している。生命保険会社や年金基金が求めるキャッシュフローが当社の収益モデルと似ているので、FIに売却したということである。

質問 2) それでは三星、韓進が持分を売ったことか？

その通り。

質問 3) それでは現時点での最大の出資者は？

教職員共済会である。

質問 4) 教職員共済会には高速道路運営のノウハウはないと思うが、運営にも参加するか？

財務的投資家であるだけで、私の属している SPC が運営を担当する。財務的投資家と運営は厳然として分離されている。

質問 5) PFI 案件では通常 SPC はペーパーカンパニーで、運営は他の方に委託していると認識しているがこれで正しいか？

混合型である。私たちの場合、SPC で直接職員を雇用して維持管理をしているが、単純な巡回や維持管理などはアウトソーシングをする混合型だ。私たちの事業では、英宗大橋、放火大橋など大型橋梁に対する特殊な管理ノウハウが必要だ。韓国では韓国道路公社でも巨大橋梁の維持管理ノウハウがない。それで建設を担当した私たちが直接管理している。施設規模の小さな部分はアウトソーシングする。このような使い分けをしている。このような業務分担は主務官庁と事業施行者の契約交渉で事業者が先に提案する。

質問 6) SPC の社員は何人か

当社は運営する道路の長さに比べて、その中で保有している橋梁などの施設が巨大だ。したがって職員は比較的多い。総勢で 63 人であり、巡回や料金取り立て含むアウトソーシングまで入れれば総勢で 240 人だ。

質問 7) 収益を出すサービスエリアのような施設はないか？

道路が 40KM と短い距離であり、つながっている高速道路もないのでサービスエリアはない。ただ、空港に行く途中の 25KM 地点に簡易なサービスエリアを運営している(片道だけ)。こちらは収益のためではなく、広報及び利用者便宜増大のためであり、内容としては英宗大橋展示館、ガソリンスタンド、スナックコーナーがある。

質問 8) 橋梁建設を担当したエンジニアたちは三星、韓進など建設会社の所属だったと思うが、このエンジニアたちは現在 SPC に勤めているのか?

その頃のエンジニアは当社が直接採用して設計の確認や施工監督をした。施工は三星などが行っているが。このエンジニアたちは技術関連法に符合する資格を持つ人たちであり、建設以降もここに残ることに決めて持続的に維持補修を担当している。

建設費用算定及び需要予測関連質問

質問 9) 40KM という高速道路の用地は誰が保有するが

韓国ではすべての道路用地の取得、保有を政府や地方自治体が行う。私たち事業の場合、道路敷地を国家が先を買収したので、国家が持ち主である。

質問 10) 土地買受以後建設をしたか?

そうだ。

質問 11) 日本の場合、用地の買い取りが全部終わる前に、買い取った区間から順に建設をするが韓国はそうではないか?

そうではない。私たちの場合には一括的に土地の確保を完了する。一括完了だ。部分的に着工すれば、引き渡し遅延による工期の遅延などの問題が発生する。

質問 12) 政府が少しずつ買収して引き渡した順に建設を行い、工期が遅延されると財務投資家の反発があるからだと思うが、その認識で正しいか。

そうだ。道路用地を公共が買収する際には協議買受をし、それがダメならば鑑定評価による強制性を持つ買収が可能だ（行政的に可能）。スケジュール期間中に協議が成立しなければ供託して強制買収を行う場合が頻繁に発生している。

質問 13) 大きい橋梁やトンネルなどの土木工事の場合、初期の計画されたコストを越す場合が多いと思うが、韓国はどうか?

PFI の場合、道路に対する計画について政府から承認を受け、その後の工程の遅延及びコストオーバーは全て建設会社の責任となる。前提事項である土地の取得、文化財の発掘、事

前環境評価などが先に完了されなければならない。この部分で事業の遅延が発生すれば政府の責任だ。

質問 14) それでは工事費が確定され後工事費が増えたと言っても、投資家の責任か？

そうだ。株主と施工会社が分離されていれば施工会社の責任だ。私たちのケースは施工会社が株主だったので、建設会社兼株主が追加で分担をしなければならなかったが。幸いにして予定通りの費用で完成したが。

質問 15) 一般的に施工会社が工事費を定めるのか？

そうだ。

質問 16) トンネルの場合、掘って見ないと工事費の確定ができないのが一般的だが、PFIでは同様に工事費を初期に定めるか？

そうだ。契約すれば終りだ。事前調査、基礎の調査などを通じて事前に工事費用を積算する。

質問 17) 設計変更問題による工事費超過の問題をどう対処するか？

SPCより国家に要求することになる。墓地などの問題があるとか、事前に補償したアパートや老人ホームが施設移転されなかったりするなど、実際はこのような煩わしい問題は建設会社が解決するが慣行上、政府側のリスク負担となる。

質問 18) もし建設株は物価変動の場合、例えば橋梁の場合鉄の原価計算は物価指標を決めて変動させているか？

物価変動は認めている。指標を決めている。契約してから1年以後から年度別にし、6ヶ月以内の変動は認めない。1年間の変動性を見る形になる。物価の上昇値を工事費に適用する。これは一般的だ。

質問 19) 物価変動にはどのような指標を使っているのか？

国家契約法という法律があり、その中に具体的に列挙されている。こんな状況でこういったものを適用しなさいという法令がある。該当品目の指数、物価上昇指数など非常に詳

細に説明されている。

質問 20) 料金策定も契約に基づいているのか？

そうだ

質問 21) 交通量の需要予測と実際の差は頻繁に出るのか？

料金は毎年 CPI を反映してあげるようになっているが、この道路の料金は国家管理の高速道路より二倍くらい高い。結果として政府のコントロールにより値上げは 2-3 年に 1 回に留まっている。

需要は 30 年予測値に比べて 58%の水準だ。交通量 MRG は 80%を保障している。すなわち、80%を保障と実際需要は 58%水準なので、差である約 22%に対する部分を政府から補助を受けている。

質問 22) 58%と需要が低い理由は仁川開発が遅れているからか？

そうだ。弊社の場合、空港が設立され永宗島内の観光団地や IBC が 2000 年度まで開発されることになっていたが、遅延している。この部分が交通量需要予測で大きな差として出ている。

質問 23) MRG で保障され負債償還は充分に行われていると思うが、CI が FI に売る際、多少安値で売ったのか？

政府と協約（30 年運営）する際、借入金に対する償還スケジュールを確認して最悪の場合収入の 80%を保証してくれる。事業収支上は元利金が償還された以後で配当を想定しているので 20 年以後からは配当が創出されることを期待している。

質問 24) 年金基金の場合、韓国も日本のように高齢化により事業期間の手前でたくさんの配当を要求するのでは？

FI は投資収益率を決めているが、韓国の現在の市場金利が 2000 年代に実施協約を更新した時点より金利が低いので、株主の立場から見ると金利リスクの負担が少ない事業になっている。そのために、この事業は投資者にとって十分魅力的である。

質問 25) FI が投資をした時、ブラウンフィールドの場合、収益率は？

FIによって追求している収益率が違う。教職員共済、マッコリーでそれぞれ違う。数値は個別的に申し上げにくい。

質問 26) 政府は高速道路が完成されてからのモニタリングをどのように実施しているのか？

弊社は監督官庁に報告する義務があり、主務官庁は施設及び安全に関する監督の義務があり、時期別・施設物別に各種法令によってすべて検査をする。

これは当社がたくさん投資している部分だ。モニタリングの流れはセルフモニタリングして監督機関に報告することを基本としている。また、第3者の専門機関からの診断も受けなければならない。韓国の場合、トンネル、橋梁部分は3年周期・5年周期で国家公認技術検定機関から診断を受けて報告し、指摘事項に対して修正しなければならない。

質問 28) 政府側で民間がしている部分、韓国道路公社が管理することができない橋梁管理など民間企業の提供する付加価値は？

韓国道路公社は、3500~4000kmもの膨大な道路を管理しているし、予算に基づいた管理の体制になっている。道路の安全性に対して私たちは基準で管理するが、韓国道路公社は予算配分で管理する。従って、私たちは道路への即刻な維持補修などが可能だ。単位別アウトソーシングで選択的に任せられるのでより専門的になる。

韓国道路公社は経営効率を考えるよりも一律的な配分になりがち。

一言で言えば、小さな規模の法人が、運営する事業に相応しい維持管理をうまく考えだすところに価値がある。

質問 29) FI が海外投資を考慮しているか？

FI は海外カザフスタンなどへの進出を検討中だ。

質問 30) FI の方で助言してくれと言うことはあるか。

ある。運営側面からサポートしている。

以上

Metro 9(メトロ 9号線) Meeting Memo

対象	メトロ 9 号線運営(株)
日時	2010 年 11 月 22 日 13:30~15:00
場所	ソウル市現代本社
メトロ 9 号線参加者	Choi, Kyujun Director (催規準 理事)
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

催規準理事質問) 僕は地下鉄 9 号線から途中でロテムに異動して現在は海外高速鉄道を担当している。2003 年度にメトロ 9 号線を民間投資事業として開始した。03 年~05 年にソウル市と協約を結び、05 年 6 月着工、09 年 7 月に完工した。弊社事業は基本的に企画財政部の民間投資事業法を根拠として事業を始め、事業決定はソウル市が決めた。事業者はソウル市が入札で決定した。いわゆる民投法民間投資法、以下‘民投法’)による事業は二つの主体がある。

1. 国土海洋部などの中央政府事業
2. 地方自治体の事業

民間投資法が作られて 20 年近くなる。対象で一番多いことは、道路・橋梁・港湾であり、最近 7-8 年間で鉄道が多くなった。

鉄道については日本では既に私鉄がたくさんあると思う。東京メトロなども。韓国はこの法導入される以前は私鉄がなかった。民投法に基づいて整備された事業体には仁川空港鉄道や金浦~仁川鉄道などがあり、現代建設が主幹事となったこともある。この事業は地方自治体主管の鉄道分野での初めての事業である。

大きい特徴は、仁川空港鉄道は特定の目的で造られた路線であり、9 号線はソウル市地下鉄の一つの鉄道であるということだ。これがどうして大きい差なのかと言うと、空港鉄道と 9 号線の差は料金から始まる。特定目的路線は事業者と国土海洋部と協議をし、金額を定めることができるが、9 号線は料金を政府と事業者が勝手にきめても、利用者が使ってくれなければ意味がない。

民資事業で MRG の意味はないと思う。何故ならば、これは政府・地方自治体が民間事業者の徴収したい金額を徴収させないために作った任意的な特恵だ。料金を引き下げても民間事業者が参加できるように。もし使用者負担原則が明確なら、日本が MRG 制度を取り入れる理由はないと思う。韓国においては非常に重要だ。

9 号線だけを見ても、企画財政部が作った民投法は完璧だ。この法を日本が取り入れたとしても大きい抵抗なしにできると思う。韓国の民投法の問題は制度の問題ではなく中央政府及び地方自治体と事業者間の運営に対する対立によるものだ。だから実施協約上にある X amount を開通時点で達成できず、中央政府及び地方自治体で補償をしてくれるのが mr

なのだが、これが問題になっている。

民投法が施行する際、一番最初に関心を持ったのは CI・建設会社である。民間投資事業は建設期間 5 年・運営 30 年で、すべての事業期間は 5+30 年だ。通常、建設出資者は建設期間にだけ関心ある。残り 30 年は関心がない。その次に、この事業に参加する主要参加社は FI で、この人々は建設には興味がない。だから工事完了以後建設出資者たちが持分を財務出資者に売って財務出資者たちが 30 年間運営主体となる。

副作用は、良い意味で見れば政府が持っていない財源を CI・FI を通じて建設をするが、以後の運営は素人的で、利潤追求のみを考慮した運営となる。今後の本当に意味での民間投資事業を誘致するためには建設期間 + 運営に対する正確な検証が必要である。

質問) それでは 9 号線の場合は運営開始後約 1 年間になったが、株主が変わったか?

そうではない。9 号線はそうでない。ソウル市はとてもの賢く、1 大株主は持分を売却できないようにしてしまった。ソウル市は民投法で発生する運営上の問題をこれで解決しようとした。

2) ロテムの出資の割合は高いか?

弊社の資料を見れば、これは通常的な民投法の構造だが、政府当事者である SMG (Seoul metropolitan Government)、運営は SLline という運営専門会社に任せた。SPC であるメトロラインはペーパーカンパニーだが、これが完全にペーパーカンパニーになれば実施協約上の相手方がなくなるので、ソウル市関連の問題などを扱う最小限の人員 11 人が勤める。そもそも SL line は SMG と直接的な関係がないので、法的な関係によってこのような関係が形成された

3) SLline へのロテムとヴェオリアの出資比重は?

ロテムとベオルリアは SLline という j/v を作り、運営業務会社はヴェオリアが 70% 弊社が 30%、整備業務会社は弊社 70%、ベオルリアが 30%という出資構成にした。

4) こんなに構成を選んだ理由は?

弊社もいくつかの運営会社と会った。JR も会い、東京メトロ、シンガポール、バンコク bts にも会ったが、運営会社との最大の紛争は車両製造社との間であった。運営をうまくするためには消耗品調達をうまくする必要があり、その部分は弊社と現代ロテムとヴェオリアがうまくかみ合った。

5) ヴェオリアもプロジェクトへの出資者か？

ヴェオリアにはメトロ 9 にはじめから出資をさせなかった。初めは SL line に運営実態を持たせる予定だったが FI が反対した。FI は運営リスクを自らが出資する会社から切り離したかったのだ。

6) SLline との契約期間は？

O&M は 10 年契約とし、対価は 5 年間は確定、再契約ということで 6 年目に更新することにした。

7) 先ほど料金を取り立てができないと言ったが、料金取り立てはどんなに成り立つか？

9 号線が原価が 2003 年不変価格で 4 兆 3000 億ウォンだ。だが、この金額を全部民間が負担して作るとすれば料金が 1 回 6,000 ウォンになる。ソウル市と話した後、土木工事はソウル市がして駅舎の造営と O&M、車両運営保守を弊社がする work plan を組んだ。

8) それではトンネルは全てソウル市が作ったのか？

そうだ。地下鉄は土地補償も必要であったし、都心を通過するので土木建設費用がたくさん必要だ。従来の路線と比べるとメトロ 9 は工事費がたくさんかかる。

9) 例えば、政府の土木工事が遅くれば、政府がリスクを負担するか？

そのような問題も発生した。政府の工事期間が遅延した。1 区間・2 区間・3 区間に対する工事の完工が遅くなった。それにもかかわらずソウル市が PFI 事業者はその分の工期圧縮を迫って期間内に建設は完工した。

10) 契約上ではそうでないが、実際そのように期間内に損害を受けながらも完工したのか？ 弊社はソウル市と多くのビジネスをしている。1 年間に多くの車両を納品しているし、ソウル市の頼みはソウル市民との約束なので、グループ会長の方針により赤字も出たが完成した。

11) 一般的に韓国的高速道路や PPI などは料金が cpi と連動しているが、9 号線はどうか？

この事業も cpi と当然連動されおり、過去の fpi (fare price index) を反映して (過去の 5 年間の地下鉄値上げインテックス) 各 3%・1% の値上げが可能である。ただ、現実には毎年公共料金をあげられない。

12) 鉄道の附帯事業はどんなにのがあるのか？

附属事業はある。弊社の株主は筆頭株主が現代ロテムで 25%、次にマッコーリーが 24.52%、その他にシンハン銀行等がある。

弊社の運営の最大 이슈は運営人員を減らすことだ。Km 当たり人員比較した時、他線は従業員が 134 名もいるが弊社は 27 人。無人軽電鉄会社は 24 人。トータルで、地下鉄公社は 9600 人、地方軽電鉄会社は 1143 人、弊社は 603 人 (メトロラインなど 3 社合わせて) であり、このマンパワーを Km で分ければ弊社が 22 名程度、A 社は 71 人だ。

鉄道事業での民資事業のポイントは、運営が一番重要でその次が部属事業だ。韓国の場合、部属事業と附帯事業が分けられている。日本の JR などの私鉄は部属事業ではない附帯事業をしている。例えば駅の隣に東急のようにデパートやホテルを建てるのが附帯事業だ。これに対して弊社は広告、賃貸、自動販売機、コンビニの部属事業をしている。ソウルにある都市鉄道公社も同じく附帯事業はない。都市鉄道公社はの部属事業売上げの比重は毎年 6~7%になる。この分野で弊社には 2 つの目的があるが、そのひとつが部属事業のための追加的に人員拡充をしないということと、二番目は最小 10%以上の売り上げを出すことだ。それで、例えばある運営会社には部属事業だけ専担する人々が 20 人以上いる。ところが 9 号線では 2 人しかいない。それが可能だったのは賃貸・広告・自動販売機を専門会社に権利をそれぞれ turn-key で与えたことによる。賃貸商店の場合、GS リテールに与え、コンビニは入札してファミリマートに、自動販売機はコカコーラ、広告は東亜日報に与えた。こうすることにより付加的な仕事を最小化して売り上げ目標を達成した。

13) ソウル市の場合もこのようにすれば良いと思うが？

労組問題で大変である。解任するか他に転職させなければならない問題がある。

14) 地下鉄のように大きいオペレーションとモニタリング必要だと思うが、SM LINE にどのようにモニタリングをしているのか？

ソウル市と実施協約する際、監督の課題は大きかった。協議をたくさんした。ソウル市が違う機関を監督した経験がないからである。ご存知の通りソウルメトロはソウル市が 100%

出資した会社だが、モニタリングということは行われていない。にもかかわらず民間にモニタリングするのは変だということで、しないことになった。代わりに 1 年間ソウル市に運営計画を提出することにした。

それでこれを根拠に報告の内容の通り守られているかを月刊で報告書として提出しており、同時に外部機関が評価するサービス関連アンケートの調査報告書をソウル市が受け取るようにしている。開業後 1 年が経ってからアンケートを実施し、弊社がソウル市内バスや鉄道をトータルして満足度 1 位となった。

民資鉄道や道路など民資業者をコントロールできるフレームは必ず作る必要はある。

15) 例えばアンケートの調査及び調査報告書を通じて約束した成果が低ければ、どうなるか?

何年間、一定期間評価が低ければ、事業権の剥奪に対する契約条件がある。重要なのはサービスレベルの質で、ソウルメトロと弊社が思うサービスの質は違う。ソウルメトロでは駅長があいさつを丁寧にするという概念だが、弊社は定時到着、そしてきれいな環境などだ。これがソウル市と違うと思う部分だ。

16) 日本公営地下鉄が問題が多い。東京メトロは良いと思うが、日本地下鉄改善策は?

8 月にも日本に行って JR、東京メトロに会ったが、地下鉄というのは A 地点から B 地点までつなぐ概念に過ぎなかった。ソウル市はトイレからすべての部分がデパートみたいに満足させているが、日本はそうではない。私の考えは大衆交通の概念がソウル市とは違うと思う。ある意味、弊社は過剰投資になったようである。多少の環境に対する投資は必要だと思う。特に都営は深刻だ。

以 上

KYOBO Life Insurance (大韓教育保険生命) Meeting Memo

対象	大韓教育保険生命
日時	2010年11月22日 15:30~17:00
場所	大韓教育保険生命本社
当方参加者	Cho Hyuck-jong チーム長, Jung Hong-min 企業金融チーム部長, Lee Woo-ki 企業金融チーム次長, Oh joo-seok 次長 (インフラストラクチャー金融)
NRI 参加者	福田、李、金

1) インフラストラクチャー投資に対する投資の概要と、運用資産のうち、何 % インフラに投資されているのかを教えてくださいませんか？

→大韓教育保険生命は97年からインフラストラクチャー投資している。現時点で150個事業に、ウォンで5兆3000億投資約定を締結しており、このうち3兆ウォン程度を執行済みである。

→初期には輸送分野の道路・鉄道・港湾や、水処理・廃棄物焼却施設などの環境分野のBTOに投資し、2005年以後、BTL事業にも参加している。現時点では、BTOとBTLが概ね半々といった状況である。

→韓国の民資誘致事業はPIMACで管轄しているが、PIMACは政府財政の限界の中、民間のノウハウを活用して効率的にインフラ整備を行うためにPPI制度を導入したと理解している。

→ただ、当然初期段階では実績もないために需要予測を信用することが出来なかったため、政府によるMRGの付保が事業参加の誘引策として導入された。

→その時点では、投資家としては制度にも確信が持てず、貸出のみで参加した。BTO事業には政府告示事業と民間提案事業があるが、初期は政府告示事業のみ。95年~2002年のことである。03年~07年までは市場が活況期であったが、民間の参加が活発になるのを見て、政府はMRGを廃止することにした。

→市場が活況を呈する中で、建設側ではどうしても価格競争になって、事業性を低くなり、金融調達も難しい状況になってきた。そうした中で特徴的な出来事として、FIが事業に参加するようになり、金融投資家が直接投資及びファンド投資で資本提供をするようになり、教育保険生命もこれに活発に参加した。また、05~06年の間にBTL方式が現われるようになった。

→その後、08年から現在までのグローバル金融危機により金融環境は広範に悪化し、PPI事業も資金調達できなくなり、そうした中でMRGが縮小廃止された。現実には、初期の案件が完成し、実際に運営に入ったところで大部分が需要予測に達することができておらず、収入保証なしに参加するのは非常にリスクが大きいと市場から懸念の声が上がった。

→初期の案件、MRGがあった時期に着工された仁川空港高速道路、大邱-釜山高速道路、Geoga大橋、ソウル外郭循環道路などの1~3兆を超える大型事業については世界で稀ない事例を残したと考えている。

質問) 150 個のプロジェクトに投資しているとのことだが、5 兆ウォンのファンド投資と直接投資の内訳はどのようなものか？

→投資の形態としては、ファンドを通したものと直接投資がある。韓国には BTO ファンドで、約 5 兆 8000 億ウォン程度の規模があり、BTL ファンドも 4 兆 9000 億ウォン位の規模があると認識している。弊社がファンドに対して出資している規模は 1 兆 2000 億ウォン程度である。

2) 韓国の PPI 事業では、グリーンフィールドの段階では CI が投資し、運営時点で FI に売却するという認識でよいのか？

→そうだ。PPI の発展を初期と中期に分けていると、初期は、代表的な案件である仁川空港高速道路において、完成以降に FI に売却が行われた。これが売却の最初の事例であった。(2003 年) その時の成果と経験から、その後にはグリーンフィールド案件にも投資を始めたが。

→建設会社の場合には施工での利益が一番大きく、運営会社の場合には運営収入、弊社のような投資家は貸付の金利収入と、出資に対する配当が主な収入源である。初期の時点では建設段階では 100%建設会社が出資し、施設完工以後に FI に売る形態が一般的だった。

→その後、建設段階でも FI が参加をし、建設会社の出資比率が 70~60%なら、FI が 30~40%程度参加するようになった。どんな形態でも建設会社が投資したエクイティは、建設が終わる前まで exit できず、その後には売買することが許可されているのが、一般的な契約条件である。

3) それでは建設期間の中にも多様な出資者が現れる訳だが、投資家は建設会社が策定した建設費用の妥当性を第 3 者にチェックさせることや、監視させることをするのか？

→投資家は分野別に Due Diligence をする必要があり、建設の側面だけではなく、法律的・財務的に評価する。この評価に関する義務と責任はスポンサー間の契約でカバーしている。

4) 日本でも投資家が PFI に参加する際には Due Diligence が必要になると思うが、従来から政府が独占してきた事業領域で評価できる民間の専門家を見つけるのは厳しいと思われる。こういった状況で貴社が投資判断できた理由はどこにあるのか？

→初期の段階では、MRG が投資判断における重要要素であった。

→その次の段階での判断基準は、MRG のついた案件で学習したことを活用して判断した。

5) 逆に言えば、初期に MRG がなかったら投資判断することはできたか？

→MRG が重要な要因であった。当初の案件でも、需要予測を専門研究機関に依頼をした。建設会社も同様に専門研究機関を活用し、交渉過程で政府側も大学教授や専門研究員を活用して推計を行って契約を締結した。この案件では MRG も付保されていたが、現実には需要予測と需要は大きくかい離した。

6) BTO に投資を行う際に貴社が求める収益率は？

→ 国内か国外かによって違う。国内では最低収益率は IRR で 8%程度である。投資先は株式だけでなく、メザニンローンとセットで行う。

→ 超過需要による収入は政府が得る。90%まで MRG で保証された事業は、110%を超過した分を政府が得る。

7) PPI 事業の事業期間は一般的に 30 年だが、投資家として最後まで付き合う前提なのか？

→ 年金基金・保険会社・銀行が投資家だが、銀行は ALM の観点から最後まで付き合うのは厳しいだろう。これに対して保険会社は長期負債を抱えているために、より良い再投資機会があれば Exit するが、初めから Exit を想定しているのではない。

8) 海外のインフラ投資ではレバレッジをかけることを敬遠してフルエクイティで投資する大手の投資家が増えているが、貴社はどういう意見か？

→ エクイティ投資の条件は法的に決まっている。出資にシニアとメザニンをミックスして投資している。出資は 20 年を超えて配当が出るために、手前での収入を得るためにはミックスする必要があるのだ。

9) 韓国政府が、海外に投資するインフラファンドを設立しようとしていると聞いたが、政府がファンド設立を行う目的は？

→ グローバルインフラファンドは、各金融機関が個別にディールのソーシングをするのではなく、これからの有望分野に対して民官共同でソーシングし、政府が長期の融資が可能な金融機関と、海外ネットワークを持つ機関を参加させて作っている。最近始まった動きなので、まだ投資は活発ではない。道路、環境、水処理、鉄道、港湾、発電などで海外進出を考えており、政府と民間が力を合して立ち上げたばかりの段階だ。

10) 官民ファンドのモデルは、日本の場合、受注を優先する建設会社やメーカーの立場で推進するか、資金を提供する投資家の立場で推進するかを悩んでいる。韓国ではどのようにこの利益相反を解消しているのか？

→ ブラインドファンドとして、特定の案件に投資をする前提で資金を集めているわけではなく、個別プロジェクトでは財務的な投資家の投資元利金が優先的に償還されるようにしている。

以上

PIMAC Meeting Memo

対象	PIMAC
日時	2010年11月22日 10:00~11:30
場所	KDI 本社
PIMAC 参加者	金民間投資支援室長, キム・ギスチーム長, 金 BTO 事業チーム長, ノ 弁護士
NRI 参加者	野村側: Fukuda, イ・ゼヒョン→MC), キム・ソンス→AC), 通訳

[野村研究所質疑の事項検討]

1. 主務官庁で実施する事業施行者に対して管理運営権設定は具体的にどのように実施しますか？(設定する時期がいつなのか, どんな方法で施行者に通知されるのか, 主務官庁によって制度が変わるのかなど)

⇒ 事業施設完工後、事業施行者が主務官庁に管理運営権登録を申し込みます。個別事業の管理運営権登録に関する事項は、当該事業の実施協約で決めます。ただ主務官庁によって異なった制度で運営はしません。

2. 主務官庁に管理運営権を登録することは、具体的にどのように実施しますか？(登録する時期がいつなのか, 登録しなければならない事項は何か, 主務官庁によって登録方法が変わるのか, 登録原簿の供覧方法はどうなっているのかなど)

⇒ [業務処理基準] 管理運営権登録などの業務は ‘港湾施設管理権登録領’ を準用して処理しています(民間投資法施行令第24条)。

※ <参照借料1(別途添付)>: ‘港湾施設管理権登録領’, ‘港湾施設管理権登録領 施行規則’

[登録時期] 一般的に施設完工後、すかさず事業施行者は管理運営権登録を申し込み、主務官庁は事業施行者の申し込みによって登録業務を遂行します。

[登録事項] 管理運営権で登録しなければならない事項は、社会基盤施設の種類の、管理運営権が設定された施設、管理運営権の尊属期間、管理運営権新設・改築に投資された費用の総額、管理運営権によって取り立てる使用料の総額、申請者の姓名・住所、登録の原因及びその発生年月日、登録の目的、申し込み年月日などです(港湾施設管理運営権登録

領第 27 条)。

[主務官庁によって登録方法が変わるかの可否] 管理運営権登録業務は‘港湾施設管理権登録領’によって成り立つので、主務官庁によって管理運営権登録業務が変わりません。

[登録原簿供覧方法] 関連規定によって管理運営権登録簿の謄本または抄本の交付や閲覧を請求することができます(港湾施設管理運営権登録領第 13 条)。

3. 管理運営権を物権で見做す制度の創設をする時に、韓国国内でどんな論議がされ、どんな理由で制度の創設をしていますか？(物権である理由があったのか、民間投資側で要請があったのかなど)

⇒ [制度導入の時の論議] 管理運営権は 1994 年に現行の民間投資法の前身である‘社会間接資本施設に対する民間資本誘致促進法’(以下‘民間資本誘致促進法’という)が制定される時に導入されました。現在、民間資本誘致促進法の制定の際、管理運営権制も導入と関連して具体的にどんな論議が成り立ったのかに対する資料は残っていません。ただ、韓国法には伝統的に不動産利用関係と関連して賃借権以外にも伝賃権の制度が存在し、民間資本誘致促進法の制定の前にも民間開発者の公共施設利用権を物権と規定した法律(港湾法、航空法など)が存在したので、民間資本誘致促進法で管理運営権制度を取り入れる時、深刻な法律的論争が発生しませんでした。

[制度創設の理由] 一般的に、事業施行者の地位を強化して、円滑な資金調達を支援するために管理運営権制度を取り入れたと理解しています。

[物権とした理由] 実務では事業施行者及び担保権者の地位に配慮したと理解していません。

[民間投資側で要請があったか可否] 立法関連資料がないので民間側の要請があったのか可否を確認することができません。

4. PPI 法制 17 条に基づいたその他の法律による許認可など議題運用に対して知りたいです(管理運営権に設定された担保が実行されて権利が第 3 者に移ると認許可も自動的に移るのか)。

⇒ 許認可は‘事業施行者の地位’と関連があるので、‘事業施行者の地位’が管理運営権とともに第 3 者に移転される場合には、許認可の法律効果も第 3 者に移転されるはずだが、‘事業施行者の地位’と‘管理運営権’が分離され‘管理運営権’だけ移転される場合には、許認可の法律効果が当然第 3 者に移転されることはできないです。

5. 管理運営権の税法及び会計基準上の取り扱いに対して(管理運営権を取得した民間事業者での減価償却基準、管理運営権に対する付加価値税課税の可否、管理運営権に対する事業期間中の現価評価適用の可否など)

⇒ 民間が施設物を完工させて政府が引き渡し、その代わりに政府が管理運営権を渡します。民間の会計基準上、管理運営権の償却期間は 30 年です。管理運営権の価値は民間の会計基準によって 30 年間で減価償却をする。施設は 30 年が終わってもずっと政府が使うが、民間は 30 年が終わると価値が 0 になるようにします。定額法で償却します。

民間は完工後に政府に所有権を渡す時、民間が施設物を政府に譲渡する形になります。施設の大部分は課税になる施設ですが、ここでは付加価値税上、売上げに対して税率が 0 税率の適用を受けます。

Q1) 付加価値税を免除しているのか → 税法上、免税される施設がある。免税と 0 税率については今後改めて説明する。

管理運営権を民間が持てば道路事業で民間が道路利用者から通行料を取ります。他の施設でも管理運営権を持ちますが、民間から取り立てる料金には付加価値税が含まれた形で金額を策定します。これは施設別で違います。

6. MRG の代わりに取り入れられた投資危険分担制度の詳細内容はどうなっていますか？(もし説明資料があったら、提供して頂ければ幸いです。)

⇒ 投資危険分担制度の主旨は、政府が推進した場合に発生する政府原価を限度に事業施行者の危険を分担するものです。政府投入原価は協約需要とは無関係なので、民間の交通需要過剰評価の可能性はありません。また、実際に運営収入が政府危険分担水準を超過する場合還収が可能なので中立的な運用が可能です。

7. MRG 及び投資危険分担制度は民間の発議型事業には適用されてないと聞いたが、結果的

に事業が破綻の状態になった場合がありますか？

⇒ 現在、MRG 制度は廃止されて適用されていません。現在運営中の事業はほとんど MRG 制度が廃止される以前に協約が締結されて、MRG 約定を含んでおり、事業が破綻状態になったことはありません。2006 年民間提案事業に対する MRG 廃止後、実施協約が締結された事業の場合には資金の借入れ契約の締結が遅延するなど、事業推進がうまく進行しないことが発生した事例はあります。

8。PPI に基づいた調達制度（民間発議型を含む）と政府の全体の調達関法との関係はどうなっていますか？（PPI は調達関連法や WTO 政府調達協定の適用を受けないのか？）

⇒ [政府全体調達関連法律との関係] 韓国で PPI に基づいた事業に対しては‘民間投資法’が適用され、一般政府調達業務に対しては‘国家を当事者にする契約に関する法律’（または‘地方自治体を当事者にする契約に関する法律’）が適用されます。‘民間投資法’と‘国家を当事者にする契約に関する法律’（または‘地方自治体を当事者にする契約に関する法律’）はそれぞれの別の法律体系として成立しています。

[民間投資事業に WTO 政府調達協定などが適用されるのか可否] 現在、WTO 政府調達協定は民間投資事業を適用対象として規定していません。しかし、韓国が最近締結した FTA は民間投資事業も適用対象にしています。

9。企業が民間発議型事業を提案する時、地方自治体からの事前の了解を得る必要がありますか？

⇒ 地方自治体の事前の了解は法律上での要求事項ではありません。ただ、円滑な事業推進のために事実上、事前協議の必要な場合があります。

10。民間発議型事業運用に対して（具体的に企業がどんな提案事項を提出する必要があるのか、企業側に支払う提案費用がいくらで、どんな目的まで許諾されるのか）

⇒ [提案事項の提出] 民間部門は、事業提案の時、提案事業に対する妥当性の調査の内容、事業計画内容、総事業費の内訳及び資金調達計画、無償使用期間または所有・収益期間算定内訳、施設の管理運営計画、使用料など収入及び支出計画、附帯事業を施行する場合はその内容及び事由などを含んだ事業提案書を提出しなければなりません（民間投資法施行令第7条第1項）。

〔提案費用の補償可否〕民間部門の事業提案自体に対して金銭的補償をしません。ただ、民間の提案によって事業が推進される場合、主務官庁は優先交渉対象者指定のための評価の際、最初提案者を優遇することができます(民間投資法施行令第7条第11項)。

11. 民間発議型事業で発案者以外の企業が提案を提出して、落札されることはどの位ありますか？

⇒ 民間発議型事業で最初の提案者が選定される確率は90%以上である。最初の提案者が変わった事例は道路事業者で2件、環境事業に2件で、残りは提案者が落札された。提案者が加算点を受ける制度があるからだ。

民間が提案をすればPIMACでBC分析やVC分析などを遂行することになる。これにPassする確率は60%位になる → 実質的に提案が採択される割合だ。

12. 韓国でインフラファンド(社会基盤施設投・融資会社)規定を取ってPPI法で規定した理由と必要性は何ですか？

⇒ 社会基盤施設の投融資会社がPPI法に適用されたのは99年度の民間投資法改定からだ。韓国では一般的な長期資金を投資するファンド(ミューチュアルファンド)が資本市場法に基づいて投資対象先に投資するが、主に短期資金を投資するのに使われている。ところがPPI事業は長期資金投資なので、一般的なファンドでは対応できないと判断した。それで政府はPPI法にPPI施設にだけ投資することができるインフラファンドを法に基づいて規定した。PPI法にインフラファンド根拠条項を規定しており、特徴はインフラ施設に資産を運用するように提案をして設立する際にPPI関連の企画財政部の承認を受けて設立されるようになっていることだ。インフラファンドが一般的ファンドとの差異は1. 借入れが一般的ファンドより長期資金のために自由だという点。2. 資産運用をPPI施設にだけ限定して投資しなければならない点だ。

13. 法律に基づいたインフラファンドを対象にした優待措置は、個人投資者の源泉課税減免と社会基盤施設投・融資会社に対する法人課税の免除だけなのか？

⇒ インフラファンドに投資する投資者が配当を受ける時には、税金の優遇がある。韓国で配当所得税は税法上、一定の水準以上は総合課税をするようになっている。しかし、インフラファンドに投資した投資先は、所得税は分離課税して総合課税より多少低い税率の適用を受けている。

14. 韓国政府がインフラファンドに投・融資した事例がありますか？

⇒ 韓国政府がインフラファンド，長期資金投資した事例はなし。現在までは純粋な民間投資によるものだ。政府が直接的にした事はないが、国策銀行である KDB がした事はある。

以上

追加質問

1) BT0 の案件が減っていると聞いたが、これに対する意見はあるのか？

→ 実質的に提案がかなり減っている。特に道路や鉄道事業において減っている。そして、その間制度改善で BT0 事業の危険を民間事業者に、MRG 廃止等で転移したのでそれも減っている原因だと思う。

2) 逆に考えをすれば韓国国内から独立採算型案件が完了されたのでは？

→ 道路，鉄道については相当程度完了したと言える。
→ 環境事業では提案がたくさんあり、検討中である。

3) 過去韓国プロジェクトでは上下水道 PFI なかったが理由あるか？

→ 上下水道分野では、最近環境問題として第 2 用水下水再処理(工業用水)や 廃棄物処理事業に対する民間投資事業が成り立っている。
→ 下水道は下水処理に対して民間投資事業が成り立っており、上水道は民間で推進は可能だが料金問題及び諸般の与件によりまだ推進は難しいと思う。

4) 今日本の場合は反対だ。下水が上水より難しいが、何故か？

→ 下水は政府から建設保証金を受けており、需要に対するリスクが少ないため下水処理場が民間事業者の提案する要因は存在する。

5) 韓国は PIMAC という専門機関があるが、例えばソウル・釜山などに PPI 専門部署があるのか？

→ 地方自治体の専門機関はソウル・釜山などの一部の自治体にはある。中央政府は国土海洋部と企画財政部だけある。残りの部署は民資事業だけ別にした組織はない。民間事業推

進が中央政府でも地方自治体でも出来る。だが、地方自治体でやれば専門性が落ちる可能性がある。最近では PIMAC が地方自治体まで管理監督すべきだと言う声が上がっている。

6) 入札や事業者選定は PIMAC が支援しているが、契約締結は事業者と自治体とする部分なので PIMAC での十分な管理監督が出来ないと思うが、その認識でよいのか？

→ そうだ。教育分野は EDU 00 という部署で別に担当している。

7) インフラファンドに関して企画財政部登録及び承認を受ける必要があると聞いたが、実際にいくつ承認されたか → 現在まで 9~10 個である。

8) これはファンド別で登録するにか？運用会社別なのか？

→ ファンド別に登録する。

9) インフラファンドの場合、借入れが自由だと聞いたが、ファンドで借入れをしてレバレッジを高くするのか？

→ 韓国の一般的ファンドは資本市場法によって借入れ制限がある。民間投資法によるインフラファンドは借入れ制限が緩和された。借入れによる割合を多くすることもできる。

10) 外国の場合、インフラファンドでレバレッジを高くすることを投資家は好まないが、韓国はそうではないようだが？

→ インフラファンドの借入れ割合は、規制で資本金の割合の 30%以内としている。借入れを受ける時は株主総会承認を受けなければならない。投資家が反対すれば借入れはできない。

〈参照資料 1〉

現行民間投資事業基本計画の中で投資危険分担金関連規定

第 32 条（投資危険の分担制度）① 主務官庁は帰属施設事業の中で収益型政府告示事業で費用便益分析結果が 1.1 以上の事業など、公益性が大きい事業に限って毎年実際運営収入が実施協約で決めた投資危険分担金（以下 “投資危険分担金” という）水準に達していない場合、その不足分を保全のために財政支援を検討することができる。ただ、実際運営収入が実施協約で決めた投資危険分担金水準の 100 分の 50 未満の場合には例外とする。

② 主務官庁は第 1 項によって財政支援をした後、事業施行者の実際運営収入が実施協約で決めた投資危険分担金を超過する場合には既支援した財政支援総額を限度にして還収することができ、未還収された投資危険分担金がある場合には該当事業が解約される場合支給する解約時支給金からこれを差引して支給する。

③ 投資危険分担金は、事業施行者が投入した投資資金に国債受益率を反映した投資元利金を運営期間の中に毎年分割して分担する構造で次の算式によって決める。

投資危険分担金 = 既投資民間投資資金 × 国債利率 1 (1 + 国債利率) - (運営期間)

国債利率：建設期間の 5 年満期国庫債平均金利で 5 年ごとに調整することができる。国庫債金利調整は調整日付け直前の 5 営業日の 5 年満期国庫債平均値を適用

既投資民間投資資金：総民間投資額 - 建設利子

④ 投資危険分担のための政府の財政支援に賦課される法人税負担分に対しては別途の支援はしない。

第 33 条（投資危険分担及び還収手続き）① 投資危険分担金は毎年事業年度決算結果を土台に 1 年単位で請求することを原則にするが、必要な場合実施協約当事者が協議して別に決めることができる。

② 実施協約当事者は第 1 項による投資危険分担保手続きに準用して投資危険分担超過収入還収手続きを決めることができる。

③ 投資危険分担及び還収は要請した年度内に支給し、該当の年度を経過する場合実施協約で定められた利子を支給することができる。

KIAMCO Meeting Memo

対象	KIAMCO Asset management
日時	2010年11月23日 13:00~14:00
場所	汝矣島 KIAMCO 本社
KIAMCO 参加者	Jang Kyoung-hwan(張軽患) チーム長
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

まず、インフラファンドの出現に対して説明する。過去には BT0 方式では建設会社が 100% 参加し、金融機関は貸し出しにだけ参加した。建設会社が支配して事業を実施するために総事業費が高くなった。以後総事業費を下げるために財務的投資家の参加を誘導しながら建設主体の出資比率を下げることを目的に始まった。

その結果、金融機関が民間事業の出資者として参加するようになった。韓国はで金融機関の出資比率を 15%以下に抑える規制があるため、迂回的に投資する場合はインフラファンドを利用している。なぜなら直接投資制限である 15% rule に適用を受けないからだ。相当の部分がインフラファンドを通じて投資されている。

質問) それでは遠回りが可能だという話はファンドに複数の出資者が参加する形態か?

→ 会社型ファンドと信託型ファンドがあるが、ファンド名前の末が投融という表記だと会社型だ。ファンドが SPC に投資することは問題ないが、ファンドに金融投資会社が投資を行うことには金融規制をたくさん受ける。会社型は 3-4%に過ぎない。信託型は会社ではないから 15%rule を適用受けない。

金融機関が実際に投資しようと思ったら規制のためファンドを利用する。付加的な理由としては管理が便利であり、金融機関は貸付が専門なので投資ノウハウを持つ人材がいらない。インフラ投資の担当を 5 年以上勤めることで専門性が発生する。

質問) 外国の場合、組合形態のパートナーシップが多いが、韓国は信託型が多い。これは

金融監督の規制を避けるためか？

→ そうだ。ファンドの投資する対象は、民間投資の場合には自己資本、メザニン貸し出し、シニア貸し出しがある。ファンドは“自己資本+メザニン貸し出し”だ。シニアに対してバッファの役目をする持ち分であるが、金融機関は安定的なシニア投資の機会を得たいのであれば、ファンドに出資者として参加しなければならない。したがって、安定的シニアを確保するためにファンドに必須で参加しなければならない。

質問) 韓国では資本投資もするがメザニン投資もやるのか？

→ 建設期間は長くは5年。初期には資本投資のみでは配当が出ない。初期のリターンのためにメザニン貸し出しをミックスさせている。これは収益を合わせるためだ。

3) KDB が自主的に貸し出しを出来ると思うが、KDB の運用ファンドがメザニンや持分投資に担当するが、KDB はシニアを担当するか？

→ 産業銀行は持分・シニア・メジャニン全てを担当しているが、持分投資の時、15%ruleがあり、銀行ではシニア貸し出しを好む。それでファンドが持分+メザニン投資をするようになった。産業銀行がシニアを確保するためには弊社のようなファンドが必要だ。安定的シニア確保のためには持分+メザニンが必要なのだ。

4) しかし、銀行の場合は、自分の貸し出し収益のためにファンドを活用すると言ったが、年基金立場は配当側で気を使って欲しいため、その点で投資者と銀行側の衝突はないか？

→ ファンドは間接投資なので投資損失発生することもあるが、銀行の立場は安定的なシニア投資の確保だ。

→ BTL 事業では持分+メザニンはシニアより収益率が高くなければならぬが、最近では各金融機関はシニア投資が目的のため、収益率が同じになるように投資している。事業スキーム上お金の流れは決まっていて、安定的だから、これを誰が持って行くかの問題なので、収益率の差のない投資をし、シニアを確保している。これが可能な理由はシニア貸出者とファンド投資者が同じだからだ。

5) PPI 法に係わる内容が資本市場法よりは優先されていると聞いた。貴社で運用しているファンドも PPI 法が根拠になっているか？

→ 会社型では5個のインフラファンドがあり、これはPPI法により作ったもので、最近信託型ファンドを4つ設立したがこれは資本市場法によって作ったのだ。

- 追加的に信託型を作った理由は民投法に基づくインフラ投融資会社は信託型よりも規制が多い。会社型は初期設立資金もたくさん必要だ（初期に 100 億）。設立されてすぐ投資されれば構わないが、実際投資執行まで何年がかかるかも知れない。初期資本負担が大きかった。今ではこれが 20 億位水準で低くなった。しかし、信託型は 100 ウォンだけでもいい。こっちの規制の方が望ましい。
- 制度改善の要請はすでにしている。インフラファンドは初期には会社型だけ認められた。資本市場法により作られた信託型は直接借入をすることができないため、信託型が別途ブリッジ会社を作って借り入れている。
- 韓国では基本的に貸し出しは銀行特有の領域なので、ファンドが貸し出しすることはできない。ただ、債券の引き受けは可能だ。
- 信託型もインフラファンドとして認めるように要請している状態だが、国会で通っていない。

6) 信託は有価証券にだけに投資可能なのか？

- 投資可能な類型は 3 種だ。（株式債券証券型）、（不動産型）、（特別資産（証券と不動産以外の））があり、インフラは特別資産だ。

- 民投法によるファンドは民投法によって施行されるものだけに投資が可能だった。

7) 運用会社のインフラ担当は？

- 全体 24 人の中でインフラ運用側に 12 人いて、管理職として 12 人いる。
- チームは主にセクター別に分かれている。1 チームは道路・建築 BTL 事業、2 チーム鉄道/環境・土木 BTL、3 チームはパワーエネルギー、4 チームは船舶ファンドを担当している。

8) ここにいらっしゃる方は KDB 出身か？

- KDB からは 1 人で、残りは多様なところからきている。

9) 組織のエンジニア出身があるか？

- 当社はいない。通常、他の運用会社には建設会社出身者がかなりいる。

10) 技術的諮問や必要性が発生すれば？

→ ファンドの場合、調査をするためにはファンドで費用の承認を受ける必要がある。実際に BT0 事業で交通需要予測が重要であり、これは外部の専門機関に依頼して実施している。

11) 韓国での BT0 件数が減っていると聞いたが、これからの投資対象は韓国 BTL、海外、リニューアル中でどれか？

→ 過去には BT0 事業が多かったが、これは MRG のおかげであった。決定的に事業がなくなりつつある理由は MRG が廃止になった状況で実質的にも事業収益率が落ちたからだ。道路・鉄道・港湾は限界という状況だ。BTL は去年対比 1/3 水準だ。弊社はパワーエネルギーを注力する予定だ。海外はインドに関心を持っているが具体的な案件はない。

→ 実は海外進出は為替が最大のリスクだ。韓国より国家格付が低い国家に投資することになるわけだが、政府リスクが大きい割には韓国と比べて金利がとて高いとは言えない。

→ 海外進出にとって重要なのは、具体的な戦略として現地化を進めることだ。その国に行き、そこで資金を調達することで為替問題がなくなり、信用格付に合った資金を調達することができる。独自で現地化するのではなく現地の法人と合併を作るしかなく、大半の人材を現地で採用し、政府との関係及び交渉も可能になる。韓国でもマッコーリーがそのやり方を取っている。

13) インフラ投資の経験のない投資家の場合、インフラに対する理解から始める必要がある。また、その時点ではどのファンドが投資家にとって良いのか判断できる基準もない。投資家に魅力的に見える Factor は何か？

→ 一番重要なことはディールのソーシング能力だ。投資先が無ければ意味が無い。KDB が一番強い部分は多くのディールを確保できることだ。それにより我々も持続的に成功し成長した。市場には 1 兆ウォンを超える大型 BT0 事業に投資することができる運用会社は少ないが、そのうちのマッコーリーは撤退しようとしている。あとは当社と KB 資産運用くらいだろう。

→ 産業銀行は政府サイドの銀行なので、約束したことは必ず投資をし、最小限の収益率でも投資をする。そうすることによってパートナーからの信頼を得るようになる。事業を開発する建設会社は、産業銀行は金融危機の時も投資をしたため、金融危機以後ほとんどの建設会社が我々に Deal を持ってくるようになった。これにより、以前損を受けた部分を全てカバーできた。

→ ファンドは金融商品であるため、収益率は外部環境や競争によって変わる。それで長期的に見る必要がある。足元の金利が高いと言ってディールから撤退して契約を破棄すれば市場からの信頼を失うことになる。また、収益性は譲れるが、安全性は譲れない。我々は個別プロジェクトで事故を起こしてはならない資産をたくさん持っている。私たちの場合、

事業のみならず建設会社まで自ら評価をして、特定事業及び会社を対象に投資をしている。

以 上

KB Asset Management (KB 資産運用) Meeting Memo

対象	KB 資産運用
日時	2010 年 11 月 23 日 15:00~16:00
場所	汝矣島 KB 資産運用本社
KB 資産運用参加者	Kim Sung-hoon(金聖訓) チーム長
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

質問 1) MRG が廃止されてから新しい BT0 がほとんどないと聞いた。2 年前と比べて BT0 ファンドが新しく新設されたことがあるか?

→ 2006 年度に 1 兆 1700 億ウォンのファンドが設定され、これによって過去の 4-5 年間の投資が実行された。MRG がなくなり、事業性を厳密に検証して投資する必要が生じたことよって、新規の難しくなった。以前はブラインドファンドで、類似プロジェクトに対して投資するまで確定されないプロジェクトだった。今の状況ではブラインドファンドの不確実性が高くなり、プロジェクト別のアプローチで個別ファンドが作られている。多くはないが、検討中のものもある。

2) 今は道路の BT0 案件はあるか?

→ 存在している。足元で投資対象となっているのはずいぶん前から推進されてきた事業で、この事業は MRG 制度を受けた事業なので投資が可能だった。

4) CI の Exit の要請に対応して FI に売却したようなケースということか?

→ そうだ。

5) CI はほとんどが建設会社だが、CI と FI の間で事業に期待する収益性に差はあるのか?

→ 金融側が望んでいる収益性はほぼ同じである。ただ、建設会社の場合には状況によって違う場合もある。事業性が十分で MRG で保全してくれる案件では高い収益率要求し、早く exit しなければならない状況なら低い収益率も良いと考えている。2 年前は CI の持分投資には 2 倍の収益を望んでいた。今はありえない。

6) 今はブラインドではなく、ある事業に Focus してファイナンスするということが、大規模な保険会社や年金基金じゃないと対応できないのではないかと？

→ そうだ。事業の単位が大きいため、保険会社・年金基金・銀行を相手にファイナンスしている。ただ、それらの機関でも自身で DD をするのは珍しい。NPS などの大手の年金基金は自分で DD するが、その他は運用会社が DD した報告書を見て判断している。

→ 民資事業投資する時、金融機関が単独で対応するよりシンジケートを通じて行うことで、情報共有が可能であり、中小の金融機関も参加が可能であると思う。

7) イギリスやオーストラリアの場合、年金コンサルタントなどのゲートキーパーに力があり、投資家の代わりに DD しているが、韓国は運用社がするのか？

→ ファンド運用会社と投資家の中で金融構造をチェックする金融顧問会社は韓国でも存在し、これを通じて判断して投資家もいる。

→ ファンドでプロジェクトを投資する場合、CI が株式売却しようとする際には売却アドバイザーを選定しているが、これはほとんど監査法人だ。

8) インフラファンドの場合、会社型と信託型があるが貴社は？

→ BTO ファンドは会社型で BTL ファンドは信託型である。

9) どうして区分しているのか → 既存の bto 事業には民投法に適用されるために会社型を作ったが、今は資本市場法で信託型として作っても特別資産として分類されるので簡単になり、金融機関としても使いやすくなった。だから、今後 BTO ファンドを設立する時には信託型で作ろうとしている。

10) pamac で会社型はファンドとして借入ができると聞いたが、メリットが何か？

→ 会社型のファンドでは法的に資本金の 30%位まで借り入れられるとなっているが、実際のファンドで借入を行った実績はない。なぜなら借入をしてまで投資できる環境にないからだ。魅力的な案件が一旦出てくれば、借入を使うこともあるかもしれない。

11) 例えば、案件があって投資者ない時は、先に借入を行うことが考えられるのか？

→ そういうことは考えられるが、株主総会の承認受けなければならない。

12) 借入は頻繁に行われるのか？

→ そうではない。

13) 最後に、国内の BT0 の案件が制限的だと言うが、今後の集中しようとする分野は？

→ うちの内部機密でなる。ユーティリティー案件や環境事業案件も検討中である。海外の民資事業も検討中。

以 上

Kim&Chang(金&張法律事務所) Meeting Memo

対象	金&張法律事務所
日時	2010年11月24日 10:00~11:30
場所	金&張法律事務所
のり&長参加者	Cho Young-kyun 弁護士
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

質問) 韓国ではなぜ BOT という施設を民間が所有しない形式が多いのか？

→ 韓国では BOT もしくは BTL だ。韓国で BOT プロジェクトが難しいため BOT が活性化された。その唯一の原因が税金だ。BOT と BOT の場合では取得税・登録税・不動産に関する税金が問題になる。

→ 道路事業を BOT でしたら、道路の所有権が事業者にある。持ち主の名前で登記をし、取得税・登録税を出さなければならない。もちろんそうする場合も特別法により取得税の減免してもらおうことが考えられるが、BOT で出来るようにすれば政府が所有権を持つので税金の問題がなくなる。税金の問題を除けば、事業者の立場もしくは金融機関の立場で BOT や BOT に差はない。

質問 2) 政府から民間への賃貸借という手法を取らなかった理由は？

→ 事業者の権利を法的な意味で債権にしても、また管理運営権のような物権にしても良い。現実に物権とされた理由は、一つはファイナンスの問題であり、もう一つは歴史的な理由だ。

ひとつめについて、金融機関は 90 年代には今よりもっと担保の中でも抵当権を好む傾向があった。PF には多様な担保があるが登記が可能な抵当権がほしがっており、管理運営権という物権を作れば抵当権設定が可能になる。一方で賃貸借のような債権に対しては抵当権設定が出来ない。

→ PF では韓国案件のみならず国際的な案件でも担保がいろいろと設定される。管理運営権のような使用権に関する抵当権、PF カンパニーの株式に対する質権、保険金請求権、プロジェクトカンパニーが持っている銀行権などプロジェクトが持つすべての資産に対する担保を設定する必要があるが、金融機関は特に登記が可能な物権を好む。

→ 二番目は、韓国で PPI 法が作られたのが 94 年で、その時から管理運営権はあったが、94 年以前にも道路なら有料道路法、港湾なら港湾法など民間が管理運営できる権利があった。以上のように PPI 法制定以前にも物権の権利が存在した。だから PPI 法の制定の時点での議論はそれほど深刻なものではなかった。

94 年以前にも物権があったから韓国はもっと簡単だった。PPI 法による管理運営権は以前の法律のそれと非常に似ている。権利の属性及び内容はまったく同じだ。管理運営権を作るのにあまり困難はなかった。

例えば、有料道路管理権は 1970 年代に設立された。港湾管理権も 1990 年代に作られた。PPI 法が設立されるずっと前のことだ。今でも。有料道路の民間投資事業は、道路法と PPI 法のどちらの法制度でも実現可能である。ただ、どの法を従うかによって手続きは違う。また、事業者が持っている権利も違う。権利の内容は多少違う。

法律的な関係は説明の通りだが、実際は有料道路の民間投資事業は PPI 法でやっている。何故ならば手続きが簡単で、許認可手続きなどが One-stop だからだ。政府の補助金(MRG)などの優遇も PPI 法でする場合の方がよい。ただ、果川-議旺高速道路のように管理権者が民間であるが、民間投資法の事業でもないというケースもある。

質問) 許認可問題に対して質問したい。韓国の PPI 法第 17 条では、許認可の擬制が規定されている。最初の事業者を選定された時、多くの許認可を与えることは分かるが、物権が途中で移転される場合にどうするのかという問題がある。だが、移転される度に政府の許認可が必要になるのか？

→ 管理運営権は建物が作ってからの権利である。管理運営権がイシューになることは工期ではなく運営期間中だ。

→ 金融機関が担保権を実行する方法は、処分して第 3 者に売却し、代金で債権を回収することだと思っている。第 3 者に事業を処分するには第 3 者に管理運営権を移転しなければならない。また同時に事業ができる地位も移転される必要があるが、これは政府との実施協約であるコンセッション契約に基づいて、“デフォルトによる事業処分時にコンセッション契約 + 管理運営権”を同時に移転することが可能だ。建設中はコンセッション契約だけが移転し、運営期間には管理運営権+コンセッション 契約がパッケージで移転させなければならない。

韓国 PPI 法では、コンセッション契約を移転させる場合には政府の承認を受けなければならない。また、これらを担保にファイナンスを行う場合も主務官庁の承認を受けなければならない。

だが、金融機関の立場でこれを見ると疑問が生じる。コンセッション契約 + 管理運営権の移転に政府の同意が必要である一方で、担保を設定している管理運営権は、設定している金融機関には無許可で移動できる。理論的には問題があるように見える。

だが、政府と民間の利害関係を思えば心配する問題ではない。つまり第 3 者に処分する時、第 3 者はその産業分野に関心があるので引き受けるのだろう。または、金融機関は事業ノウハウがあるから、業務を任せるのであろう。それで運営の持続性が確保できる。政府の立場から見ても、デフォルトで事業者がないより、誰か入って事業を継続させるこ

とを願う。したがって政府承認が必要だが、承認が出ない心配はしていないというのが現実だ。

質問) 政府とダイレクトアグリーメントは結んでいるのか？

→ いままでは結んでいない。我々も海外に出てコンセッション契約を締結する時、直接協定において融資金融機関が事業者の代わりに何らかの行為を行うことの事前同意を得ようとすることはある。特に重要なのは、デフォルトして第 3 者に売却する場合の事前同意であるが、韓国では政府は事前同意を出せない。

しかし、国内の PPI 案件では直接協定を締結せず、コンセッション契約を譲り渡し管理運営権への担保権を実行して第 3 者に移転させる際、第 3 者を主務官庁に登録をしなければならない。ただ、コンセッション契約や管理運営権に設定した担保を金融機関が実行する場合には、金融機関は政府に通知をしなければならない。この条件があるので、政府もデフォルトが出れば第 3 者に処分することがあり得るということを理解していることが分かる。その程度の規定で韓国の金融機関は満足する。

要約すれば、韓国では事業者が管理運営権やコンセッション協定に金融機関の担保を設定させる場合には政府の同意を得なければならない。そして、担保権を実行して第 3 者に移転させる場合には、再度政府の同意を得なければならないということだ。

質問) 韓国の BT0 案件での標準契約は 2009 年の道路分野から始まったと聞いているが？

→ それより以前だ。BTL 標準契約書がもっと前に出て、その後すぐ BT0 が出た。初期は標準契約がなく、マーケットで事業者側が作った契約書がスタンダードフォームとして利用されていた。2005 年に BTL 制度が導入され、この分野は小規模な案件を素早く、大量に進めていく必要があることから、契約書の標準化を進めて交渉期間を短くする必要があった。その後、道路協約という BT0 標準協約を作った。これは道路だけではなく一般的なスタンダードとして使われている。

質問) いろんなところで使用が可能なのか？

→ 実際のコンセッション契約の作成は、従来は事業者が契約書案を作り、それを政府が修正していたが、今は標準契約を元に修正するという形で議論が進むようになった。これによって両方が協約の基本に対する認識を共有できるために議論が早く進むようになったというメリットがある。一方で、現実と標準契約のずれがある場合でも、公務員の立場では現実に合わせて変えることに同意するのが難しいという傾向もある。変えなければならない客観的な理由があっても標準契約が強引に適用されてしまうという副作用が発生する。

質問) 日本の場合、政府が契約書を作った。

→ 韓国では、公務員より事業者側のマンパワーが充実しているので、その方が合理的であると考えたのだと思う。

質問) 日本では発注者がアドバイザーなどを置いて契約書を作るが、韓国はどうか？

→ 政府に対して PIMAC のような研究所、例えば鉄道事業なら交通技術研究院、環境事業なら環境研究院がアドバイザーを務めながら、このアドバイザーが別途法務のアドバイザーを雇って支援してもらうか、足りないところを事業者に作ってもらうかという感じだ。

以 上

Macquarie Securities マッコーリー証券 Meeting Memo

対象	マッコーリー証券
日時	2010年11月24日 14:00~15:00
場所	マッコーリー証券本社
マッコーリー参加者	Doh jung-hoon Executive Director, Bang Hee-suk Associate Director
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

1. 韓国ではマッコーリーの他にインフラファンドを運用している会社の多くは銀行系で、これらの運用会社は、シニア貸し出しのために出資すると聞いた。世界的に見てこういうケースは珍しいのではないかと？銀行とファンド投資者との間に利益相反はないか？

→ 利益相反は指摘されている。韓国の場合、持分だけに純粹に出資するファンドはマッコーリーしかない。

2. 利益相反を防ぐために投資の意思決定を独立させているということか？

→ 基本的にそうだ。ただ、投資自体は GP (GENERAL PARTNER) に意思決定の主導権がある。

3. 銀行の場合、投資者と相反する場合あるようだが、GP には一定程度の GP コミットメントが求められるのか？

→ インフラファンドの場合には、法律上は専門の資産運用会社が GP の役目を担う。この方式では、GP は運用するだけで、LP のように自ら投資することはしない。

→ 国によって GP に LP と同様に投資を求められることは認識しているが、韓国の場合は別だ。

4. 韓国でのインフラファンドのファイナンスは銀行でいうところのクラブディールのように見えるが、実際に小規模な年金基金など中小投資者はいると思う。これらの投資家はどのように投資先を決定しているのか？

→ 大型年金基金及び保険会社がリードし、それが入る投資先に乗っているという側面もあるだろう。

→ 基本的に、国民年金公団や教職員共済のような大手の投資家以外は、ほぼ直接投資より

はファンドを通じた間接投資を好んでいる。

5. 年金コンサルタントがファンドの DD を行い、年金基金に提案するか？

→ 運用会社が年金基金に紹介するケースが多い。また、建設会社などが年金基金に直接コンタクトして営業し、その評価は外部運用会社等に依頼する場合もある。

6. 外部委託する機関はどこか？

→ 監査法人や弊社のような運用会社である。

7. 建設会社が中小年金基金等にコンタクトする理由は？

→ 事業があれば建設会社が金融アドバイザーを選定する。インフラ事業に経験あるアドバイザーが資金調達のために投資家にコンタクトするのである。

→ 国民年金公団の場合には投資委員会があり、保健福祉部の政府投資委員の承認を受けなければならない。

8. FI と CI が一緒に事業を行う場合に、FI はどのような役割を果たすのか？代表的な FI の機能を説明してほしい。

→ 基本的に政府の立場では FI, CI ともに同じ民間企業だ。政府が FI の参加督励のために何か特別なことをしたという認識はない。ただ、インフラファンドを設立させて資金調達ソースを多様化するために、FI を参加させた。マッコーリーが 1 号ファンドになった。CI と FI の間にどのようなリスク分担があるのかが質問の要点だと思うが、CI は施工を目的とする集団で、施工業務にマージンを乗せて持って行く。建設期間の 3-5 年の内にマージンを実現する。FI のマージンは運営が開始されてから長期間かけて創出するものなので、両方のメリットが合致するようにお互い協議をする。

9. マッコーリーのファンドの中には、建設期間中のプロジェクトに投資されたものもあると聞いたが、建設中案件ではどのような形で投資をしたか？

→ 建設スケジュールに応じて、分割して資金を投入した。建設期間中は収益が発生しないので持分+メザニン貸し出しを一緒に投入し、メザニンの利子でファンドとしての配当を行う。

10. それではメザニンをはじめから入れて建設期間中に利子をもらうのか？

→ 建設期間持分に対する受益率 0%で、メザニン利率が 20%なら、全体収益率はこれを加重平均した値で評価される。

11. 事業費は建設期間中固定されると聞いた。仮にオーバーした場合には誰が負担するのか？

→ 建設期間中の事業費変更事由は 3 つである。1. 事業者理由 2. 不可抗力 3. 政府理由だ。基本的に事業者理由は CI が負担する。2. 不可抗力は一定部門政府が負担する。政府理由については政府が負担し、金融機関もファイナンスに参加する。この場合、CI と FI が当初参加した割合に従って投資する。政府理由の場合には、その分の収入をコンセッション期間中に SPC が受領できるはずなので、追加負担に対して料金設定を改めることになる。

12. FI と CI の役割分担は？

→ 施工と運営は CI が負担して、FI は事業に積極的に参加するというよりは受動的に対応する。重大意思決定においてネガティブチェックをするが、積極的意思決定はしない。
→ 実質的に事業に対する重要な部分は CI がすることが多い。政府とのコンセッション契約に基づく責任は CI が持つが、FI は SPC に CFO を派遣する場合はある。

13. 韓国で MRG 廃止されるによって BTO 型が減るとみているが貴社もそうなのか？

→ 基本的に SOC に投資する理由はヘッジファンドのような High-yield 狙いではなく、長期安定的な資産に投資したいためである。だから、MRG をなくすと参加は減ると思う。従来以上に保守的に事業性を検討するだろう。また、建設会社により多くのリスク負担を要求すると思う。

14. 韓国の場合にはどんな基準で PPI 事業の収益率を決めているか？

→ 多くの方法はあるが、基本的に 5 年満期国債をベースレートとして、事業に対するリスクプレミアムを加える方法である。BTL の場合には出来上がりで 6~7% (ROE) だ。一方 BTO は 13%~15%位 (ROE) になる必要がある。

15. 韓国で今の国債利率はいくらか？

→ 現在の 5 年満期国債の利率が 4%位だ。

以 上

Hanwha Engineering&Construction Meeting Memo

対象	Hanwha 建設
日時	2010年11月24日 15:40~17:00
場所	Hanwha 建設本社
韓化建設参加者	Lee sun-kwan (博士)部長, Seo choong-gwan 部長
NRI 参加者	野村側: Fukuda, Lee, Jae-hyun MC, Kim, Sung-soo AC, 通訳

質問 1) 貴社の PPI 事業の全体的な話を教えてほしい。

→ 94年に法律が制定されて以後の政府の告示事業から参加した。高速道路の参加案件は多数であり、それ以外に下水処理事業などにも参加している。現在は弊社がコンソーシアム主幹事で6件のPJ、コンソーシアムメンバーとしては40件のPJに参加しており、当部では道路・港湾・鉄道案件をやっている。環境事業は別のチームが所管している。韓国では規模の大きい高速道路がPPIのメインで、97-98年度に1兆5,000億位の工事費の高速道路が40件着手された。その内弊社は約3件をやった。

質問 2) 韓国の PPI 事業は大きな投資リスクを伴う。建設会社がこうした投資事業をやることは、それ自体が新規事業だと思うが、最初の組織構成は？

→ 当初はSOC案件の専門チームで全てをやっていた。環境も道路もすべて。その後SOC案件が多くなり、専門チームは分離された。環境SOCチームが別途に作られ、プラントSOCの部署も作られた(焼却処理分野)。その次にBTLも始まり、建築BTLチームを設立した。94年からやっているのでノウハウを持つ人も多くなり、専門家もたくさん育成された。

質問 3) 94年の時は、1兆ウォン以上の資本負担はどのように経営判断したのか？

→ 内部的にとっても大きい反響があった。韓国には1~100位までのサイズの建設会社があり、実際に決断できたのは一部だった。弊社としてその頃に決定可能だった理由としてはMRGが90%までの交通量に対する保証してくれていたことが大きい。

質問 4) 公共事業の契約形態は？日本では土木案件ではオーバーコスト発生の際に政府に対してコストを請求することが多い。韓国はどうか？

→ 敏感な話だ。昔は競争も厳しくなかったのでコストオーバーランが発生しても利益が出たし、MRGもあったので安心だった。今は競争が激しいので適正な利益実現が難しくなっ

たし、MRG も廃止された。それで参加しにくくなった。

→ 事業費については固定価格ではあるが、政府側の理由や不可抗力の場合には一定程度政府が保証し、物価変動等のコストオーバーを相殺してくれる。ただ、工事に関連して発生したコストオーバーは基本的に民間側の責任だ。

質問 5) MRG 廃止以後が韓国の PPI 事業の分岐点か？

→ 分岐点は過ぎた。2009 年度の MRG が廃止された時だ。道路事業の 10 個の PJ が進行していたが、ファイナンスできなかった。10 個中 1 個のみが MRG がいない状態でファイナンスされた。

しかし、最近では残りの 9 個中の 1-2 個がファイナンスの動きある。低金利状態が続いているので、この位なら事業になるだろうと思っているようだ。また FI が全然リスクを負担しようとしなかったが、現在では多少のリスクは OK という雰囲気造成されている。

質問 6) 建設完了以後、運営段階で FI に全部売却するのか？

→ 当社の社長方針は建設会社なので投資回収が基本だと判断する。完了以後は売却している。

→ それでも事業性が良く、交通量が多い道路などの場合には、弊社で運営することを提案はしている。

→ 案件ベースではコーポレートのクレジットとは完全に切り離して資金調達をしているので、持ち続けても良好な案件であれば財務上の問題はないと考えている。

質問 7) 最近、建設期間中に FI も一緒に投資すると聞いたが、事業性の良いプロジェクトではあえて FI を入れるよりは CI だけ参加する方が良いと思うのに FI を参加させる利点は？

→ ひとつの事業あたりの投資資金負担が減り、FI が参加すれば、限られた建設会社の資本でもより多くの事業に同時に投資することが可能だ。

質問 8) 建設会社としてノウハウがない分野で参画する場合に、専門知識を持った人材はどこで確保しているのか？

→ 下水処理場の場合、運営専門会社がある。運営専門会社をコンソーシアム内に入れることで活用できる。

→ 韓国の PPI 法整備の最大の成果として、運営専門会社という新業種が生まれた。各分野

で運営に専門的なノウハウを持つ会社が出てきたので、このような会社を利用している。
→ 運営専門会社のことを OI とも呼ぶが、エクイティの約 5%を出資しながら、運営をする役目を担当しているケースもある。
→ 道路分野では、韓国の道路公社が OI として参加して弊社と連携している事業もある。

質問 9) 韓国道路公社が民間事業に参加可能なのか？

→ 問題はない。循環高速道路では韓国道路公社を運営に使っている。この道路は韓国道路公社が持っている道路と 10 箇所につながっているので、韓国道路公社の既存の装備と人員を使って運営したほうが効率的なのだ。道路公社もバランスシートを膨らまさずに済むので、お互いにウィンウィンだ。

質問 10) それなら民間の有料道路運営会社でも、韓国道路公社の専門家を採用しているのか？

→ 詳しくは知らないが、専門家の 1 人や 2 人は採用したと思う。ただ、道路運営はそんなに専門的な領域ではない。

以 上

参考資料2 コンセッション標準契約（有料道路） 翻訳版

収益型民資事業(BTO)
標準実施協約(案)
-道路事業-

2010. 3.

公共投資管理センター

韓国開発研究院

()道路民間投資事業実施協約

前 文

000部 長官(以下“主務官庁”という)と事業施行者は BTO 民間投資事業を通じて創意的で効率
的な 000 施設の建設・運営をはかることで 0000 に寄与しようとする。

主務官庁はこのような趣旨の基、社会基盤施設に対する民間投資法(以下“民間投資法”という)、
同法施行令及び民間投資事業基本計画に基づき民間部門が 00 施設の設計・建設・維持管理及
び運営と事業施行のための財源調達を遂行するという内容の“000 施設民間投資施設の事業基
本計画”(以下“施設の事業基本計画”という)を 00 年 00 月 00 日樹立・告示し、これを根拠に主
務官庁は 0000 年 00 月 00 日 (仮称)00 株式会社(以下 “事業施行者”という)当事業の (優先)
交渉対象者として選定し、交渉を進め当実施の協約の締結に至った。

主務官庁と事業施行者及び出資予定者は当事業の公共性を深く認識し、相互信頼を基で成功的
に事業が推進するよう最善をつくすことを心得て、当事業の施行に関して次のように合意する。

第 1 章 総則

第 1 条 (協約の目的及び事業の概要)

- ① 当協約は民間投資法及び同法施行令、施設の事業基本計画、民間投資事業基本計画と基
に当事業を施行するに当たって主務官庁と事業施行者との間で当事業の施行に必要な事項を決
めることを目的とする。
- ② 当事業の範囲、当事業施設の範囲・規模は別表 00(当事業の概要)と同様である。

第 2 条 (事業の推進方式)

- ① 当事業は民間投資法第 4 条第 1 号で定めた方式による収益型民自事業(BTO)として推進す
る。
- ② 当事業施設の利用及び機能に効率性を高め主務官庁の財政負担を緩和するために 000 施
設を附属事業(または附帯事業)として推進する事にする。
- ③ 当事業施設の建設のため事業施行者が投資した資金は当協約で定めた内容により [事業施
行者が施設利用者から徴収する使用料]及び附属事業(または附帯事業)による純利益で回収さ
れ、[施設の運営及び維持管理に必要な費用]は当協約で定めた内容により算定される運営費用
として充当する。

第 3 条 (用語の正義)

当協約で新たに規定されない限り、当協約で使用する用語の正義は次のようである。

1. 個月: あるの月の特定日付けに始まり該当月のその数字の相応日付けに終了する期間を言
う。但し、該当の月に数字上に相応する日がない場合、上の期間は該当の月の最終日に終わ

- ることとする。 個月の算定においては韓国で使われる標準時を基準とする。
2. 建設期間: 当協約締結日から管理運営設定期間の開始日前日までの期間を言う。
 3. 建設技術管理法: 韓国法律 [第 00 号] 建設技術管理法を言う。
 4. 建設補助金: 第 53 条(建設補助金)により主務官庁が当事業のために提供する補助金を言う。
 5. 建設利子: 当事業施設の建設と関連して発生する諸費用の充当するため事業施行者が借入れた資金に対し竣工時まで発生すると予想されて、当協約で決めた利子費用を言う。
 6. 軽微な事業: 民間投資法第 14 条第 4 項の手がかり及び第 48 条(軽微な事業)により主務官庁が認めた事業を言う。
 7. 系列会社: 事業施行者またはその持ち株を所有した者と独占規制及び公正取引に関する法律第 2 条第 3 号による系列会社に該当する者または株式会社の外部監査に関する法律第 1 条の 3 に該当する者を言う。 但し、, 韓国の法人でない場合、国際租税調整に関する法律第 2 条第 1 項第 9 号の国外特殊関係に該当する者を言う。
 8. 工事監理者: 建設技術管理法第 27 条(建設工事の責任監理など)で定められた責任監理を遂行するために同法第 28 条(監理専門会社)により指定された責任監理者(または同法第 22 条の 2 及び建設産業基本法第 2 条第 6 号による建設事業管理者として責任監理業務を遂行することができる者)を示し、その承継人も含む。
 9. 工事期間: 当事業施設の工事着手日から民間投資法による当事業施設全体に対する最終竣工確認を申請する日の前日までの期間を言う。
 10. 工事費: 当協約で規定した工事費として <別表 0>(総事業費)で決める工事費を言う。
 11. 工事着手日: 第 21 条(工事の着手)により主務官庁に提出した着工報告上の工事着手日を言う。
 12. 関係機関: 本事業と関連した許認可、諸税公課金の賦課など行政手続きまたは行政規制により事業施行者の業務遂行に合法的に影響を与える行為をする中央政府、地方自治体及びその他の公共団体を意味する。
 13. 管理運営権: 事業施行者が当事業施設の竣工確認を受けた後、実施協約で定めらてた期間中当施設を無償で使用・収益し維持・管理し施設利用者から使用料を徴収できるという民間投資法第 26 条による権利を言う。
 14. 管理運営権設定期間: 民間投資法第 26 条により事業施行者が当事業施設を維持管理し、運営することができる期間を言う。
 15. 交通量: 本道路を通行する車の総量を言う。
 16. 交通影響評価: 韓国法律 [第 00 号] 環境・交通・災害等に関する影響評価法によって要求される交通影響評価を言う。
 17. 国家契約法: 韓国法律 [第 00 号] 国家を当事者とする契約に関する法律を言う。
 18. 期待収益の現在価値: 当協約 <別表 0>(使用料算定のための Cash-Flow 表)に表示されている未来純キャッシュフローの現在価値を言う。

19. 基本設計: 予備事業妥当性調査, 事業化調査及び基本計画考慮した施設の規模, 配置, 形態, 概略工事方法及び期間, 概略工事費などに関する調査, 分析, 比較・検討を経て最適な案を選定し, これを設計図として表現し提示する設計業務で, 各種事業の許認可のための設計を含み, 設計基準及び条件など実施設計用役に必要な技術資料を作成することであり, 建設技術管理法施行令第 38 条の 9 及び基本設計に関する詳細施行基準(建設交通省告示第 2006 - 286 号)により作成されるものを言う。
20. 基本財務モデル: 実施協約締結当時諸般の事業施行条件を決めるために作成された財務モデルを言う。
21. 基準利子率: これを算定時点(基準利率を適用すべき期間の起算日を意味する)の直前の 1 ヶ月の間, 韓国金融投資協会が告示する信用評価格付け AA-である 3 年満期無保証会社債の最終号が流通収益率を算出評価した率を言う。但し, 小数点 3 桁で四捨五入する。もし, 信用格付けが AA-である 3 年満期無保証会社債の流通収益率が告示されない場合, その次の下位ランクの 3 年満期無保証会社債流通収益率を, 3 年満期無保証会社債の流通収益率が告示されない場合には満期が 3 年以上の会社債の中で 3 年に一番近い満期を持った会社債の流通収益率で代替する。もし, 金融市場の急激な変動でこのような方法でも会社債流通収益率を決めることができない場合, 5 年満期国庫債収益率を基準利子率として使い, 5 年満期の国庫債の収益率も分からない場合には当協約第 12 章(紛争の解決)で決めた手続きによって決める。
22. 基準財務モデル: 基本財務モデルに資金再調達承認申請日まで現金の流れ実績及び未来予測物価を反映したキャッシュフロー予想額などを反映して作成された財務モデルを言う。
23. 基準使用料: <別表 0>(車種別基準使用料)に決めた車種別基準使用料を言う。
24. 担保権: 抵当権, 留置権, 質権, 譲渡担保, 仮登記担保その他これと実質的に似た効果を持つ権利を言う。
25. 代理銀行(または代理機関): 債券金融機関が代理銀行(または代理機関)として指定する金融機関(または機関)を言う。
26. 文化財: 韓国法律 [第 00 号] 文化財保護法第 2 条による文化財を言う。
27. 物価変動費: 総事業費算定基準日の 0000 年 0 月 0 日を基準として竣工予定日まで予想物価変動率を反映して算定した <別表 0> (財務モデル)上の物価変動費を言う。但し, 最初使用料決定のための物価変動費は実際竣工の時まで発生した物価変動率を反映して算定した物価変動費を言う。
28. 民間投資法: 韓国法律第 00 号社会基盤施設に対する民間投資法を言う。
29. 民間投資法施行領: 韓国大統領令第 00 号社会基盤施設に対する民間投資法施行令を言う。
30. 民間投資事業基本計画: 民間投資法第 7 条(民間投資事業基本計画の樹立)によって公告された民間投資事業基本計画を言う。
- 30-2. 発掘調査: 「発掘調査業務処理指針」(2008.7.1 発掘調査科-1852 号)により試掘調査で遺跡存在が確実で, 発掘対象面積を明確に確定する事が出来る場合実施する正式な発掘を意

味する。

31. 法令: 韓国政府のすべての法律, 施行令, 施行規則を言う。
32. 法令など: 法令及び政府の告示, 指針, 訓令とその他政策を含む。
33. 保障基準使用料の収入: <別表 0>(推定使用料収入)に明示されている特定運営年度の使用料収入の 00%に消費者物価指数変動分を反映した金額を言う。
34. 補助金: 民間投資法第 53 条の規定による補助金の一つとして法令等及び協約によって主務官庁が事業施行者に支給する無償還の補助金を言う。
35. 本道路: 当事業の対象道路施設として施設の事業基本計画で特定された []から []区間の中でトンネル及び橋梁で構成された総延長 0m の道路施設のことをあり, 本事業と関連して設置される営業所及び道路管理所などの建築施設と造景, 電気, トンネル設備など道路に附帯する施設を含む。
36. 当事業: 当協約第 1 条(協約の目的及び事業の概要) 及び実施計画によって特定された当事業施設の建設及び運営のための民間投資事業を言う。
37. 当事業の敷地: 当協約及び実施計画で特定される当事業施設の建設及び運営管理に必要な敷地を言う。ここで敷地と言うのは土地, 共有水面, 水路, 指標, 地上及び地下を含む。
38. 当事業の収入: 当事業施行による使用料収入と附属事業収入及びその他の収入を言う。
39. 当事業の施設: 民間投資法第 4 条第 1 号の方式で推進される 0000 施設(以下当施設と言う)で、その付属施設を含む。
40. 当協約: 当実施協約を言う。
41. 附帯事業: 民間投資法第 21 条による 000 施設事業で、当事業施設の正常な活用と機能発揮に寄与し、主務官庁の財政支援を節減することができる収益事業を言う。
42. 附帯事業の施設: 付帯事業に利用される施設を言う。
43. 附属事業: 附属施設の運営, 賃貸などの事業を意味する。
44. 附属事業の収入: 事業施行者が附属施設の事業を通じて得る収入を意味する。
45. 附属施設: 当施設と一体になってその効用を尽くせるようにする 000 施設で、該当施設の所有権が竣工と同時に主務官庁に帰属される施設を言う。
46. 分期: 該当年度の 1 月 1 日から 3 月 31 日、4 月 1 日から 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日、または 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を意味する。
47. 不可抗力事由: 協約当事者の誰の責任でもない第 62 条に決めた事由で、協約当事者が合理的に予測することができない状況や事由(または状況や事由の結合)によって当協約上の義務の移行を不可能にさせたり、不利な影響を及ぼす事由を言う。不可抗力は不可抗力を主張する当事者にその立証の責任があり、当事者の合理的努力や予防にもかかわらず乗り越えることができない直接的で明確な事態を言う。
48. 比較財務モデル: 基準財務モデルに資金再調達計画を反映して作成された財務モデルを言う。
49. 事業計画書: 事業施行者が当事業と関連して 0000 年 0 月 0 日付で主務官庁に提出し

た事業計画書のことであり、その修正及び変更を含む。

50. 事業期間: 当協約締結日から当協約による当事業施設の管理運営権の設定期間満了日までの期間を言う。

51. 事業収益率: 当協約第 49 条(事業収益率)で決めた税前の実質収益率を言う。

52. 事業施行者: 当協約の当事者で、主務官庁から民間投資法, 同法施行領, 施設の事業基本計画及び当協約による当事業に対する事業施行者として指定された者(〇〇 株式会社のことであり、商号は変更されることができる)のことで、適法的な包括または特定の承継人を含む。

53. 事業年度: 事業期間中の毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までを言う。但し、, 事業開始年度の場合には協約締結日から 12 月 31 日までであり、事業終了年度の場合には 1 月 1 日から実際に運営が終わる日までにする。

54. 事業移行保証: 当協約の移行を保障し、当事業施設の適切な期間の工事を図り、事業施行者が施工の中に事業を放棄する事例などの発生を防止するため、事業施行者が主務官庁に納付または提出する現金、保証保険証券、銀行支給保証などを言う。

55. 使用料: 当協約によって本道路の通行車から徴収する民間投資法上の使用料を言う。

56. 使用料収入: 事業施行者が徴収する使用料の総収入を言う。

57. 設計: 基本設計、実施設計とこれに附属する施工図面を総括する意味のことを言う。

58. 設計監理: 建設工事の計画・調査または設計が建設技術管理法第 22 条及び同法施行領第 39 条 2 の各号の建設工事設計基準及び建設工事施工基準等により品質及び安全を確保して施行できるように管理することを言う。

59. 消費者物価指数: 韓国銀行が刊行する調査統計月報に告示される指数で、該当時点が含まれた月の全都市の消費者物価指数を言う。全都市の消費者物価指数が現在の方式でこれ以上公示されない場合、協約当事者間で合意した他の指数に代替される。

60. 消費者物価指数変動分: 〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日の消費者物価指数を 100 として、これに当協約によって主務官庁が事業施行者に実際に支給する金額の計算基準になる時点の消費者物価指数を比較換算し算出した消費者物価指数の変動分のことであり、当協約で明示した不変価格を経常価格に換算する場合に適用する。

61. 施工者: 当事業施設の工事を担当する者で、事業施行者から当事業の建設工事の請負受けて工事を担当する者を含む。

61 の 2. 試掘調査: 文化財庁の「発掘調査業務処理指針」(2008.7.1 発掘調査科-1852 号)によって事業敷地内に遺物散含地が広範囲であったり、遺跡の存在が不確実な地域の場合に実施する 1 次確認調査を言う。

62. 施設の事業基本計画: []部が告示する第 〇 号(〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日) 〇〇〇〇 道路施設の事業基本計画を言う。

63. 実施計画: 本事業と関連して民間投資法第 15 条によって主務官庁の承認を得た当事業の施行計画を言う。

64. 実施設計: 基本設計の結果をベースに施設物の規模、配置、形態、工事方法と期間、工事

費、維持管理などに関して詳細調査及び分析、比較・検討を通じて最適案を選定し、施工及び維持管理に必要な設計図書、図面、示方書、内訳書、構造及び修理計算書などを作成することであり、建設技術管理法施行令第 38 条の 11 及び基本設計等に関する詳細施行基準(建設交通省告示第 2006 - 286 号)によって作成されるものを言う。

65. 営業日: 土曜日、日曜日及び祝日を除いて韓国所在の金融機関が営業する日を言う。

66. 運営開始日: 管理運営権により運営が始まる日を言う。

67. 運営期間: 運営開始日から管理運営権設定期間の終了日までを言う。

68. 運営年度: 運営期間中の毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を言う。但し、, 最初運営年度は運営開始日から当該年度の 12 月 31 日までし、最終運営年度は事業期間終了日が属する年の 1 月 1 日から事業期間の終了日までとする。

69. 危険物: 引火性、発火性など危険物安全管理法第 2 条による性質を持つもので、同法上危険物の数量と関係なく当事業に損害または邪魔をもたらすことのできる程度の物質を意味する。

70. 維持管理: 当事業の施設の機能を保全し、施設物の利用者の便宜と安全のために日常的な点検、整備し、損傷された部分を本来の正常な機能を十分に発揮できるように補修して、時間経過によって要求される施設物の改良、補修、補強に必要な活動を言う。

71. 許認可等: 本事業と関連して要求されて政府、主務官庁やその他関係機関及びその他諸般供給を提供する者が行う許可、同意、認可、承認、承諾などを言う。

72. 日付または日: 午前 0 時から始め、翌日 0 時に終わる連続的な 24 時間の期間を言う。韓国で使われる標準時を基準とする。

73. 者: 個人、会社、合弁会社、法人、共同投資会社、組合、信託、非法人団体または政府の機関を言う。

74. 資金再調達(Refinancing): 金融約定の当時と比べて事業施行者が事業施行法人の資本構造、出資者持分及び他人の資本調達条件等を変更する行為を通じて出資者の期待収益を極大化しようとする行為を言う。但し、, 最初の金融約定締結の際または締結の前の協約上の出資者、資本構造、金融条件などの変更を通じて出資者の期待収益が増加する場合にはこれを資金再調達と見なす。

75. 資金借り入れ: 事業施行者が当事業に必要な資金を金融機関等から借り入れる行為を言う。

76. 資金借り入れの契約: 事業施行者が当事業施設の建設に必要な、当契約上の総民間投資費中他人の資本調達のために締結した各種貸し出し約定及び契約などのことであり、他人資本には事業施行者の出資者が貸し出しの形態で事業施行者に提供する資金を含む。

77. 資本金: 当協約により事業期間の間出資者が事業施行者に出資金で納めた金額を言う。

78. 財務モデル: <別表 0>(財務モデル)に提示されたコンピュータープログラムモデルで、韓国の企業会計基準に基づいて作成されたものを言う。

79. 諸般供給: 当事業の施設に供給される電気、通信、ガス、上水及び油類などの諸般供給を言う。

80. 接続道路: 当事業の道路と繋がれている []道路への新設道路のことであり, []から []までの道路を意味する。
81. 諸税公課金: 当事業に対する工事の施行, 竣工, 登記及び所有権移転と関連した取得税, 登録税, 付加価値税などの全ての税金, 公課金とその他の法令または条例によって付加される各種の負担金を言う。
82. 竣工: 当協約及び実施計画の定めによって当事業の施設建設を完了することを言う。
83. 竣工予定日: 実施計画上の工程計画に明示された竣工予定日のことであり, 当協約による工期の変更(延長または短縮)の際, その変更期間を反映して調整する。
84. 竣工日: 主務官庁が当協約第 39 条(竣工確認及び管理運営権の登録)により事業施行者に交付し, 竣工確認証で竣工の事実を認めた日を言う。
85. 竣工前の使用認可: 事業施行者が民間投資法第 22 条第 5 項により当事業施設に対して竣工前に主務官庁から使用認可を受けることを言う。
86. 竣工確認証: 第 39 条(竣工確認及び管理運営権の登録)により主務官庁が発行する当事業の施設竣工を証明する確認書を言う。
87. 支障物: 当事業の施設工事の施行を明確に邪魔または遅延させる物で, 水中, 地上または地下施設物を言う。
88. 債券金融機関等: 事業施行者が当事業の施行のために必要な他人の資本を調達する際, 単独または共同で資金を供与する国内外の金融機関などのことで, 年基金または民間投資法上の金融機関以外の者を含む。
89. 総民間事業費: 民間投資法施行領第 22 条第 1 項の規定により算定された総事業費の内, 当協約による建設補助金等の財政支援金額を除いた事業施行者が負担する事業費のことであり, その内訳は <別表 0>(総事業費)に明示されている。
90. 総民間投資額: 総民間事業費, 物価変動費, 建設利子の合計金額を意味する。
91. 総事業費: 当事業の施設建設と関連して必要な事業費の総額のことで, 民間投資法施行領第 22 条の規定によって算定されるもので, その内訳は <別表 0>(総事業費)に提示された金額を言う。
92. 最初使用料: 当協約により運営開始日に適用する使用料を言う。
93. 推定使用料収入: <別表 0>(推定使用料収入)に明示された特定運営年度使用料収入に消費者物価変動分を反映した金額を言う。
94. 出資者: 事業施行者に出資する当事者のことで第 74 条(出資持分の変更)によるそれに適法した包括承継である及び特定承継人を含む。
95. 出資予定者: 当協約により事業施行者が法人を設立する以前の段階で法人設立後出資者になることが予定されている者を言う。
96. 解約日: 当協約の中途解約通知の効力が発生する日または主務官庁の買収認定通知の効力が発生する日を言う。
97. 協約当事者: 主務官庁と事業施行者(当協約により法人が設立される前までは出資予定者

を含む)を言う。

98. 還収基準使用料収入: <別表 0>(推定使用料収入)に明示されている特定運営年度の使用料収入の 00%に消費者物価変動分を反映した金額を言う。

第 4 条 (協約の解釈)

文脈上、新たに要求される場合を除き当協約は次各項を基準に解釈される。

- ① 本協約上、すべての契約及び協約に対する言及はその修正と変更を含む。本協約上の法令等に対する言及は当協約締結日現在效力を持つ法令などのことであり、その改訂及び他の法令等で代替される場合を含む。
- ② 本協約上、単数形態の言及には複数形態の言及が含まれたとして解釈し、その反対の場合も同様である。
- ③ 当協約を解釈する際、各条項の表題は便宜のため記載しただけであり、契約の一部ではなく解釈上の基準とされない。
- ④ 本協約上 “含む” 及び “含んで”は “含むがこれに限定しない”で解釈する。
- ⑤ “等”ということは “含むがこれに限定されず” もしくは “似た” または “関連事項”を含む。
- ⑥ 当協約で条, 項, 号, 表または別添が言及される場合ははっきり新たに規定されない限り, 当協約に入っている組, 項, 号, 表または付録を意味する。
- ⑦ 協約当事者及び施工者, 監理者, 債券金融機関またはその他本協約上ある当事者に対する言及はその承継人または譲受人を含む。
- ⑧ 本協約上の主務官庁に対する言及は主務官庁がその権限を下部行政機関または第 3 者に委任もしくは委託した場合、その権限を受任または受託を受けた者を含む。
- ⑨ 本協約上の期間の計算は新たに定める場合を除き、民法第 155 条ないしは第 161 条の規定に従う。

第 5 条 (文書の優先順位)

- ① 当協約と当協約で言われるその他の書類は当協約で新たに表現しない限り、当協約の締結と関連してその前に協約当事者間で成り立ったすべての意思表示もしくは合意より優先される。
- ② 当協約を構成する文書の解釈上、曖昧または不一致の点がある場合、協約当事者は次の優先順位によって曖昧または不一致点を解決する。

1. 民間投資法
2. 民間投資法施行領
3. 施設の事業基本計画
4. 民間投資事業基本計画

第 2 章 基本約定

第 6 条 (事業施行者の指定)

- ① 主務官庁は民間投資法及び同法施行領、施設の事業基本計画、当協約及び民間投資事業基本計画により (仮称)000 会社を当事業に対する事業施行者として指定する。
- ② 第 1 項により事業施行者に指定された者は、第 18 条による実施計画の申請の前まで事業施行法人を設立しその結果を主務官庁に提出しなければならない。この場合、当協約で新たに定めた場合を除き、当事業の交渉対象者選定のための評価段階で提出した法人設立計画によって事業施行法人を設立しなければならない。但し、事業施行者は出資者の破産などによって事実的に事業参加が困難であったり、その他円滑な事業推進などのために不可欠な場合には主務官庁の承認を得て提出した法人設立計画を変更することができる。
- ③ 事業施行者に指定された者が第 2 項による事業施行法人を設立しなかった場合には、事業施行者指定の効力を失うことになる。

第 7 条 (事業施行者の権利)

- ① 主務官庁は事業施行者に次の各号の行為が可能な資格及び権限と権利を設定し、付与する。
 1. 当協約及び実施計画による当事業施設の設計及び建設
 2. 本事業の敷地内に国有・共有財産を実施計画が告示された日から当事業の施設の管理運営権設定期間満了日まで無償で使用。但し、共益的な目的などの理由に主務官庁から承認を得られない限り、事業施行者は当協約に明示された用途以外の別の目的で使うことはできない。
 3. 当協約及び管理運営権による当事業施設の無償使用・収益。
 4. 当協約及び管理運営権による当事業施設の維持管理と運営及び使用料の賦課もしくは徴収。
- ② 事業施行者が当協約を違反した場合、当協約及び関連法令で新たに定め場合を除き、主務官庁は当事業期間中第 1 項で決めた事業施行者の資格、権限及び権利を撤回、取り消し、剥奪または変更することができない。

第 8 条 (事業施行者の義務)

- ① 事業施行者は本事業と関連する諸般法令等を守り協約が定めた内容を誠実をもって行う責務があり、当事業の施設の建設と維持管理及び運営が成功的に推進されるように努力しなければならない。
- ② 事業施行者は当協約により当事業の施設の設計、工事、維持管理及び運営、資金調達、その他当協約の遂行などの責任をもち、当協約で規定している危険を負担する。
- ③ 当協約で新たに定めない限り、事業施行者は事業計画の書提出当時に提示した債券金融機関等の貸し出し意向書または条件付き貸し出し確約書を実施計画承申請時まで貸し出し約定書に変更して主務官庁に提出しなければならない。
- ④ 事業施行者は当協約で新たに定め場合を除き、当事業を当協約により自らの危険負担と費

用で遂行することを原則にする。

第 9 条 (所有権の帰属)

- ① 当事業施設の所有権は当事業の施設の竣工と同時に主務官庁に帰属される。
- ② 当協約が途中で解約されたり、買収請求による買収される場合、または期間満了によって終了される場合に事業施行者のすべての権利、権限と施設の資産(設備及び知的財産含む)の帰属は当協約第 10 章(協約の終了)の規定に従う。

第 10 条 (管理運営権設定期間)

- ① 当協約で新たに定めない限り、当事業施設の管理運営権の設定期間は 00 年とする。
- ② 当事業施設が竣工された場合、主務官庁は事業施行者に民間投資法第 26 条による管理運営権を設定し、事業施行者は管理運営権設定期間の間、当事業施設を無償で使用することが可能であり、利用者から使用料を徴収することができる。

第 11 条 (協約の誠実履行)

- ① 協約当事者は当協約による権利の主張と義務の履行を信義に持って誠実に履行しなければならない。
- ② 事業施行者は本事業と係わる諸般法令等を守って、主務官庁は事業施行者が当事業を円滑に施行するように積極協力する。

第 3 章 総事業費の決定及び変更

第 12 条 (総事業費及び総民間事業費)

総事業費は <別表 0>(総事業費)のように 0000 年 0 月 0 日不変価格基準の 00 億ウォンであり、総事業費の内建設補助金 []億ウォンを除いた []億ウォンを総民間事業費とする。総事業費は当協約で定めた場合以外に変更することはできない。

第 13 条 (総事業費の変更)

- ① 次の各号の理由が発生し、当協約で決められた総事業費用の調整が必要と判断される場合、両当事者が相互協議をして総事業費を変更することができる。
 1. 建設期間中物価変動率をはるかに上回るもしくは下回る工事費用等の変動
 2. 主務官庁の帰責理由または不可抗力理由によって総事業費が増減される場合
 3. 工事費に直接影響を及ぼす法令、示方書、政府が制定する設計基準、設計規則及び指針(韓国道路公社の設計基準含む)などの制定・改訂により総事業費が増減される場合
 4. 環境・交通影響評価及び許認可機関の要求、地方自治体との協議結果及びその他に民願の内容の中で主務官庁が認めて総事業費が増減する場合

5. その他主務官庁の要求により総事業費が増減される場合

- ② 協約締結の際確定された監理費の金額より、事業施行者と監理者との実際監理契約による監理費金額が低く監理費用の差額が発生した場合には本協約上の総事業費でその差額を控除して算定された金額に総事業費用を変更する。
- ③ 総事業費の変更は承認された実施計画の算出内訳書を基準にする
- ④ 第1項の各号にあたる理由が発生し当協約第62条(不可抗力事由及び処理)の事由を適用または準用する場合、事業施行者の負担分は総事業費変更部分から除くとする。
- ⑤ 事業施行者は第1項各号の規定による総事業費を変更しようとする際には、当協約で新たに規定した場合を除き、民間投資法、国家契約法、建設技術管理法などの関連法令等によってその算出根拠を専門機関の確認を経て主務官庁またはその権限を委任を受けた者に提出し承認を受けなければならない。但し、総事業費の中で工事費を変更しようとする時には監理者の確認を得なければならない。
- ⑥ 第1項によって総事業費が変更される場合、協約当事者は <別表 0>(建設補助金支給日程)に明示された建設補助金の調整を要求することが可能であり、主務官庁は調整された建設補助金を支給する。但し、これと並行して協約当事者は使用料調整または管理運営権設定期間の調整で該当の事由の解消が可能なのかを検討し、可能だと協約当事者によって認められる場合協議によって使用料を調整もしくは管理運営権設定期間を調整することができる。この場合、総事業費の変更に対して合意に至ることができなかつた場合第0章紛争の解決手続きによって解決する。

第4章 財源の調達及び投入

第14条 (事業施行者の財源調達)

当協約に新たな規定がない限り、当事業の遂行のための財源の調達は事業施行者の責任の基で下推進し、当協約締結以後の事業施行者の財源調達と関連するすべての費用は事業施行者が負担する事とする。

第15条 (自己資本の調達及び投入)

- ① 事業施行者は総民間投資額の00%以上を自己資本で調達しなければならない。
- ② 事業施行者は当協約で決めた資金の調達計画によって実施計画承認の申請をし、出資(予定)者が主務官庁から承認を得た実施計画承認申請書の資金調達計画に基づき出資しなければならない。
- ③ 当協約締結の際工事の計画公正率を反映した自己資本の投入日程は別表 00(約定投資金投入日程)である。
- ④ 事業施行者は建設期間中、第2項の投入日程により適切な時期に自己資本を納め、竣工の時点で総民間投資額の00%以上が自己資本になるようにしなければならない。

- ⑤ 事業施行者は運営期間中、自己資本の割合を最小 00%以上を維持しなければならない。

第 16 条 (他人資本の調達及び投入)

- ① 事業施行者は当協約で決めた資金調達計画により実施計画承認の申請をしなければならない。
- ② 事業施行者は債券金融機関等から他人の資本を調達し別表 00(約定投資金投入日程)の基づき投入しなければならない。
- ③ 事業施行者が債券金融機関等に当事業の管理運営権を目的とした根抵当権などの担保権を設定しようとする場合、主務官庁の承認を得なければならない。
- ④ 事業施行者は第 3 項により根抵当権を設定する場合、主務官庁に当事業の施行のための資金の借入れ契約及び根抵当権設定契約を含む担保約定関連諸般書類を提出し、主務官庁がこれを検討した結果当協約が定めている内容とずれがないことが判断される場合に限り根抵当の権設定を承認する。
- ⑤ 事業施行者は債券金融機関等と資金借入れ契約を締結するに当たって当契約上の債務不履行理由の発生などにより債券金融機関等が根抵当権を実行する場合、主務官庁と事前に協議すると言う内容を含まなければならない。

第 5 章 設計及び建設に関する事項

第 17 条 (設計, 許認可など)

- ① 事業施行者は実施計画承認申請の際に施設の事業基本計画(質疑応答などを含む)、事業計画書及び当協約、関連法令等により当事業の施設に対して実施設計を行い、提出しなければならない。但し、事業計画書は当協約締結の際に実施設計の行うために追加的に事業計画書が必要な場合のみ適用する。
- ② 第 1 項により実施設計を行うために各種許認可等及び協議が必要な場合、事業施行者は自ずからの責任と費用で主務官庁と協議して処理しなければならない。

第 18 条 (実施計画の承認)

- ① 事業施行者は当協約締結日から 00 日以内に民間投資法施行領第 16 条の規定による実施計画の承認を主務官庁に申し込まなければならない。但し、主務官庁が不可欠だと認める場合に 00 日まで 1 回のみその期間を延長することができる。
- ② 第 1 項による実施計画承認の申請がある場合、主務官庁は当協約及び主務官庁と事業施行者の間で合意された結果の反映の可否を確認し、特別な事情がある場合を除き、第 1 項による実施計画承認の申込日から 0 ヶ月以内に民間投資法及び同法施行令による実施計画の承認の可否を事業施行者に書面通知する。

- ③ 事業施行者の実施計画承認の申請内容を検討した結果、当協約及び主務官庁と事業施行者の間で合意された結果の反映されていないと主務官庁が判断する場合、その申請内容の修正を要求することが可能であり、事業施行者は自らの責任と費用で修正し、修正要求を受けた日から 00 日以内に実施計画承認を申し込まなければならない。
- ④ 事業施行者の帰責理由により第 1 項もしくは第 3 項の規定を違反する場合、事業施行者指定の取り消しが可能であり、事業施行者が既に調達した資金もしくは投資費用に対しては責任を負わない。
- ⑤ 第 2 項により主務官庁が実施計画を承認する場合にも実施計画の施行責任は事業施行者にあり、主務官庁には移転されない。

第 19 条 (工事費)

工事費は <別表 0>(総事業費)に明示されたように 0000 年 0 月 0 日不変価格基準の 00 億ウオンとする。

第 20 条 (工期)

- ① 当事業施設の工期は工事着手日から 00 日にする。
- ② 第 13 条(総事業費の変更) 第 1 項, 第 3 項各号の理由に基づき、工期の延長または短縮が必要な場合はその必要な期間を第 1 項の工期で延長または短縮する。
- ③ 主務官庁の帰責事由, 不可抗力事由及びその他の主務官庁が認める事由により事業施行者が工事の着手時期または工期の延長を要請し主務官庁がこれを認める場合、第 1 項の工事の着手時期または工期を調整することができる。

第 21 条 (工事の着手)

- ① 事業施行者は工事に随伴される各種の許認可申請関連業務を適切な期間までに完了して当事業施設の工事に支障が生じないようにする。
- ② 当協約で新たに定めない限り、事業施行者は実施計画の承認を受けた後 00 日以内に工事に着手しその事を主務官庁に知らせ、承認された実施計画の内容及び実施計画で決めた工程計画を基に当事業の施設の工事を行わなければならない。
- ③ 事業施行者は工事監理者から確認を得た着工報告書を工事着手日から 00 日以内に主務官庁に提出しなければならない。
- ④ 事業施行者が正当な理由なしに工事着手日から 00 ヶ月が経っても実施計画及び当協約に基づいた当事業の施設の工事を着手しない場合、主務官庁は当協約を解約し、民間投資法により事業施行者指定を取り消すことが可能である。

第 22 条 (工程管理)

- ① 事業施行者は当協約及び実施計画による公正計画を樹立し、進捗率及び気成管理等の工程

が適切に管理されるようにする。

- ② 事業実施者は毎月及び各分期末に主務官庁またはその権限を委任された者に第 1 項による工程管理に関する工事監理者が確認した工事の進捗現況を書面で報告する。
- ③ 事業実施者は毎年 0 月末まで工事監理者が確認した当事業の施設工事の全体工程及び翌年の予定工程表を作成して主務官庁またはその権限を委任された者に提出しなければならない。
- ④ 事業実施者は実施計画で決めた工程計画と工事着手日から分期別の単位を基準とした実績累計工程率が累計計画工程率比 90%未満の場合、不振工程挽回策を樹立し、工事監理者の確認を経て主務官庁に提出し、正常的に工程が推進されるようにしなければならない。
- ⑤ 実施計画で決めた工程計画の調整が不可欠な場合、公正計画は主務官庁の承認を得て調整する。

第 23 条 (設計, 工事の請負)

- ① 事業実施者は交渉対象者選定のための評価段階で、直接設計または施工を行うと評価された出資者または当事業への参加確約書を提出した設計者、施工者と当協約及び承認された実施計画により設計、工事の行うための請負契約を締結し、契約締結後すぐ請負契約の締結結果及び証拠資料を主務官庁に提出しなければならない。
- ② 事業実施者が第 1 項により請負契約を締結予定の需給者または請負契約を締結した需給者を変更する場合、施設の事業基本計画及び事業計画書に提示されてる需給者の資格と同等以上の資格の者に限って主務官庁の承認を得た後に変更することが可能ある。

第 24 条 (関連法令等の遵守)

- ① 事業実施者は請負契約を締結した需給者に関連法令などを遵守させるようにする。
- ② 事業実施者は請負の需給者が当事業の施設の設計または工事を下請する場合、その下請者にも
関連法令などを遵守させるようにする。
- ③ 工事監理者が施工者及び下請者が当事業施設の建設に不適格だと判断する場合、関連法令などにより必要な措置を要求することが可能であり、事業実施者などは関連法令などが定めるように
その要求を収容しなければならない。

第 25 条 (請負・下請契約による責任)

- ① 事業実施者は請負または下請契約による賃金の不払いなどが発生した場合、関連法令などが定めに基づき下請代金を直接支給することが可能であり、その内容を工事請負の関連契約書に明示しなければならない。
- ② 当事業の行うための請負・下請契約により発生した第 1 項の不払い賃金など需給者に対する

諸般の債務の弁済が行なわれない場合、主務官庁は事業施行者に是正命令を出し、事業施行者はこれを是正するようにする。

- ③ 事業施行者は自らの義務事項を設計者、施工者または下請者が行っている理由で本協約上の自らの義務、債務または責任から免除されない。
- ④ 主務官庁は設計者、施工者またはその下請者に対して設計、工事の請負契約またはその下請契約に関連してどんな責任も負わず、制約も受けない。但し、当協約の解約により主務官庁が関連契約承継をする際には例外とする。

第 26 条 (危険物及び支障物)

- ① 事業施行者は工事を行うことにあたり直接的な影響を与える当事業の施設の機能及び安全問題があると判断される各種の地上・地下の危険物及び支障物を調査し、その移設可否及び工事方法などを判断してその関連事項を実施計画に反映する。
- ② 事業施行者が注意の義務を果たしたが実施計画承認の当時予想できなかった危険物または支障物が本事業の敷地内で発見された場合、事業施行者はこれを即時に主務官庁に通知して安全のための必要な措置を取らなければならない。
- ③ 事業施行者は関連法令等の定めにより当事業の敷地内で発見された危険物の除去または中和及び支障物の移設などの措置しなければならない。
- ④ 第 3 項による処理に必要な費用は事業施行者が負担する。但し、事業施行者の合理的な調査にもかかわらず見られなかった危険物や支障物の発見の処理費用は第 62 条(不可抗力事由及び処理)第 1 項の事由に準して処理する。

第 27 条 (文化財)

- ① 事業施行者は文化財関連法令等により文化財の指標調査を実施し、その結果を主務官庁及び関連機関に知らせ、これを実施計画に反映しなければならない。
- ② 事業施行者は本事業敷の地内で文化財を見つけた場合、文化財保護法など関係法令などに基づき処理しなければならない。
- ③ 文化財の試掘調査に必要な費用は事業施行者が負担し、発掘調査を実施する場合、その必要費用は事業施行者が先に調達し主務官庁はこれを精算して総事業費に反映する。但し、文化遺跡の分布地図などの閲覧など事業施行者の通常的で合理的な調査が行われた場合は総事業費に反映した発掘調査費用を第 62 条(不可抗力事由及び処理) 第 1 項の事由に準して処理する。
- ④ 文化財の発掘調査による工期の調整などは第 62 条(不可抗力事由及び処理) 第 1 項の事由に準して処理する。

第 28 条 (事業遂行保証金)

- ① 事業施行者は当協約による事業遂行を保証するために事業施行者の指定日から 00 日以内

に総事業費の 10%にあたる保証金を現金で納めかもしくは保証金に準ずる当事業の施行に関する国家契約法施行令第 37 条第 2 項で規定する保証書を主務官庁に提出しなければならない。但し、主務官庁は特別な理由がある場合、00 日の範囲で保証金の納付または保証書の提出期限を延期させることがかのである。

② 第 1 項の支給保証書または事業遂行保証保険証券が代表出資者または設立予定法人の名義で提出された場合には法人設立後すぐにその名義を新規設立法人の名義に変更して提出しなければならない。

③ 主務官庁の帰責事由または不可抗力事由で当協約が中途解約されたり、当事業の施設が買収される場合、また当事業の施設に関する竣工確認証が交付される場合、主務官庁は第 1 項により提供された現金、事業遂行保証保険証券または支給保証書を事業施行者に返還する。

④ 事業施行者の帰責事由で主務官庁が当協約を中途解約する場合、事業遂行保証金は主務官庁に帰属され、事業施行者が事業遂行保証保険証券(または支給保証書)を提出した場合、その条件により主務官庁は保険金(または保証金)の支給を請求することが可能である。

⑤ 第 1 項の事業遂行保証金の対象金額が増額された場合には、その日から 15 日以内に増額された対象の金額にあたる遂行保証金を追加的に第 1 項が定めている方法で主務官庁に納めるか、もしくは既に提供された支給保証書または保険証券を差し替えて主務官庁に提供しなければならない。

第 29 条 (遅滞補償金)

① 事業施行者が正当な事由なしに当協約及び実施計画で決められた当事業施設の竣工予定日(当協約による延長期間を含む)を過ぎて竣工する場合、事業施行者は国家契約法施行令第 74 条の定めにより竣工予定日(当協約による工期延長の際その期間が反映された竣工予定日)の翌日から当事業の施設の竣工日までの期間に対する遅滞補償金を主務官庁に納めなければならない。この場合は同法上、契約金額は総事業費と見なす。

② 主務官庁は事業施行者が当事業の施設を竣工できず当事業を遂行することが不可能と判断する場合、当協約を解約もしくは事業施行者指定の取り消し、その他の民間投資法及び同法施行領などに規定されている必要な処分を下すことができる。この際、事業遂行保証金は主務官庁に帰属され、事業施行者が事業遂行保証保険証券(または支給保証書)を提出した場合、その条件により主務官庁は保険金(または保証金)の支給を請求する。

第 30 条 保険加入

① 事業施行者は <別表 0>(保険内訳)により保険に直接加入するもしくは施工者などに保険に加入させなければならない。これらの保険が事業期間の間有効に維持されるようにしなければならない。

② 事業施行者は保険契約書及び関連リストを主務官庁に提出し、保険契約の条件が変更された場合はこれを主務官庁にすぐに書面で通知しなければならない。

- ③ 事業施行者が保険事故を犯し保険金を受け取ることになった場合、保険金受け取りの内訳を主務官庁に提出しなければならない。また、この保険金は保険事故の治癒のために優先的に使用され、その使用内訳を主務官庁に知らせなければならない。
- ④ 事業施行者が当協約による保険加入義務を履行しないことにより負担した費用に対しては事業施行者が全面的に責任を負う。

第 31 条 (主務官庁の監督)

- ① 主務官庁は民間投資法及び関連法令等の定めにより手抜き建設の防止、または工事の円滑な施行及び事業の正常な運営のために事業施行者の自由な経営活動を阻害しない範囲で当事業と関連した事業施行者の業務を監督と監督上必要な命令を出すことが可能である。
- ② 事業施行者は当事業施設の建設状況、品質管理などに対して毎月 1 回以上(00 日以内) 主務官庁に説明しなければならない。
- ③ 事業施行者は建設期間の間、当事業の施設が当協約及び実施計画に基づいて建設されているかを確認するため一定の時期に当事業の施設に対する検査を実施してその結果を検査日から 00 日以内に主務官庁に報告しなければならない。
- ④ 第 3 項の検査を実施する前に事業施行者は検査の方法、内容、時期に対して主務官庁の承認を得なければならない。
- ⑤ 第 3 項の検査の結果、当事業施設が当協約及び実施計画に基づき建設されなかったと主務官庁が判断する場合、主務官庁は事業施行者にその是正を要求することが可能であり、事業施行者は自らの責任と費用でこれを是正しなければならない。
- ⑥ 第 1 項もしくは第 5 項で必要な費用の内、主務官庁の監督と関連して発生する費用は主務官庁が、事業施行者の調査及び是正のために必要となる費用は事業施行者がそれぞれ負担する。但し、主務官庁が第 61 条(事業施行者の帰責事由及び処理)で決めた事業施行者の帰責事由によって通常的な範囲を越す業務監督が必要となりこの委託などをよる専門家(専門機関)等の助力が必要とされる場合、このすべての費用は事業施行者が負担する事とする。

第 32 条 (既成検査)

事業施行者は施工者の工事既成によって施工者に工事監理者による既成検査を受けるようにし、工事監理者は既成検査完了後 00 日以内に主務官庁及び事業施行者にその結果を通知しなければならない。

第 33 条 (請願処理)

- ① 本事業に関連して発生する請願を次のように区分する。
 1. 事業請願: 当事業の敷地及び支障物の買収または補償と関連した請願や当事業の施行によって第 3 者が享受していた権利や利益が侵害されるが発生する請願のことで、第 2 号を除いた請願
 2. 施工及び運営の請願: 騒音、悪臭、震動、粉じん、交通障害、その他の周辺環境に与える影

響など当事業の工事及び運営によって直接的に発生する請願

- ② 事業請願は主務官庁の責任の下で処理する。
- ③ 当事業の施行と関連する事業請願で、主務官庁の補償規定を適用することが不可能な請願が発生し当事業の推進に支障をもたらした場合、主務官庁と事業施行者はこの請願の解決方を協議し、協議結果、総事業費の変更を通じて請願を解決する事になった場合、主務官庁は事業施行者がこの請願の解決のために使用した実費に対し総事業費に追加して反映する事とする。
- ④ 施工及び運営の請願は事業施行者の責任及び費用で処理する。事業施行者は施工及び運営の請願に対して事前に予防策を用意し、これを主務官庁に報告しなければならない。
- ⑤ 当事業の施行と関連する法令など、関係機関の許認可または承認などに違反する事業施行者の行為により発生した請願の解決のための必要費用及び賠償金などは事業施行者が負担する。

第 34 条 (環境及び安全管理)

- ① 事業施行者は当協約及び関連法令などで規定された事項と実施計画及び当協約で提示した環境管理、安全管理及び緊急救難対策を樹立し、これを誠実に遂行しなければならない。
- ② 事業施行者は施工者に安全施工を行うための安全管理組織を設け、産業安全保健法、建設技術管理法及び施設物の安全管理に関する特別法等で定められた業務を遂行し、工事監理者から安全管理に関する指導と監督及び点検を受けるようにしなければならない。
- ③ 事業施行者は工事中、主務官庁が協約及び関連法令等に基づいた安全点検を要求する場合、これを履行しその結果を主務官庁に報告しなければならない。但し、事業施行者が正当な事由なしにこれを履行しない場合主務官庁はこれを直接施行し、その必要費用は事業施行者が負担する。

第 35 条 (工事責任監理)

- ① 主務官庁は建設技術管理法など関連法令等により適格な工事の監理者を選定し、事業施行者は主務官庁が選定した工事監理者と工事責任監理の契約を締結しなければならない。この際、契約金額は主務官庁で選定した監理者が提示した入札金額とする。
- ② 事業施行者は工事監理者に当事業施設工事に関する当協約及び建設技術管理法など関連法令等に基づいた責任監理業務を遂行させ、主務官庁は工事監理者の監理業務遂行を監督する。
- ③ 工事監理者は工事責任監理業務を着手する前に監理業務の実施体系及び工事に対する検査などの諸般の監理業務に関する業務計画書を作成して事業施行者及び主務官庁に提出し、事業施行者はこれに対して主務官庁の承認を得なければならない。監理業務を遂行中、主務官庁と事業施行者に監理業務現況を建設技術管理法に基づいて報告しなければならない。
- ④ 工事監理者は第31条(主務官庁の監督)による検査、第32条(既成検査)による既成検査、第38条(予備竣工検査など)による予備竣工検査、第39条(竣工確認及び管理運営権の登録)によ

る竣工検査などを遂行し、検査報告書を作成して主務官庁に報告・確認を得なければならない。

- ⑤ 事業施行者は施工者とその下請者に責任監理と関する当協約の内容を準守させる。
- ⑥ 事業施行者の帰責事由で当協約で決めた工期を延長する際、これによって発生する責任監理期間延長による監理追加費用は主務官庁と事前に協議して決め、その追加費用は総事業費増加せず事業施行者が負担する。但し、主務官庁の帰責事由及び不可抗力事由による工期延長の際、これによって発生する責任監理期間延長による監理追加費用は第 0 章(危険分担に関する事項)で決めた危険配分原則に従う。

第 36 条 (附属事業)

- ① 当事業施設の内、附属施設として推進される 000 施設の施設規模及び範囲は別表 00(附属施設)のようである。
- ② 第 1 項の附属施設は実施計画を基準にして建設し、施設物の設置に関連する許認可業務は事業施行者が主観する下で施行する。
- ③ 第 1 項の附属施設の建設のための工事費などの事業費は総事業費に含まれて算定される。
- ④ 附属事業は事業施行者の責任と費用で施行する。

第 37 条 (附帯事業)

- ① 附帯事業として推進される 000 施設の事業概要、施設規模及び範囲は別表 00(附帯事業)のようである。
- ② 第 1 項の附帯事業施設の工事費などの事業費は第 12 条の総事業費に含まれない。
- ③ 附帯事業の施行は民間投資法・法施行領・民間投資事業の基本計画と当協約、その他の関連法令などに規定に従う。
- ④ 附帯事業は事業施行者の責任と費用で施行する。

第 38 条 (予備竣工検査など)

- ① 事業施行者は当事業の施設を完工する 00 日前まで工事監理者が作成した社会基盤施設の予備竣工報告書を主務官庁に提出し、予備竣工検査を受けなければならない。
- ② 予備竣工検査の結果、不備な事項がある場合、主務官庁は事業施行者にその内容を 00 日以内に書面で知らせ、事業施行者は通報日から 00 日以内指摘された未備事項を是正し、当事業の竣工確認を申請する。
- ③ 事業施行者は竣工確認を申し込む前まで当事業の施設の管理及び運営に必要なすべての施設を取り揃えなければならない。

第 39 条 (竣工確認及び管理運営権の登録)

- ① 事業施行者は当事業の施設の完工後、工事監理者が確認した当事業施設の工事の竣工調書を添付した工事竣工報告書を主務官庁に提出し、当事業の竣工確認を申請する。

- ② 第 1 項の竣工報告書を作成するために事業施行者は直接自ずからの責任と費用で当事業の施設の完工検査を行う。この場合、事業施行者は主務官庁に完工検査の日程を通知し、主務官庁は完工検査に立ち会いすることが可能である。
- ③ 第 1 項の竣工報告書が受付られた場合、主務官庁はこの申請を受けた後 00 日以内に民間投資法が定めてるように竣工検査を実施し、検査結果、当協約に違反した点がなく当事業の施設の正常な使用及び運営が可能だと判断される場合、事業施行者に当事業施設の竣工確認証を交付する。
- ④ 第 3 項の竣工検査を行う際、主務官庁は当事業の施設の試運転(性能テスト)を実施する。この時、事業施行者は検査に立ち会い及び現場の説明、資料提供などの方法で協力しなければならない。
- ⑤ 事業施行者は当事業の施設を維持管理・運営を開始できるように竣工確認済証を交付される前に主務官庁と協議し当協約に基づいた管理運営権の登録及び管理運営権の設定による運営開始日などのその他必要な事項を定めなければならない。
- ⑥ 主務官庁は竣工確認結果、当協約または実施計画承認の時の設計図書と異なった施工がされたと判断される場合には、工事監理者を經由して工事竣工報告書を反却し、具体的な不備点を明確にさせ事業施行者に反却日から 00 日以内に補完することを要求することが可能である。
- ⑦ 事業施行者は第 6 項の請求を受けた場合、自ずからの費用と責任で補完した後、迅速に竣工確認を申請しなければならない。
- ⑧ 主務官庁は、事業施行者が竣工確認を受けた場合には、民間投資法第 26 条に基づいた管理運営権を事業施行者に設定しなければならない。

第 40 条 (早期竣工)

- ① 協約上竣工予定の前に当事業の施設が竣工される場合(“早期竣工”)、竣工日から当初予定していた竣工日までの無想使用は認められない。
- ② 主務官庁は早期竣工の場合、管理運営権設定の開始時点を早めるか(この場合、管理運営権設定が早められた分終了時点も早められる)もしくは早期竣工日から竣工予定日までの当事業の施設運営を事業施行者に委託することが可能である。

第 41 条 (竣工前の使用認可及び部分竣工)

- ① 主務官庁は当協約第 39 条(竣工確認及び管理運営権の登録)による当事業の施設に関する竣工確認証が交付される前に当施設を運営する必要があると判断した場合、その使用を認可することが可能である。
- ② 事業施行者は竣工前に使用の認可を申請する場合、当協約第 39 条(竣工確認及び管理運営権登録)の竣工確認手続きに基づき主務官庁に竣工前の使用の認可を申請しなければならない。
- ③ 竣工前の使用認可により運営期間は管理運営権設定の期間を含まず、この場合、収入及び

費用の処理は協約当事者間の相互協議を通じて決定する。

④ 主務官庁は当事業の施設の一部が竣工(部分竣工)した施設に対し運営を許可することが可能であり、この場合は第3項を準用する。

第6章 維持管理運営に関する事項

第42条 (運営費用)

① 当事業のすべて運営費用は 〇〇〇〇年 〇月 〇日不変価格基準の〇〇ウォンであり、年度別、部門別の運営費用内訳は <別表 0>(運営費用)のようである。

② 協約当事者は次の各号の事由により運営費用が明確に増減する場合、使用料と管理運営権の設定期間または補助金の調整を要求することが可能である。

1. 当事業の施設の維持補修及び運営管理に関連する法令等もしくは政府政策の変更がある場合

2. 第13条(総事業費の変更)第1項によって総事業費変更や主務官庁の要求事項の遂行による場合

3. その他主務官庁が認める事由や不可抗力事由の発生によって運営費用が増加する場合

③ 事業施行者が第2項で規定した事由の発生を根拠に<別表 0>(運営費用)で規定された運営費用を変更する場合、関連資料を添付して主務官庁に提出して承認を得なければならない。主務官庁は承認の際、法令等の変更などによる運営費用の節減可否を考慮する。

④ 主務官庁は事業施行者の効率的な経営により運営費用が節減されてもこれを理由に使用料の値下げ、管理運営権設定期間の短縮、運営費用の節減額の還収を要求することができない。

第42条-2 (法人税法変更の際の処理)

協約当事者は事業期間の中法人税法の改訂により法人税率が増減する場合、その増減分に対して使用料、管理運営権の設定期間または補助金の調整を要求することが可能である。

第43条 (維持管理及び運営関連契約)

① 事業施行者は当事業の施設の機能が維持されるよう、善良な管理者としての注意義務を果たし維持管理しなければならない。

② 事業施行者は当事業の施設の施設物に対して施設物の安全管理に関する特別法に基づき管理しなければならない。また、同法で規定した事項以外は韓国道路公社の高速道路維持管理に適用されている規定(交通附属施設を含む、韓国道路公社維持管理規定、維持補修作業マニュアル等)に準じて維持管理しなければならない。主務官庁はその維持管理のレベルが一定基準の達していないと判断される場合、意義の是正を命ずることができ、それによって発生する費用は事業施行者が負担する。また、主務官庁が必要だと認めにより精密安全診断または緊急維持補修を要請する場合、事業施行者は精密安全診断または緊急維持補修を実施し、その結果を主務官

庁に報告する。この際、発生した必要費用は事業施行者が負担する。

③ 事業施行者は交渉対象者の選定のための評価段階で直接運営を遂行することに対して評価された出資者または当事業への参加確約書を提出した専門運営会社(以下“運営者”だと言う)と当事業の施設の維持管理及び運営のための委任または委託契約を締結しなければならない。契約締結後すぐ委任または委託契約の締結結果及び証拠資料を主務官庁に提出しなければならない。

④ 事業施行者が第 1 項により委任または委託契約を締結する予定の者または委任または委託契約を締結した者を変更しようとする場合、施設の事業基本計画及び事業計画書に提示された資格と同等もしくはそれ以上の資格を持つ者を主務官庁の承認を得た後変更することができる。但し、委任または委託契約を締結した(または締結予定) 第 1 項の出資者を変更する場合には当協約の出資者及び出資持分の変更と関連する条項にも符合させる。

⑤ 事業施行者は第 1 項の受任者または受託者に関連法令等及び当協約を準守させ、不可抗力の状況などに備えて加入した保険を維持させるようにする。

⑥ 事業施行者は当事業の施設の維持管理及び運営に対して該当業務を受任者または受託者が遂行していることを理由に当協約の規定に基づいて付与された事業施行者の義務または責任から免除されない。

第 44 条 (運営実績の提出)

① 事業施行者は毎年 2 月 28 日まで主務官庁に本道路に関する前年度交通量の現況及び通行収入に関する資料を提出する。

② 主務官庁は交通量の現況及び使用料収入の確認のため、必要な場合は協約当事者間の合意によって選定した専門機関に依頼してこれを調査、確認することが可能であり、事業施行者はこのような調査に協力しなければならない。

第 45 条 (維持管理及び運営のための計画)

① 事業施行者は当事業の施設に関する維持管理及び運営計画を当協約で定めのように合理的に樹立し、これを管理運営権の設定でされた運営開始 00 日前まで主務官庁に提出して承認を得なければならない。

② 事業施行者は第 1 項の計画に基づき各事業年度の維持管理及び運営に関する計画書を該当事業年度が開始される 30 日前まで作成し、主務官庁の確認を得なければならない。

③ 第 2 項によって作成された計画では管理運営権の設定期間の中、関連法令などの変更など合理的な事由で主務官庁と事業施行者が合議した場合のみ、その内容が変更することができる。

第 46 条 (附属施設の維持管理及び運営)

① 事業施行者は当協約の定めにより自らの責任と費用で附属施設を維持管理運営する。

- ② 事業施行者は附属施設の運営収入を正確に集計するために附属施設を維持管理運営しなければならない。
- ③ 事業施行者は附属施設の運営管理に関する毎月の費用、収入の内訳とその証拠資料等の運営実績を次の月の 00 日まで主務官庁に報告する。主務官庁は事業施行者が報告した運営実績が正確だと判断される場合、附属施設の実際の運営純利益を確定する。
- ④ 主務官庁は必要の場合事業施行者が報告した第 3 項の運営実績が正確であるかを調査・確認することが可能であり、事業施行者はこれに協調しなければならない。
- ⑤ 主務官庁は第 4 項の調査確認の結果、事業施行者が報告した運営実績が正確ではないと判断する場合、再調査を行い附属施設の実際の運営純利益を確定する。
- ⑥ 附属施設が管理運営権の設定期間中、附属施設の実際の運営純利益が別表 00(附属施設の運営の純利益)に提示された推定の運営純利益に達していない場合、事業施行者の責任とする。
- ⑦ 管理運営権の設定期間中、附属施設の運営の純利益が別表 00(附属施設の運営純利益)に提示された推定の運営純利益を超過する場合、その超過利益を主務官庁と事業施行者が一定比率(00:00)で分配して収益とする。但し、道路法による道路占用料の収入が発生する場合、これは国に帰属させる。

第 47 条 (附帯事業施設の維持管理及び運営)

- ① 事業施行者は当協約の定めにより自ずからの責任と費用で附帯事業施設を維持管理運営する。
- ② 附帯事業の施設を維持管理運営は第 46 条(附属施設の維持管理及び運営)を準用する。
- ③ 管理運営権設定の期間中、附帯事業の実際の運営純利益が別表 00(付帯事業の運営純利益)に提示された推定の運営純利益に達していない場合、事業施行者の責任とする。
- ④ 管理運営権設定の期間中、附帯事業の運営の純利益が別表 00(付帯事業の運営純利益)に提示された推定の運営純利益を超過する場合、その超過利益を主務官庁と事業施行者が一定比率(00:00)で分配して収益とする。

第 48 条 (軽微な事業)

- ① 事業施行者は当事業の施設の維持管理及び運営に差し支えない範囲で民間投資法第 14 条第 4 の規定に基づき当協約の締結の後主務官庁が認める範囲での軽微な事業を施行することが可能である。
- ② 事業施行者が第 1 項の規定の軽微な事業を施行するためにはこの事業の内容及び必要費用と予想収入、事業推進方法等の関連計画を樹立し主務官庁の事前に承認を得なければならない。
- ③ 事業施行者が本条第 1 項の軽微な事業を施行する場合、事業の推進及び収益の配分などに関する事項は主務官庁と協議して決める。

第 7 章 事業収益率及び使用料

第 49 条 (事業収益率)

当事業の事業収益率は税前の実質収益率を 0%(税後 0%)とし、当協約の終了時点まで変更しない。但し、第 42 条-2(法人税法変更の際の処理)に基づく調整によって税前の実質収益率が変更される場合は例外である。

第 50 条 (使用料の決定及び調整)

- ① 当事業の最初使用料は <別表 0>(車種別基準使用料)で定めてように決定するが、協約当事者の協議によって調整することが可能である。
- ② 事業施行者は最初使用料を決定するため運営開始日 00 日前までに次の各号の書類を主務官庁に提出する。
 1. 当事業の施設の利用方法及び運営開始日に適用される実際の最初使用料
 2. 使用料算出の基礎資料
 3. 使用料取り立て方法
 4. 使用料の減免または割増率及びその対象
 5. 類似施設の使用料の水準等
 6. その他使用料に関して必要な事項
- ③ 最初使用料を除いた年度別の使用料は原則的に毎年 0 月 0 日を基準とそて年間 1 回に限り調整することが可能であり、事業施行者は事業年度毎に適用する使用料を前年度の消費者物価指数変動分の範囲で算定し主務官庁に毎年 0 月末まで提出し、主務官庁と協議して最終的な使用料を決定する。
- ④ 不可抗力事由、主務官庁の帰責事由、その他の当協約で認める事由によって追加費用や損失が発生し、これに対する主務官庁の負担金の一部を使用料として調整して解消することに協約当事者が合意された場合、使用料を追加的に調整することが可能である。この際、協約当事者が使用料の適切な調整のための合意をすることに至らなかった場合、協約当事者の合意を経て決めた専門機関に使用料の水準調整の妥当性評価を依頼することが可能であり、この場合はその依頼結果に従う。

第 51 条 (使用料の徴収)

- ① 事業施行者は当協約により管理運営権設定期間の間、当事業の施設を使う利用者から使用料を徴収する排他的な権利を持つ。
- ② 事業施行者は有料道路法第 15 条による使用料の減免対象車に対しては同法施行令第 8 条、同法施行規則第 5 条の規定による減免比率を適用して徴収する。
- ③ 事業施行者は当事業の施設の使用料を不払いする等の不法的な使用に関する対策を樹立する際、主務官庁に必要な支援を要請することができる。

④ 事業施行者は該当の使用料を支給しない利用者に該当の使用料に追加で有料道路法が定めている付加使用料を賦課することができる。主務官庁はこれに必要な行政的な支援をする。

第 52 条 (使用料の精算)

① 主務官庁は本道路が高速道路等の他の有料道路と接続されて連携される場合、本道路の交通管理体系、使用料徴収方式などを連携道路と同等な水準で構築・運営するよう要求することが可能であり、事業施行者はこれを従わなければならない。また、主務官庁で使用料体系の連携を要求する場合、これに対して積極的に協力し、使用料は協約当事者の間の合意を経て決定する。

② 本道路と連携された道路区間と使用料を統合して徴収する場合、事業施行者は韓国道路公社等の連携道路運営者と別途の協約を締結して使用料徴収及び精算方法等を決定する。

第 8 章 主務官庁の支援に関する事項

第 53 条 (財政支援)

① 当協約の締結当時、主務官庁が総事業費の一部とする建設補助金を事業施行者に 0000 年 0 月 0 日の不変価格を基準として 00 億ウォン支給する。建設補助金の支給日程は <別表 0>(建設補助金支給日程)のようである。

② 主務官庁は第 1 項による建設補助金を分期別に<別表 0>[建設補助金支給日程]で決められる日程通りにする。ただ、工事遂行の累計実績工程率(累計計画工程率対比累計実績工程の割合)により事業施行者が支給を申し込んだ日から 90 日以内に補助金を支給する。建設補助金を支給する際には 0000 年 0 月から支給対象の半期の直前半期末までの消費者物価指数の変動分を適用した金額を支給する。但し、主務官庁は実際の工程率が計画公正率を超過する場合、該当年度の予算の範囲で超過された工程に対する建設補助金を先の支給することができる。

③ 主務官庁は第 2 項による累計実績工程が累計計画工程に達せず予定された建設補助金の支給を留保した場合、不足していた工程が挽回されたと確認された半期の建設補助金の支給の際留保されていた建設補助金を支給しなければならない。

④ 事業施行者が本条第 2 項により建設補助金の支給申請をしに関わらず、当半期に対する建設補助金が支給期間まで支給されない場合、主務官庁は支給期限の翌日から実際支給日までの基準利率を適用して算定した遅延利息を加算して支給する。

⑤ 第 2 項にも関わらず、事業施行者の帰責事由で事業施行者が第 22 条(工程管理) 第 4 項により提出した不振工程挽回対策を履行することができない場合、主務官庁は実績工程率と関係なく該当半期に支給される予定の建設補助金の全額(全半期末支給金額+金半期支給金額)の支給を留保することができる。

⑥ 第 3 項及び第 5 項により支給が留保された建設補助金を支給するに当たって、留保された期

間の間の消費者物価指数変動分を反映しない。

第 54 条 (行政的支援)

- ① 当事業の施設のための都市計画施設決定, 実施設計に対する技術審議などの必要な行政的手続き(交通影響評価の協議, 環境影響評価の協議などを含む)は主務官庁が推進し, 当事業の施設の工事と関連する許認可等は事業施行者が推進して主務官庁は必要な場合これに協調する。
- ② 事業施行者は第 1 項の規定による主務官庁の許認可など行政支援の結果と関係なく事業施行者の義務である事項に対しては免責されない。

第 55 条 (事業敷地の提供)

- ① 主務官庁と事業施行者は当事業の施設の建設に必要な敷地の所要計画と補償日程及び敷地の引渡日程に対して事前に協議する。
- ② 主務官庁は実施計画及び工程計画による事業施行者の当事業の施設の建設と運営に必要な本事業の敷地を、補償が必要ない部分に対しては関連手続きが完了した後すぐに、補償が必要な部分に対しては補償手続きが完了した後すぐの事業施行者に提供する。主務官庁が本事業の敷地を提供するに当たって事業施行者が事業期間の間諸税公課金及び担保権の負担なしに敷地に対する占有権, 無償使用権及びその他当協約により事業施行者が当事業を遂行するために必要だと認められる権利を行使するようにする。
- ③ 事業施行者は本事業の敷地に対する占有権, 無償使用権及びその他当協約によって事業施行者が当事業を遂行するために必要だと認められる権利を取得して行使するにあたり、法的, 事実的な負担, 制約があるのかを事前に法律的な実写などを通じて確認し、実査結果発で発見された法的, 事実的な欠点を主務官庁にすぐに書面で通知しなければならない。
- ④ 事業施行者は当事業の遂行することで [] に差し支えを齎らさないように努力しなければならない。
- ⑤ 事業施行者は当協約の締結際自分に賦課されると予想される除税公課金などを調査して総事業費に反映し、抜け漏れがあった諸税公課金がその後発見される場合、その諸税公課金は事業施行者の負担にする。但し、当協約の締結際の諸税公課金関連法令等がなかった場合、諸税公課金関連法令等の規定により諸税公課金の金額を算定することができなかった場合など、または当協約の締結際に事業施行者が諸税公課金などを調査して総事業費に反映することができなかった合理的な理由がある場合には例外とする。
- ⑥ 主務官庁は事業期間の間、事業施行者との協議なしに本事業の敷地を処分したり、その他の権利を設定することができない。また、主務官庁が公共の目的に本事業の敷地の一部を使用する場合には事業施行者と事前に協議をする。
- ⑦ 事業施行者は当協約に明示された用途を以外にその他の目的で本事業の敷地を使用することはできない。但し、公益的な目的等の事由で主務官庁の承認を受けた場合には例外とする。

⑧ 当協約の規定により当事業の敷地が事業施行者に提供されない場合、延長された期間と該当する期間を工期に延長して反映する。

第 56 条 (補償業務)

① 事業施行者は本事業の敷地の土地など(土地、物件及び漁業権などの権利を含む)の収容または使用と関連した土地の買収業務・損失補償業務及び移住対策事業などの施行を主務官庁に委託する事にする。

② 主務官庁は第 1 項により事業施行者から委託された業務の施行を自ずからの費用と責任で遂行する。

第 57 条 (政府支援施設の適期竣工)

① 主務官庁は事業施行者の当事業の遂行に差し支えがないように主務官庁の負担で別表 00(政府支援施設工事)に明示された施設を適切な時期までに竣工しなければならない。

② 第 1 項による施設の不備で当事業の施設を正常に運営することができず事業施行者の使用料に損失が発生する場合、主務官庁は協約に基づき支援施設の予想需要にあたる使用料収入を事業施行者に支給するとか、当金額の代わりに使用料または管理運営権設定期間の調整をすることが可能である。但し、支援施設の適切な時期までに竣工されなかったにもかかわらず実際の交通量が協約上の推定の通行量を超過した場合には例外とする。

第 58 条 (投資危険分担のための財政支援及び支援金の還収)

① 当事業の投資危険分担金は <別表 0>(投資危険分担金)のようである。

② 主務官庁は民間投資法、民間投資法施行令、民間投資事業基本計画などにより毎年の運営年度の付加価値税を除いた実際の運営収入が当事業の投資危険分担金に達していない場合、第 4 項もしくは第 6 項に決めた方式に従ってその不足額を事業施行者に支給する。但し、実際の運営収入が投資危険分担金の 50% 未満の場合は該当運営年度の不足分(投資危険分担金と実際の運営収入の差額)に対しては財政支援しない。

③ 毎年の運営年度の付加価値税を除いた実際の運営収入が投資危険分担金を超過する場合、主務官庁は第 4 項もしくは第 6 項に決めた方式に従って既に支給した投資危険分担財政支援金を限度としてその超過額を還収する。

④ 第 2 項及び第 3 項による財政支援及び財政支援金還収を決めるために事業施行者は事業年度の財務諸表が確定される定期株主総会日から []ヶ月以内に決算が完了した運営収入現況などに関する資料を主務官庁に提出しなければならない。

⑤ 主務官庁は事業施行者が第 4 項に基づき資料を提出した日から []日以内に関連資料を検討して財政支援または財政支援金還収金額を定める。

⑥ 主務官庁は第 5 項により財政支援金が確定される場合、当確定日から []日以内に財政支援金を支給し、事業施行者は第 5 項により財政支援金還収金額が確定される場合、当確定日から

[]日以内に還収金額を支給しなければならない。

- ⑦ 主務官庁または事業施行者が第 6 項に基づき支給日が含まれた当該年度の 12 月 31 日まで財政支援金または財政支援金還収金額を支給しない場合、その翌日から実際の支給完了日までの期間に対して該当の財政支援金額または財政支援金還給金に基準利率を適用した遅延利息を加算して支給しなければならない。
- ⑧ 第 2 項により財政支援金が支給される場合、これによって事業施行者の法人税など負担が発生しても追加的な金銭的支援はしない。

第 58 条-2 (超過使用料収入の還収)

① 運営開始日(早期竣工の場合竣工予定日)から []年間の毎年の運営年度の付加価値税を除いた実際の使用料収入が還収基準の使用料収入を超過する場合、事業施行者はその超過額を主務官庁に還付する。但し、協約当事者が認める場合、その内容に代わり次の各号の方法で処理することが可能である。

1. 当協約により主務官庁が事業施行者に支給する予定の金額で、移行期間が渡来した金額に充当
 2. 使用料の水準を適正な水準に維持または引下げの必要がある場合、使用料引下または管理運営権設定期間の短縮
- ② 超過使用料の収入還収と関連して第 58 条第 4 項もしくは第 7 項を準用する。

第 58 条-3 (需要危険の処理)

本施設の利用による実際の発生需要が当協約で決めた当施設の予測需要と差がある場合、当協約でこれに関して新たに定めない限り、これによる責任と危険は事業施行者にある。

第 9 章 危険分担に関する事項

第 59 条 (危険配分の原則)

- ① 本事業と関連して発生もしくは発生する恐れがある危険はその危険に対する帰責当事者が負担することにする。
- ② 不可抗力事由による危険の場合は一次的には関連保険で処理し、保険で処理されない部分に対しては当協約に基づきそれぞれの分担率を決める。
- ③ 第 2 項に基づいて各事由の性格にあった危険分担率を決定する際、その危険の発生した理由がとちらの協約当事者の行為または権限及び支配の範囲に近接したのか基準とする。

第 60 条 (事業施行者の帰責事由及び処理)

- ① 次の各号の事由は当協約の解釈に基づき事業施行者の帰責事由としてみなすが、これら事由に限定しない。

1. 事業施行者が法令または当協約に決めた事項を重大に違反したり、民間投資法第 46 条(法令違反などに対する処分)による主務官庁の処分または命令を違反した場合
 2. 当事業の施設に対する重大な不実施工により事業の継続的な推進が公共の利益に符合しないと判断される場合
 3. 事業施行者に対して法廷の確定判決により破産の宣告がある場合
 4. 事業施行者が株主総会の決意により解散及び清算を決めた場合(合併の場合は例外とする。)
 5. 主務官庁の帰責事由や不可抗力の事由以外の事由で当事業のための財源(自己資本及び他人の資本)の調達投入が実現されなかった事により当事業の遂行が不可能だと認められる場合
 6. 実施計画承認の際に決めた期限内に正当な事由なしに工事に着手しなかったり、工事着手後事業施行を引き延ばすもしくは忌避して事業の継続的な施行が不可能だと認められる場合
 7. 第 18 条(実施計画の承認) 第 1 項で決めた期間内に実施計画の承認申請をしない場合
 8. 正当な事由なしに当協約による当事業の施設の維持管理及び運営の開始を 0 ヶ月以上引き延ばすもしくは管理運営権設定の期間の間 0 ヶ月以上維持管理及び運営を忌避して当事業の継続的な施行が不可能だと認められる場合
- ② 第 1 項に決めた事由が発生する場合、これによる事業施行者の追加費用や収入損失に対しては総事業費の変更が認められない。

第 61 条 (主務官庁の帰責事由及び処理)

- ① 次の各号の事由たちは当協約の解釈に基づき事業施行者の帰責事由としてみなすが、これら事由に限定しない。
1. 事業施行者の帰責事由や不可抗力事由ではない理由で主務官庁が当事業の施設及び施行権を没収した場合。これは民間投資法第 47 条(共益のための処分) 第 1 項第 1 号, 第 2 号による没収または事業施行者の指定取り消しを含む。
 2. 主務官庁の敷地の提供, 補償業務, 支障物処理などの遅延による工事の着手または施行が遅延される場合
 3. 当事業の実施計画承認及び変更に関する許認可の協議義務を含む行政処理の遅延など当協約及び関連法令に定めた主務官庁の明示的な義務事項を正当な理由のなしに不履行するか違反する場合
- ② 第 1 項に決めた事由が発生する場合、主務官庁は建設期間中その治癒及び回復に必要な期間に該当する期間ほど工事着手の時期で延期するとかもしくは工期を延長し、事業施行者に実際に発生した費用を補償し管理運営権の設定期間中に発生した損失に対して事業施行者に償うようにする。

第 62 条 (不可抗力事由及び処理)

- ① 事業期間の中、当協約の解釈に当たり、不可抗力事由の内非政治的な不可抗力事由及びこ

れと同等に扱われるをする事由(“非政治的不可抗力事由”)は次各号のようである。

1. 地震, 洪水, 津波, 火事, 火山爆発, 山崩れ, 台風, 飛行機衝突などによる災害
2. 全国的または社会産業全般のストライキ
3. 国家信用度, 利率, 為替などの急激な変動及びその他これと類似の経済環境の急激な変動と当事業環境の急激な変更により資金の借り入れ契約の締結が不可能であったりもしくは事業施行者の当事業の収益性に明確な悪影響を及ぼす場合
4. 民間投資法, 民間投資法施行領, 民間投資事業基本計画, その他の社会基盤施設に対する民間投資政策の変更が事業施行者に直接的で明確に不利な影響を及ぼす場合(但し, 政府の要求及び方針などにより当協約で決まった使用料より低い水準の使用料を徴収することにより発生する損失は主務官庁の責任とする)
5. 第 2 項に決めた不可抗力事由及びこれと同等で扱われる事由に明示されないその他の事由は 1 号もしくは 3 号に準ずる事由

② 当協約の解釈に当たり、不可抗力事由の内政治的不可抗力事由及びこれと同等に扱われる事由(“政治的不可抗力事由”)は次各号のようである。

1. 戦争または事変, 敵国の侵攻行為及びその他のこれに準ずる事由
2. 核廃棄物, 化学または放射能による敷地の汚染
3. 暴動, テロまたはその他のこれに準ずる事由
4. 為替及び海外送金の統制及びその他のこれに準ずる事由

③ 事業期間中、不可抗力事由が発生した場合には次の各号の基準によって処理する。

1. 工事着手に邪魔されたり、工事が中断された場合、該当事由の治癒に必要な期間ほどを工事着手の時期で延長するかもしれないもしくは工期を延長し、それによる管理運営権設定の開始日を延期する。

2. 総事業費が増加したりもしくは運営の損失が発生する場合、次の各目の定めによって処理する。

ア. 非政治的な不可抗力事由による総事業費増加分または運営損失分(復旧費用と使用料収入の損失分を合計した金額を意味する)の内保険で処理されない部分に対し主務官庁は実際に発生した費用の 80%を負担する。

イ. 政治的不可抗力事由による総事業費増加分または運営損失分(復旧に必要な費用と使用料収入の損失分を合計した金額を意味する)の内保険で処理されない部分に対し主務官庁は実際に発生した費用の 90%を負担する。

ウ. 上の‘ア’号及び‘イ’号での保険は当協約で定めている保険加入の義務を履行した場合に受領可能な保険金を基準とする。

④ 不可抗力事由の処理においての主務官庁の分担分に関しては、協約当事者の協議により使用料や管理運営権設定期間の調整を通して主務官庁の負担分の支給を代替することが可能である。

⑤ 主務官庁の帰責事由、不可抗力事由の発生により事業が延長された期間中事業施行者の

貸出金または利子の支給日が来た場合、主務官庁は事業施行者が資金の借り入れ契約上の債務を履行するための財政融資または短期借入れに必要なことを協力する。

⑥ 協約当事者は不可抗力事由が発生する場合直ちにその被害に対して論議しその被害を最小化して治癒するための合理的な努力をし当事業施設の円滑な管理及び運営のための効果的な方案を模索しなければならない。

第 63 条 (不可抗力事由による請求及び異議申立)

① 協約当事者は不可抗力事由が発生した場合できるだけ早速な時期に不可抗力事由の発生及びそれによる請求内容を正確に明記し、それをその他の協約当事者に書面で不可抗力事由の発生による請求(“不可抗力事由による請求”)をする。

② 不可抗力事由による請求をされた協約当事者は請求された日から 30 日以内に書面で異議申請をすることが可能である。この場合、協約当事者は意義申込書が他方の当事者に到着した日から 0 日以内に不可抗力事由の発生による請求の内容に関する合議を取り、この期間内に合意されない場合には第 0 章(紛争の解決)によって処理する。

③ 第 2 項に決めた期間内に異議申請がない場合、第 1 項による不可抗力事由による請求の内容は確定されたと見なす。

第 10 章 協約の終了

第 64 条 (期間満了による協約の終了)

① 当協約は中途解約されない限り、管理運営権設定期間の満了によって終了し、この場合事業施行者の管理運営権は消滅される。

② 当協約が管理運営権設定期間の満了で終わる場合、事業施行者は次の各号の事項を履行しなければならない。

1. 事業施行者は管理運営権設定期間の満了日の 1 年前に主務官庁または主務官庁が指定する者と共同で当事業施設に対する点検を実施し、管理運営権設定期間の満了日に当事業の施設の運営設備及びそれに関する各種の資料を含む管理運営権の対象である事業施設すべてを主務官庁に無償で引き継ぐ。

2. 第 1 号による点検結果、当事業の施設の正常な機能維持のために修理と補修が必要とされる場合には管理運営権設定期間の満了の時まで事業施行者の費用でその修理または補修をしなければならない。

3. 第 1 号で事業施行者が主務官庁に無償で引き継ぎをする維持管理及び運営のための施設などの範囲は別表 00(管理運営権の引き継ぎ)と同様である。

③ 第 2 項によって引き継いだ当事業の施設を主務官庁が正常に維持管理及び運営をするために、事業施行者は主務官庁に当事業の施設などの維持管理及び運営に必要な事項を説明し、事業施行者が利用した維持管理及び運営に関する要領などの資料を提供するなどの必要な協力をする。

第 65 条 (中途解約による協約の終了)

① 主務官庁による解約 - 第 61 条(事業施行者の帰責事由及びその処理)に決めた事業施行者の帰責事由が発生する場合、主務官庁は本条に基づき事業施行者に書面で通知することで当協約を解約と事業施行者指定の取り消しまたは管理運営権の抹消などのその他必要な処分ができる。

② 事業施行者による解約 - 次の各号の場合事業施行者は本条に基づき主務官庁に書面で通知することで当協約を解約することができる。

1. 第 61 条(主務官庁の帰責事由及びその処理) 第 1 項第 1 号の事由が発生する場合
2. 第 61 条(主務官庁の帰責事由及びその処理) 第 1 項第 2 号, 第 3 号の事由が発生して事業施設の工事または運営が 6 ヶ月以上延期または中断される場合
3. その他当協約に定めに基づき事業施行者から管理運営権設定期間の調整などの措置を取ることがを要請する書面通知を受けてからも主務官庁が正当な理由なしにこれに関する必要な措置を取らず事業施行者がそれに対する是正を要求する書面通知を発送した場合。また、主務官庁がその通知を受領した日から 120 日以内にその事項が是正されない場合

③ その他の事由による解約 - 次の各号の場合協約当事者は本条に基づき相手の当事者に書面通知をすることで当協約を解約することができる。

1. 第 62 条(不可抗力事由及びその処理)に決めた不可抗力事由が発生した場合
その協議開始日から 00 日以内に合意に至らなかった場合
2. 文化財と関連して考古学的な作業や危険物発見により予防策または中和策が施行されて該当の事由が発生した地域以外の地域の工事が完了されたにも関わらず当事者が是正されないことにより該当の地域工事の進行または当事業の管理及び運営が 1 年以上遅滞されたりある協約当事者が自ずからの義務の重大な部分を 1 年以上履行が不可能となる場合
3. 事業施行者指定日から 00 ヶ月以内に資金の借入れ契約を締結することができない場合、または資金の借入れ契約が当契約の期限前に終了(または解約)し 6 ヶ月以内に代替の資金提供者を探せない場合。但し、当事者が主務官庁の帰責事由に起因した場合には事業施行者が、事業施行者の帰責事由による場合には主務官庁がそれぞれ解約を通知することができ、協約当事者の責任でない事由による場合には協約当事者は相手の当事者に解約を通知することができる。

④ 本条により協約当事者が当協約を解約するためには、協約当事者が問題解決のために最善の努力をつくしたにも関わらず当事業の持続的に遂行が事実上不可能だと判明される場合を前提にし、これに関する立証の責任は当協約を解約する者が負担する。

⑤ 本条により解約権を持つ協約当事者(“解約権者”)は本条定めた協約の解約事由が発生した場合、関連資料を添付して解約事由の発生事実と 90 日以内の期間(“治癒期間”)を設定し、該当の事由の治癒を要求するか治癒のための協議を書面で要請しなければならない。治癒期間内に該当の事由が治癒されないもしくは治癒のための合意に至ることができない場合、解約権者は

相手の当事者に書面で解約を知らせることができ、解約の効力は解約通知の到達と同時に発生する。但し、第 73 条(事業施行者の変更)による事業施行者の変更に関する手続きが進行される間には解約権者は解約通知を留保する。

⑥ 事業施行者に付与された当協約の解約に関する権利とは別に、事業施行者は民間投資法第 59 条(買収請求権)の規定によって主務官庁に買収請求をした場合、主務官庁の買収請求認定通知が事業施行者に到達した日に当協約は解約されたと見なす。

第 66 条 (協約解約の際の効果)

① 第 65 条(中途解約による協約の終了)の規定によって当協約が解約される際には、解約時点で当事業の施設(建設期間中の場合気成部分)は直ちに主務官庁に帰属され、事業施行者の権利、権限などの消滅及び管理運営権も抹消される。

② 事業施行者は事業施行者が当事者である契約を主務官庁が承継する事になった場合、できるだけ早速に承継が成り立つように必要なすべての措置を取る。

③ 主務官庁は事業施行者に対価の支給なしにすべての備品、構造物、設備、固定及び移動式設備、またはコンピューターハードウェア及びソフトウェアとその他すべての動産と予備部品の在庫を含む事業施行者が所有した資産及び当事業の施設と関連して保有もしくは使用中のすべての事業施行者の権利と資産を取得、引き取る。

④ 事業施行者は当協約が解約された場合、本事業と関連したすべての文書及び記録、建設図面と維持管理及び運営計画書を主務官庁に提供する。

⑤ 事業施行者は当協約が解約された場合、主務官庁が指定する者と共同で当事業の施設に対する実体調査及び点検を遂行して適切な措置を取った後当事業の施設を主務官庁に移転する。

第 67 条 (解約の際の支給金の算定)

① 協約当事者は解約の効力発誕生日から 30 日以内に合意による別表 0(解約の際の支給金)に下で気解約の際の支給金を設定する。但し、第 58 条第 3 項によって主務官庁が還収する財政支援金の内未還収された金額がある場合、該当の未還収金額は解約の際に支給金で差引する。

② 第 1 項による合意が行われない場合には当事者間の合意を経て専門機関を指定し解約の際の支給金を算定するようにする。

③ 第 2 項によって選定された専門機関は選定された日から 00 日以内に第 4 項に基づき解約の際の支給金を算定してこれを協約当事者に書面で知らせなければならない。

④ 専門機関により解約の際の支給金を算定する場合、その費用は帰責事由を発生させた当事者が全額負担し、不可抗力的事由による解約の場合には協約当事者が同等で分担する。

⑤ 解約の際の支給金に関して専門機関が算定した金額に対して異議がある場合、第 12 章(紛争の解決)の手続きに従う。

⑥ 当協約により主務官庁が事業施行者に支給する解約の際の支給金は次の各号と一緒に調整する。

1. 当協約の解約と関連して事業施行者が当事業の施設などに関するある保険金を受領した場合があり事業施行者が当保険金の全てまたは一部を当事業の施設の復旧に投入せず保有する場合、当保有金額に相当する金額を控除する。但し、当協約で定めている保険加入義務を履行した場合受領可能な保険金を基準とする。
2. 当協約が解約された場合、事業施行者が債券金融機関等に償還完了できなかった債務を主務官庁が関連法令によって免責的に引き受けるかもしくは第3者を事業施行者と指定して免責的に引き受けるようにした場合、主務官庁または第3者が免責的に引き受けた債務額に相当する金額を控除する。但し、第3者を事業施行者と指定する場合には事前に債券金融機関等と協議しなければならない。

第 68 条 (解約の際の支給金の支給方法)

- ① 主務官庁は当協約第 67 条(解約の際の支給金の算定)に基づいて算出された解約の際の支給金を事業施行者に支給する。但し、事業施行者が資金の借り入れ契約により調達した金額の内、解約日現在の未償還の元利金がある場合、主務官庁はこれを資金の借り入れ契約(等)上の正当な債権者に直接支給することができる。主務官庁は解約の際の支給金に対して解約日から 30 日以内に解約の際の支給金を支給しない場合、その不払い解約の際の支給金に対して解約日から 00 日が経過した翌日から実際支給日まで基準利率で計算した利子を加算して支給しなければならない。
- ② 第 1 項の場合、主務官庁は関連法令上または別途に持つことが可能な相計権に追加して当協約上の事業施行者から支払う予定の金額と主務官庁が事業施行者に支給する予定の金額は事業施行者に通知した後上湊することができる。

第 69 条 (買収請求権)

- ① 事業施行者は民間投資法第 59 条及び同法施行領第 39 条によって次の各号の事由が発生する場合、事業施行者は同法施行領第 40 条が決めた手続きによって主務官庁に当事業の買収を要請することができる。
 1. 天災地変・戦争など不可抗力的な事由によって 6 月以上工事が中断もしくは総事業費が 50 パーセント以上増加した場合
 2. 天災地変・戦争など不可抗力的な事由によって 6 月以上施設の運営が中断もしくは施設の補修または再施工費が最初の総事業費の 50 パーセントを超過した場合
 3. 実施協約で決めた国家または地方自治体の履行事項を正当な理由なしに該当の事由の発生を通報された日から 1 年以上履行しなかったり、正当な理由のなしに履行しなかったことにより施設の工事または運営が 6 月以上延長もしくは中断された場合
- ② 事業施行者の買収請求による買収価額(以下“買収価額”とする)は解約の際の支給金の算定基準により事由別の不可抗力または主務官庁の帰責に準じて算定する。

第 70 条 (期間満了, 解約及び買収請求の時選管義務)

事業施行者は本協約上の管理運営権設定期間の満了, 協約の解約または買収の請求にも関わらず事業施設に対して協約上の義務または善良な管理者としての義務を果たして円満に移転させるため積極的に協力しなければならない。

第 11 章 権利の処分及び資金嶺調達

第 71 条 (譲渡及び担保の提供)

- ① 民間投資法または当協約に新たに規定された場合を除き、事業施行者は主務官庁の事前の承認なしに本協約上の権利または義務を譲渡もしくは移転することができない。
- ② 当事業の施行と関連した資金を調達する必要な場合、事業施行者は債券金融機関等に当協約, 管理運営権及び設計, 工事などの請負契約上の権利及び義務, 動産, 収入, 銀行口座, 知的財産またはその他の権利及び資産を譲渡もしくはこれに対して担保を設定することができる。但し、本協約上の権利及び管理運営権に対する担保設定のためには主務官庁から事前に承認を受ける事にする。

第 72 条 (事業施行者の変更)

主務官庁は事業施行者の帰責事由による解約または民間投資法第 47 条の規定によって事業施行者の指定を取り消した場合、当事業を直接施行するかもしくは新しい事業施行者を指定して継続的に施行できるようにする。

第 73 条 (出資持分の変更)

- ① 事業施行者である〇〇株式会社の出資者(以下出資予定者を含む)の構成及びその持分率は<別表 0>(〇〇株式会社出資者及び持分率)のようである。
- ② 事業施行者は全体の出資持分(以下出資予定持分含む)の内 5%以上の出資持分を持った出資者(同一企業集団内の系列企業が共同に出資しその共同出資規模が全体出資持分の 5%以上にある場合、該当の共同出資に参加した 5%未満の持分率を持った個別企業含む)がその出資持分を変更する場合、主務官庁の事前の承認を得なければならない。但し、出資者間の合併による持分率変更の場合には事業施行者はその合併の効力発誕生日から 10 日以内に主務官庁に書面で通知しなければならない。
- ③ 事業施行者は全体出資持分の内 5%未満の出資持分を持った出資者がその出資持分を変更する場合、その事実が発生した日から 10 日以内にその変更内容を主務官庁に書面で通知しなければならない。
- ④ 第 2 項及び第 3 項にも関わらず、事業施行者は竣工の際までに事業施行者の指定当時の出資持分を変更することができない。但し、出資者の破産などによって事実上の出資が困難な場合またはその他のやむを得ない事由が発生した場合には主務官庁の事前の承認で変更すること

が可能である。

第 74 条 (資金再調達の手続き)

- ① 事業施行者は当協約締結以後資金再調達(Refinancing)を推進する場合、資金再調達と関連した計画を主務官庁に事前に通報し、随時資金再調達進行の過程を報告及び協議しなければならない。
- ② 事業施行者は最大限に善意の競争を通じて公正なマーケットプライス及び条件による資金の再調達を推進し、建設期間の中資本構造変更の際には当協約に明示された自己資本の率を維持しなければならない。また、運営期間中資本構造変更の際には事業施行者の自己資本率は資金再調達当時の監査報告上の管理運営権残額の 10%以上を維持しなければならない。
- ③ 事業施行者は最終的な資金再調達内容に対して主務官庁の承認を得て、資金再調達による利益の判断のための必要な資料を主務官庁に提出しなければならない。
- ④ 主務官庁と事業施行者は資金再調達によって変更される事業施行条件を反映して合理的な期間内に実施協約を変更する。
- ⑤ 主務官庁は公共投資管理センターなど関連専門機関に資金再調達と関する事業施行者との協議を代行させることが可能である。

第 75 条 (資金再調達による利益の共有)

- ① 資金再調達がされる場合、主務官庁と事業施行者の間に資金再調達による利益を共有するとし、協約当事者間の利益共有の比率は 50:50 にする。但し、資金再調達の際に達成予想される期待収益率が実施協約上の期待収益率に満たず、運営期間の中政府の財政支援がなく、使用料の水準が財政事業の 1.2 倍以下(資金再調達時点、経常価格基準)の場合、資金再調達による利益を共有しない。
- ② 第 1 項の資金再調達による利益は「基準財務モデル」で算定される出資者の期待収益率に対比した「比較財務モデル」で算定される出資者の期待収益率増加分で測定する事とする。
- ③ 主務官庁は資金再調達による主務官庁側の共有利益を使用料の引下などの方法で使用することが可能である。
- ④ 資金再調達による利益の処理に対しては当協約で新たに定めない限り、民間投資事業基本計画及び施設の事業基本計画で規定している資金再調達関連詳細指針及び条件に従う。

第 12 章紛争の解決

第 76 条 (紛争の解決)

- ① 協約当事者は当協約と関連して発生する紛争を信義誠実の原則によって相互協議して解決するとする。
- ② 第 1 項によって解決されない紛争は当協約第 78 条(仲裁)による手続きによって解決する。
- ③ 協約当事者の合意で仲裁に回附できない場合、本協約上の紛争の合意管轄は 00 法院にす

る。

- ④ 一方の当事者が他方の当事者に支給する予定の金額に関して異意がある場合、その異意を申し立てた当事者は、異意がない金額を優先に支給する。
- ⑤ 第4項による優先支給金額は支給予定日から実際の支給日の前日までの基準利率を適用して算出された金額を加算して支給する。

第77条 (仲裁)

- ① 協約当事者は当協約もしくは当協約と関連して発生するすべての紛争に対して仲裁法及び仲裁規則によって大韓商事仲裁院の仲裁で解決するように合議することが可能である。
- ② 仲裁で使われる言語は韓国語であり、仲裁部の構成、仲裁人の選任及び仲裁手続きに関しては商事仲裁に関する韓国の法令等に従う。
- ③ 仲裁判定は特別な抗訴手段を従わず当事者に窮極的な拘束力がある。これに対して当事者は法廷やその他に管轄を持つ司法当局に対してどんな形態の抗訴や償還請求権を排除するとし、それに対する権利を放棄する。

第13章 その他の事項

第78条 (協約の変更)

- ① 当協約は協約当事者が署名(または記名捺印)した約定のみによって変更もしくは補完されることが可能である。
- ② 第1項にも関わらず、協約上の当協約締結以後に定めるようになっている項目に関しては、当協約によって当項目に関する数値が決まりこれを協約当事者が確認する場合、別途の変更協約を締結しなくての合意された数値によって当協約が変更されたと見なす。
- ③ 協約当事者は当協約締結後諸般の事情の変更によって当協約を変更する必要があると判断する場合、相手に当協約の変更を提案することが可能であり、この場合、協約当事者は当協約の変更可否に関して誠実に協議しなければならない。
- ④ 協約当事者は協約の変更可否と変更する内容を定める際、当協約締結後諸般の事情の変更によって民間投資法の趣旨、事業施行者に当協約による当事業を通じて事業収益性が確保の可否及び当協約に規定された協約当社字間の危険配分原則の維持の可否を考慮しなければならない。
- ⑤ 当事業期間中に民間投資法及び民間投資法施行領など社会基盤施設に対する民間投資関連法令及び制度が改定され、その改訂内容が当事業の円滑な運営または収益性向上などのために必要な場合、協議によって当協約を調整、変更することができる。

第79条 (協約の収益者)

当協約は協約当事者及びその承継人、許容された譲受人に対して效力を持つ。当協約のどの

条項も協約当事者及びその承継人、許容された譲受人以外の者に権利を付与したり、義務を負担する趣旨で解釈されない。

第 80 条 (主務官庁の協約の遵守義務)

主務官庁は自分やその資産または収入に対して訴訟、執行、仮処分やその他の法的手続きにおいて当協約による主務官庁の義務事項に対して統治行為などを理由に免責を主張をしないとする。また、これは取り消すことができない。

第 81 条 (一部の無効)

特定の管轄法律上の規定の違法、無効や執行不可能はその範囲のみその管轄での有効性、適法性や執行可能性に影響を与え、その他の管轄法律と本協約上または他の規定の適法性、有効性または執行可能性には影響を与えない。

第 82 条 (黙示的な条件の排除)

当協約は法律や慣習に含蓄されている保障、条件やその他の保証、協約当事者間のその他の約定、または協約当事者の間に締結された拘束力がある法的な書面約定に含まれていない陳述を明示上に排除させる。協約当事者は当協約の締結がこのように排除している保障、条件、保証、約定や陳述を根拠としてないこと認めて確認する。

第 83 条 (秘密維持)

① 協約当事者は当協約が維持される間及び当協約の解約や終了以後 5 年の間、当協約の条件と当協約を遂行しながら得られた情報を保管して相手の同意得ずに他者に当情報を提供しない。

② 第 1 項による制限は下の場合には適用されない。

1. 現在または未来のいつかの時点で公知が事実である情報の公開
2. 関連協約当事者から直接・間接的に獲得してない(公開日に書面の記録で立証されたように)協約当事者が既に知っている情報
3. 法によりその公開が要求される情報の公開
4. 仲裁、裁判または行政手続きによる情報の公開
5. 情報公開当事者の法律諮問、保険会社または金融機関などに対する情報の公開

③ 協約当事者は善意の場合には次の者に情報を公開することができる。

1. 事業施行者の系列会社
2. 協約当事者を代理する外部設計士、施工者、顧問や諮問
3. 協約当事者が当協約と関連して資金を調達する金融機関及びその諮問
4. 当協約に言及された保険証書または保険提案上の保険者

5. 協約当事者の役員、職員、代理人または下請者

6. その他の主務官庁が本事業と係わると認める関連機関

④ 第3項の公開は協約当事者が当協約や当協約によるその他の契約を履行もしくは準守し、協約上の権利を保護するとか執行するに必要な場合である。

第84条 (通知)

① 本協約上の通知や文書の送達は次の住所または協約当事者が指定する住所にする。

1. 主務官庁に対する通知

住所：受信：

電話：ファックス：

2. 事業施行者に対する通知

住所：受信：

電話：ファックス：

② 協約当事者は第1項各号で決めた住所地が変更される場合、変更された日から5日以内に協約相手にその変更された住所を通知し、当通知は協約相手に送達された時その効力が発生される。

③ “送達された時”と言うことは郵便の場合は直接該当住所に送達された時、ファックスによる場合には送信が確認される時に送達されたと見なす。但し、通知が送達された日が営業日にあたらない場合、その通知は次の営業日に送達されたことを見なす。

第85条 (言語)

① 主務官庁と事業施行者間のすべての意思交換は韓国語で行う。

② 当協約は韓国語で作成されて、韓国語以外に他の言語でも作成された場合には韓国語のものが優先的に適用される。

第86条 (準拠法)

当協約は韓国法に基づいて規律及び解釈される。

第87条 (協約の効力)

① 第6条による事業施行法人が設立される場合、本協約上の事業施行者の権利と義務は当法人にそのまま承継される。

② 当協約はその締結と同時に効力が発生して協約の終了の時まで効力を持つ。

③ 当協約当事者は当協約書0部を作成して各自の記名捺印した後それぞれ1部ずつ保管する。

0000年00月00日

[建設交通省長官] [出資予定者] [出資予定者]

山田太郎(署名) 00 会社代表 000(署名) 00 会社代表 000(署名)

参考資料 3 港湾施設管理権登録令 翻訳版

港湾施設管理権登録令

〔(他)打法改訂 2010. 5. 4 大統領令第 22151 号〕

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この令は「港湾法」第 19 条第 2 項によって港湾施設管理権と港湾施設管理権を目的にした抵当権の登録などに関して必要な事項を規定することを目的とする。〈改訂 2009. 12. 14〉

第 2 条(仮登録) 仮登録は「港湾法」(以下“法”という)第 16 条第 1 項による港湾施設管理権(以下“港湾施設管理権”と言う)と港湾施設管理権を目的にした抵当権(以下“抵当権”という)の設定、移転、変更または消滅の請求権を保全しようとする場合とする。その請求権が時期付きまたは停止条件付きの場合やその他将来に確定される場合にも同である。〈改訂 2009. 12. 14〉

第 3 条(予告登録) 予告登録は登録原因の無効または取り消しによる登録の抹消や回復の訴が申し立てられた場合にする。ただ、登録原因の取り消しによる訴に対しては、その取り消しとして善意を持つ第 3 者に対抗することができる場合に限定する。

第 4 条(登録した権利の順位) ① 一つの港湾施設管理権に関して登録した権利の順位は、他の法令に特別な規定がなければ登録の順序による。
② 登録の順序は、登録用紙の同じ区にした登録では順位番号の順序により、他の区にした登録では受付番号の順序による。

第 5 条(仮登録と附記登録の順位) ① 仮登録したものを本登録する場合、本登録の順位は仮登録の順位による。
② 附記登録の順位は、主登録の順位により、附記登録相互間の順位は、その登録の順序による。

第 2 章 登録公務員など

第6条(登録事務の停止) 登録事務を停止をせざるおえない事故が発生した場合には、国土海洋部長官はその期間を決めて登録事務の停止を命ずることができる。

第7条(登録完了の通知) 国土海洋部長官は、港湾施設管理権に対する次の各号の事項を登録した場合には、直ちにその意味を港湾施設管理権登録申請者に知らせる。

1. 港湾施設管理権の移転・消滅
2. 抵当権の設定・移転・消滅
3. 港湾施設管理権または抵当権の登録名義の表示の変更または更正

第8条(登録事務の処理) 登録事務は、国土海洋部に勤める書記官または行政事務間の中で国土海洋部長官が指定した者(以下“登録公務員”と言う)が処理する。

第3章 登録に関する帳簿

第9条(港湾施設管理権登録簿) ① 港湾施設管理権登録簿(以下“登録簿”と言う)と言う電子的処理が不可能な特別な事由がなければ、電子的処理が可能な方法で作成する。

② 登録簿は登録番号欄、表題部分及び甲・乙の2区で分けるが、表題部には表示欄と表示番号欄を置き、各区には事項欄と順位番号欄をそれぞれ置く。

③ 登録番号欄には、港湾施設管理権に関して、登録簿に登録した順序を書く。

④ 表示欄には、港湾施設管理権の表示とその変更に関する事項を書き、表示番号欄には、表示欄に登録した順序を書く。

⑤ 甲区的事项欄には、港湾施設管理権に関する事項を書き、乙区的事项欄には、抵当権に関する事項を書く。

⑥ 順位番号欄には、事項欄に登録した順序を書く。

第10条(登録簿の刻印) 登録簿には、その表紙の裏にその将帥と国土海洋部長官の職・姓名を書き国土海洋部長官の職印を押した後、各章の綴目に国土海洋部長官の烙印で割り印をする。

第11条(申請書編綴簿) 登録簿の全部または一部が滅失された場合には、申請書編綴簿を備える。

第 12 条(登録簿の保存) ① 登録簿と図面は永久に保存する。

② 申請書やその他の附属書類は申請書受付日から 10 年間保存しなければならない。ただ、申請書編綴簿に編綴した書類の保存期間は第 49 条第 1 項により登録簿に書いた日から起算する。

第 13 条(謄本または抄本の交付及び閲覧請求) 登録簿の謄本または抄本の交付及び閲覧を請求したい者は、国土海洋部令の定めにより、手数料を出さなければならない。ただ、国家または地方自治体が請求する場合には例外とする。

第 14 条(登録簿の滅失) 登録簿の全部または一部が滅失された場合には、国土海洋部長官は、3 ヶ月以上の期間を決めてその期間内に登録の回復を申請する者はその登録簿での従来順位を保有するという意味を告示する。

第 15 条(登録簿の閉鎖) ① 登録簿を全部新しい登録簿に書き写す場合には、旧登録簿を閉鎖する。

② 閉鎖した登録簿は閉鎖日から 30 年間保存する。

第 4 章 登録手続き

第 1 節 通則

第 16 条(申請) ① 登録は、この令で他の規定がなければ、管理庁の囑託または当事者の申請によって行う。

② 囑託による登録の手続きは、申請による登録手続き規定を準用する。

第 17 条(登録申請者) 登録の申請は、登録権利者と登録義務者またはその代理人でなければならない。

第 18 条(登録権利者の登録申請) 次の各号の一つに該当する場合には、登録権利者単独で登録または仮登録を申請することができる。

1. 判決がある場合
2. 相続または法人の合併がある場合
3. 仮登録義務者の承諾がある場合
4. 登録義務者の行方不明により除権判決を得た場合

第 19 条(登録名義者の登録申請) 次の各号の一つに該当する場合には、登録名義者単独で登録を申し込むことができる。

1. 港湾施設管理権の表示に関する事項の変更
2. 登録名義者の表示の変更または訂正
3. 権利の放棄による抹消
4. 仮登録の抹消
5. 港湾施設管理権の分割または合併

第 20 条(法人ではない社団・財団の登録申請) ① 宗中、門中、その他の代表者や管理人がいる法人ではない社団や財団に属する港湾施設管理権の登録に関しては、その社団または財団を登録権利者または登録義務者にする。

② 第 1 項の登録は該当の社団または財団の名義でその代表者または管理人が申し込む。

第 21 条(港湾施設管理権の設定の登録申請) 港湾施設管理権の設定の登録申請は法第 9 条第 2 項により港湾工事の施行許可を受けた者がする。

第 22 条(滞納処分による押留の登録) ① 滞納処分による押留の登録を嘱託する場合には、官公署は登録名義者または相続人を替えて港湾施設管理権の表示、登録名義者の表示の変更・訂正または相続による権利移転の登録を国土海洋部に嘱託する。

② 第 1 項の登録に関しては、第 32 条、第 36 条、第 3 項、第 42 条第 3 項及び第 44 条の第 1 項を準用する。

第 23 条(公売処分による権利移転の登録) 官公署の公売処分による権利移転の登録は、登録権利者の請求によりその官公署が直ちに嘱託書に登録原因を証明する書面を添付し国土海洋部に嘱託する。

第 24 条(仮登録) 仮登録は、申請書に仮登録義務者の承諾書または仮処分命令の定本を添付し仮登録権利者が申し込むことができる。

第 25 条(予告登録) 予告登録は、第 3 条による訴を修理した裁判所がその職権により直ちに嘱託書に訴状の謄本または抄本を添付して国土海洋部に嘱託する。

第 26 条(登録申請書類) ① 登録を申し込む場合には、申請書に次の各号の書類を添付する。

1. 登録原因を証明する書類
2. 登録義務者の権利に関する登録証明書
3. 登録の原因に対して第3者の承諾または同意を要する場合には、これを証明する書類
4. 代理人が登録を申し込む場合には、その権限を証明する書類
5. その他、この令で定めている書類

② 第1項 第1号による登録原因を証明する書類が執行力のある判決書の場合には、第1項 第2号及び第3号で定めている書類を提出する必要がない。

③ 次の各号の一つに該当する場合には、その事実を確認するために必要ならば登録公務員は「電子政府法」第36条第1項による行政情報の共同利用を通じてその事実を証明する「家族関係の登録などに関する法律」による基本証明書または法人登記簿謄本を確認しなければならない。ただ、申請者が確認に同意しない、もしくは行政情報の共同利用を通じて確認できない場合には、これを提出、もしくは次の各号の事実を証明できる書面を添付する。〈改訂 2010.5.4〉

1. 登録の原因が相続、法人の合併、その他の包括承継の場合
2. 登録名義者の表示の変更または訂正の登録を申し込む場合

第27条(申請書の記載事項) 申請書には次の各号の事項を書いて申請者が署名捺印する。

1. 港湾施設の種類
2. 港湾施設管理権が設定された施設
3. 港湾施設管理権の存続期間
4. 港湾施設の新設・改築に投資された費用の総額
5. 港湾施設管理権によって取り立てる使用料の総額
6. 申請者の姓名または住所(法人の場合にはその名称・住所及び代表者の姓名)
7. 登録の原因及びその発生日
8. 登録の目的
9. 申請年月日
10. その他、この令で定める事項

第28条(権利消滅の約定がある場合) 登録原因に登録目的である権利の消滅に関する約定がある場合には、申請書にその約定事項を書かなければならない。

第29条(登録権利者が多数の場合) 登録権利者が2人以上の場合には、申請書にその持分を書かなければならない。登録する権利が合有の場合にもその意味を申請書に書かなければならない。

第 30 条(登録原因証書がない場合) 登録原因を証明する書類がはじめからなかったり、これを提出することができない場合には、申請書の副本を提出する。

第 31 条(登録証明書滅失の場合) 登録義務者の権利に関する登録証明書が滅失された場合には、申請書に滅失の事由を書いて提出し、登録公務員は登録義務者が本人であることを確認した後登録する。

第 32 条(債権者代位権による登録) 債権者が「民法」第 404 条により債務者を代位して登録を申し込む場合には、申請書に債権者及び債務者の姓名及び住所(法人の場合にはその名称・住所及び代表者の姓名)と代位の原因を書いて代位の原因を証明する書類を添付する。

第 33 条(申請書の受付) ① 登録公務員は申請書を受け付けた場合には、申請書受付台帳に受付年月日、受付番号、登録の目的及び申請者の姓名(法人の場合にはその名称)、その他必要な事項を書く。ただ、一つの港湾施設管理権に関して同時にいくつかの申請がある場合には、同じ受付番号を書く。

② 申請書受付台帳の書式は国土海洋部令で定める。

第 34 条(登録の順序) 登録公務員は受付番号の順序によって登録をしなければならない。

第 35 条(申請の閣下) 登録公務員は次の各号の一つに該当する場合には、理由を書いた書面で申請を閣下する。ただ、申請の欠陥が補正可能な場合には、申請者が 1 勤務日以内にこれを補正した場合にはそうとしない。

1. 申請内容が登録する事項ではない場合
2. 申請書の内容が不明確な場合
3. 申請書に書いた港湾施設管理権または抵当権の表示が登録簿と一致しない場合
4. 申請書に書いた登録義務者の表示が登録簿と一致しない、もしくは申請者が登録名義者の場合その表示が登録簿と一致しない場合
5. 申請書に書いた事項が登録原因を証明する書類と一致しない場合
6. 申請書に必要な書類を添付してない場合

第 36 条(登録の記載事項) ① 表示欄に登録をする場合には、申請書の受付年月日、登録の目的、その他申請書に書かれた港湾施設管理権の表示に関する事項を書き、登録公務員がはんこを押す。

- ② 事項欄に登録をする場合には、申請書の受付年月日、受付番号、登録権利者の姓名または名称と住所及び事務所所在地、登録原因とその年月日、登録の目的、その他申請書に書かれた登録する権利に関して書き、登録公務員がはんこを押す。
- ③ 第 32 条による申請により登録をする場合には、第 2 項に規定されたこと以外に、事項欄に債権者の姓名または名称・住所または事務所所在地と代位原因を書く。

第 37 条(番号の記載) ① 表示欄に登録をする場合には、表示番号欄に番号を書き、事項欄に登録をする場合には、順位番号欄に番号を書く。

② 簿記による登録の順位番号を書く場合には、主登録番号を使い、その番号の下に附記号数を書く。

第 38 条(仮登録の記載) 仮登録は、登録用紙の中で該当区の事項欄に書き、下は余白で置く。

第 39 条(仮登録後の本登録の記載) 仮登録をした後、本登録の申請がある場合には、仮登録の下の余白に本登録事項を書かなければならない。

第 40 条(権利変更登録) 権利変更の登録に関して登録上の利害関係がある第 3 者がいる場合には、申請書にその承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付した場合のみ簿記によりその登録をし、変更前の登録事項は赤い線で消す。

第 41 条(登録名義者の変更登録の記載) 登録名義者の表示の変更または訂正の登録は簿記により、変更または訂正の前の表示は赤い線で消す。

第 42 条(登録証明書の交付) ① 登録公務員は、申請による登録を終えた場合には申請書の副本に受付年月日、受付番号、表示番号または順位番号、登録年月日及び登録完了の意味を書いた後、国土海洋部長官の職印を押して登録権利者に渡す。

② 登録公務員は、職権または囑託により登録を終えた場合には第 1 項に準じて作成した書面を登録権利者に渡す。

③ 登録公務員は、第 32 条による申請により登録を終えた場合には、第 1 項の書面を債権者に渡し、登録完了の意味を登録権利者に知らせる。

第 43 条(囑託登録の場合の登録証明書の交付) 官公署が登録権利者のために登録を囑託して国土海洋部から登録証明書を交付された場合には、直ちにこれを登録権利者に渡す。

第 44 条(訂正登録) ① 登録公務員が登録を終えた後、その登録に対して違い、または抜けた部分があることを見つけた場合には、直ちにその事実を登録権利者と登録義務者に知らせて、登録上の利害関係がある第 3 者がいなければ国土海洋部長官の許可を受けて登録の訂正をした後、その意味を登録権利者と登録義務者または第 32 条による債権者に知らせる。

② 登録の訂正をする場合には、第 40 条を準用する。

第 45 条(回復登録) ① 抹消された登録の回復を申し込む場合に登録上の利害関係がある第 3 者がいる時には、申請書にその承諾書またはこれ対抗することができる裁判の謄本を添付する。

② 回復登録の申請により登録を回復する場合には、回復の意味を書いて、抹消された登録のような登録をしなければならない。ただ、一部が抹消された場合には、簿記によりもう一度その事項を登録しなければならない。

第 46 条(滅失された登録簿の回復登録) ① 第 14 条による登録簿滅失の場合には、登録権利者単独で回復登録を申し込むことができる。

② 第 1 項により申請をする場合には、申請書に前登録の順位番号、申請書受付年月日及び受付番号を書いて、前登録の登録証明書を添付する。

③ 第 1 項による申請により登録をする場合には、登録用紙の中の登録番号欄にその登録簿の登録順序による新しい番号を書き、表示欄に港湾施設管理権の表示をして該当区順位番号欄に前登録の番号を書き、事項欄に前登録の申請書受付年月日と受付番号を書く。

第 47 条(申請書編綴簿の編綴) ① 第 14 条により決めた期間中に受け付けた新しい登録の申請書は、受付番号の順序によって申請書編綴簿に編綴する。

② 第 1 項により編綴した時には、登録する事項に関してはその編綴の時に登録があることのような効力がある。

第 48 条(編綴証明書) ① 登録公務員が第 47 条第 1 項による編綴を終えた場合には、第 42 条を準用して編綴証明書を交付する。

② 申請書に登録証明書を添付しなければならない場合には、第 1 項による編綴証明書を添付することで替える。

第 49 条(申請書編綴簿からの登録簿への記載) ① 第 14 条により決めた期間が終われば、直ちに第 47 条第 1 項の申請書編綴簿に編綴された申請書に従って登録簿に書く。

② 第 1 項の場合には、表示欄と事項欄にした登録の末端の部分に第 47 条第 1 項の編綴された申請書により登録をした意味とその年月日を書き、登録公務員がはんこを押す。

第 50 条(登録証明書の交付) ① 第 49 条第 1 項によって登録簿に書いた場合には、当事者に登録証明書を交付するという意味を知らせて、回復した登録の同じ項により書いた登録が一致しない場合には、同時にその意味も知らせなければならない。

② 当事者が登録証明書の交付を申請する場合には、第 48 条第 1 項による編綴証明書を添付する。

③ 第 2 項の申請がある場合には、第 42 条を準用する。

第 51 条(新しい登録用紙への記載) ① 登録用紙の中で表題部または甲・乙区に登録する余白がない場合には、追加用紙を仮綴して、その用紙が表題部または甲・乙区の第 2 であることを表示しなければならない。2 枚以上を仮綴する場合にもここに準ずる。

② 登録を書き写す、もしくはコピーする場合には、現在效力ある登録のみを書き写す、もしくはコピーしなければならない。

第 2 節 港湾施設管理権

第 52 条(港湾施設管理権の一部移転) 港湾施設管理権の一部移転登録を申請する場合には、申請書にその持分を表示して、登録原因に「民法」第 268 条第 1 項端緒の約定がある場合には、これを書かなければならない。

第 53 条(一部分割の登録) ① 甲の港湾施設管理権を分割してその一部を港湾施設管理権にした場合に分割の登録をする時には、登録用紙の中の登録番号欄に番号を書いて、表示欄に分割により何号の港湾施設管理権登録用紙から書き写した意味を書く。

- ② 第1項により書き写した場合には、甲の港湾施設管理権の登録用紙の表示欄に残りの部分の表示をして、分割により他の部分を何号の港湾施設管理権の登録用紙に書き写した意味を書いた後、以前の表示とその番号を赤い線で消す。
- ③ 第1項の場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄に甲の港湾施設管理権の登録用紙から港湾施設管理権または抵当権に関する登録をコピーして、抵当権に関する登録に甲の港湾施設管理権と同様にその権利の目的になるという意味と申請書受付年月日と受付番号を書いた後、登録公務員がはんこを押す。
- ④ 甲の港湾施設管理権の登録用紙から乙の湾施設管理権の登録用紙に抵当権に関する登録をコピーした場合には、甲の港湾施設管理権の登録用紙の中でその権利に関する登録にを港湾施設管理権と同様にその権利の目的になるという意味を簿記する。
- ⑤ 申請書に抵当権の登録名義者がを港湾施設管理権に関してその権利の消滅を承諾したことを証明する書類またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付した場合には、甲の港湾施設管理権の登録用紙の該当権利に関する登録にその意味を簿記する。

第54条(抵当権の移転を目的とする分割登録) ① 甲の港湾施設管理権を分割してその一部を乙の港湾施設管理権にした場合に乙の港湾施設管理権のみが抵当権の目的となる場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄にその権利に関する登録を書き写して申請書の受付年月日と受付番号を書いた後、登録公務員がはんこを押す。

- ② 第1項の場合には、甲の港湾施設管理権の登録用紙の抵当権に関する登録に乙の港湾施設管理権の表示をして、分割により何号の港湾施設管理権の登録用紙に書き写した意味を簿記した後、その登録を赤い線で消す。
- ③ 申請書に抵当権の登録名義者がその権利の消滅を承諾したことを証明する書面またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付した場合には、甲の港湾施設管理権の登録用紙の中の該当権利に関する登録にその意味を簿記して該当の登録を赤い線で消す。

第55条(港湾施設管理権の一部を分離して合併する場合の合併の登録) ① 甲の港湾施設管理権を分割してその一部を港湾施設管理権に合併した場合の合併の登録をする時には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の表示欄に合併により何号の港湾施設管理権の登録用紙から書き写した意味を書いて、以前の表示とその番号を赤い線で消す。

- ② 第1項の場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の甲区事項欄に甲の港湾施設管理権の登録用紙から港湾施設管理権に関する登録をコピーして、その登録が合併した部分のみに関するという意味と申請書の受付年月日及び受付番号を書いた後、登録公務員がはんこを押す。
- ③ 甲の港湾施設管理権の登録用紙に抵当権に関する登録がある場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄にその権利に関する登録をコピーして、合併した部分のみが甲の港湾施設管理権と同様にその権利の目的になるという意味と申請書受付年月日及び受付番号を書いた後、登録公務員がはんこを押す。
- ④ 抵当権に関する登録をコピーする場合の登録原因、その年月日、登録の目的及び受付番号が同じ場合には、コピーに替えて乙の港湾施設管理権の登録用紙に甲の港湾施設管理権の番号とその港湾施設管理権に対して同じ事項の登録があるという意味を書く。
- ⑤ 第1項の場合には、第53条第2項・第4項及び第5項と第54条を準用する。

第56条(合併の登録) ① 甲の港湾施設管理権を乙の港湾施設管理権に合併した場合の合併の登録をする際には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の表示欄に合併により何号の登録用紙から書き写した意味を書いて、以前の表示とその番号を赤い線で消す。

② 甲の港湾施設管理権の登録用紙の表示欄に合併により何号の港湾施設管理権の登録用紙に書き写した意味を書いて、甲の港湾施設管理権の表示及びその番号と登録番号を赤い線で消して登録用紙を閉鎖する。

第57条(合併による登録の記載事項) ① 第56条の場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の甲区事項欄に甲の港湾施設管理権の登録用紙から港湾施設管理権に関する登録を書き写して、その登録が甲の港湾施設管理権であった部分のみに関することだという意味と申請書の受付年月日及び受付番号を書いて、登録公務員がはんこを押す。

② 甲の港湾施設管理権の登録用紙に抵当権に関する登録がある場合には、乙の港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄にその権利に関する登録を書き写して、甲の港湾施設管理権であった部分のみがその権利の目的になるという意味と申請書の受付年月日及び受付番号を書いた後、登録公務員がはんこを押す。

③ 第53条第5項は第2項の場合に、第55条第4項は第1項及び第2項の場合にこれを準用する。

第3節 抵当権に関する登録手続き

第58条(登録申請) ① 抵当権の設定登録を申請する場合には、申請書に債券額と債務者を書いて、登録原因に弁済期、利子の発生期または支給時期、原本または利子の支給場所を書き、債務不履行で発生する損害賠償に関する約定がある場合、「民法」第358条の端緒による約定がある場合または債券が条件付きの場合には、これを登録原因に書く。

② 第1項の抵当権の内容が根抵当の場合には、申請書に登録原因が根抵当権設定契約という意味と債券の最高額を書く。

第59条(抵当権の移転) 抵当権の移転登録を申請する場合には、申請書に抵当権が債券と一緒に移転するという意味を書く。

第60条(債券の一部譲渡または代位返済による抵当権の移転) 債券の一部譲渡または代位返済による抵当権の移転登録を申請する場合には、申請書に譲渡または代位返済の目的である債券額を書く。

第61条(共同担保など) ① いくつかの港湾施設管理権を目的とする抵当権の設定登録を申請する場合には、申請書に各港湾施設管理権を表示する。

② 追加で共同担保をする場合には、申請書に以前の登録を表示するための事項を充分書く。

第62条(共同担保登録の記載) 第61条第1項による登録の申請がある場合にその中の一つの港湾施設管理権に関する登録をした場合には、その港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄に他の港湾施設管理権に関する表示をして、その港湾施設管理権と同様に担保の目的という意味を書く。

第63条(共同担保リストの記載) 申請書に共同担保リストを添付した場合にその中の一つの港湾施設管理権に関して登録した際には、その港湾施設管理権の登録用紙の該当区事項欄に共同担保リストに載せた他の港湾施設管理権と同様に担保の目的という意味を書く。

第64条(共同担保リストの性格) 共同担保リストは、登録簿の一部と見なし、その記載は登録として見る。

第 65 条(追加共同担保の登録の記載) 第 61 条第 2 項による登録の申請により登録をする場合には、その登録と以前の登録に各港湾施設管理権と一緒に担保の目的という意味を書く。

第 66 条(共同担保の一部の消滅または変更) いくつかの港湾施設管理権が抵当権の目的の場合としてその中の一つの港湾施設管理権を目的とする抵当権消滅の登録をした場合には、他の港湾施設管理権に関して第 65 条により登録にその意味を簿記して、消滅した事項を赤い線で消す。一つの港湾施設管理権に対して変更の登録をした場合にも同様である。

第 4 節 抹消に関する登録手続き

第 67 条(登録義務者の行方不明) ① 登録権利者が登録義務者の行方不明によりこれと共同で登録の抹消を申請することができない場合には、除権判決を得て申請書にその謄本を添付して、登録権利者が単独で登録の抹消を申請することができる。

② 第 1 項による申請の場合に債券証書、債券と最後の 1 年分の利子に対する領収証を添付した場合には、登録権利者が単独で抵当権に関する登録の抹消を申請することができる。

第 68 条(仮登録の抹消) ① 仮登録の抹消は、仮登録名義者が申請することができる。

② 申請書に仮登録名義者の承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付した場合には、登録上の利害関係人が仮登録の抹消を申請することができる。

第 69 条(予告登録の抹消) 第 3 条により訴を閣下した裁判またはこれを申し立てた者に対して敗訴を宣告した裁判が確定された場合、訴の取下げ、請求の放棄または和解がある場合には、第 1 審の裁判所は嘱託書に裁判の謄本または抄本、訴の取下げ書、請求の放棄または和解を証明する裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所主事または裁判所主事補の書面を添付して予告登録の抹消を国土海洋部に嘱託する。

第70条(利害関係がある第3者がいる場合)登録の抹消を申請する場合にその抹消に対して登録上の利害関係がある第3者がいる場合には、申請書にその承諾書またはこれに対抗することができる裁判の謄本を添付する。

第71条(公売処分による差し押え登録の抹消)第23条によって官公署から公売処分による権利移転の登録嘱託がある場合には滞納処分に関する差し押えの登録を抹消して、抵当権の登録がある場合にはその登録を抹消しなければならない。

第72条(抹消の方法)①登録を抹消する場合には、抹消の登録をした後、抹消する登録を赤い線で消す。

②第1項の場合に抹消する権利を目的とする第3者の権利に関する登録がある場合には、登録用紙の該当区事項欄にその第3者の権利の表示をして、どの権利の登録を抹消することにより抹消するという意味を書く。

第73条(違反登録がある場合の抹消の通知)①登録公務員が登録を終えた後その登録が第35条第1号に該当することを見つけた場合には、登録権利者、登録義務者及び登録上の利害関係がある第3者に対して1ヶ月以内の期間を決めて、その期間内に異議を述べない場合には、登録を抹消するという意味を知らせる。
②通知を受ける者の住所または居所をわからない場合には、第1項の通知を替えて官報及び「新聞などの振興に関する法律」第9条第1項により全国を普及地域として登録した日刊新聞に1回以上公告する。〈改訂2010.1.27〉

第74条(抹消に関する異議)抹消に関して異議を述べた者がいれば、登録公務員はその異議に対して決定をする。

第75条(職権抹消)第73条及び第74条による異議を述べた者がいない場合、もしくは異議を閣下した場合には、登録公務員は職権で登録を抹消する。

第5章 異議登録

第76条(異議申請とその管轄)登録公務員の決定、または処分に異議がある者は管轄地方裁判所に異議申請ができる。

第 77 条(異議手続きなど) ① 異議の申請をするためには、国土海洋部に異議申請書を提出する。

② 新しい事実や新しい証拠方法を根拠に異議申請をすることができない。

第 78 条(異議に対する措置) ① 登録公務員は異議が理由のないと認めた場合には 3 日以内に意見を付けて事件を管轄地方裁判所に送付しなければならない。

② 登録公務員は異議が理由があると認めた場合には彼にあたる処分をしなければならない。ただ、登録が終わった後日の時にはその登録に異議申立があるという意味をむくみした後これを登録上の利害関係人に知らせて第 1 項の手続きを取らなければならない。

第 79 条(執行部止まり) 異議は、執行停止の効力がない。

第 80 条(異議に対する決定と抗告) ① 管轄地方裁判所は異議に対して理由を付けて決定をしなければならない。この場合、異議が理由があると認めれば登録公務員にそれに該当する処分をするように命じて、その意味を異議申請人と登録上の利害関係人に知らせる。

② 第 1 項の決定に対しては「非訟事件節次法」により抗告することができる。

第 81 条(処分の前の仮登録命令) 管轄地方裁判所は、異議に対して決定する前に登録公務員に仮登録を命ずることができる。

第 82 条(管轄裁判所の命令による登録の方法) 登録公務員が管轄地方裁判所の命令により登録をする場合には、命令の年月日及び命令により登録をするという意味と登録の年月日を書いて、登録公務員がはんこを押す。

付則 <第 20912 号, 2008.7.9>

第 1 条(施行日) この令は公布した日から施行する。

第 2 条(登録済み証明書に関する経過措置) この令の施行当時以前の規定により交付した登録済み証明書は、第 42 条、第 43 条及び第 50 条の改訂規定により交付した登録証明書と見なす。

第3条(編綴済み証明書に関する経過措置) この令の施行当時以前の規定により交付した編綴済み 証明書は、第48条の改訂規定により交付した編綴証明書で見なす。

付則(港湾法施行令)〈第21882号, 2009.12.14〉

第1条(施行日) この令は公布した日から施行する。〈端緒省略〉

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法令の改訂) ① から〈22〉まで省略

〈23〉 港湾施設管理権登録令の一部を次のように改正する。

第1条の中 の“「港湾法」第22条第2項”を“「港湾法」第19条第2項”にする。

第2条の中の“「港湾法」(以下“法”と言う)第19条第1項”を“「港湾法」(以下“法”と言う)第16条第1項”にする。

〈24〉 から〈27〉まで省略

第7条 省略

付則(新聞などの振興に関する法律施行令)〈第22003号, 2010.1.27〉

第1条(施行日) この令は 2010年 2月 1日から施行する。

第2条及び第3条省略

第4条(他の法令の改訂) ① から〈44〉まで省略

〈45〉 港湾施設管理権登録令の一部を次のように改正する。

第73条第2項の中の“「新聞などの自由と機能保障に関する法律」第12条第1項”を“「新聞などの振興に関する法律」第9条第1項”にする。

第5条 省略

付則(電子政府法施行令)〈第22151号, 2010.5.4〉

第1条(施行日) この令は 2010年 5月 5日から施行する。

第2条及び第3条省略

第4条(他の法令の改訂) ① から <187> まで省略

<188> 港湾施設管理権登録令の一部を次のように改正する。

第26条第3項の各号以外の部分の本文中の “「電子政府法」
第21条第1項”を “「電子政府法」 第36条第1項”にする。

<189> から <192> まで省略